

平成 21 年

塩竈市議会会議録

(第128巻)

第1回臨時会 5月29日 開 会
5月29日 閉 会

第2回定例会 6月8日 開 会
6月18日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 1 年 5 月 臨時会 日程表

会期1日間（5月29日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 29	金	本会議	会期の決定、議員提出議案第2号、議会運営委員会の委員の選任、諸般の報告、議案第47号ないし第50号、議案第51号、議案第52号	1

平成 2 1 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 1 日間 (6 月 8 日～6 月 1 8 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 8	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、請願第9号、議員提出議案第3号ないし第5号、議案第53号ないし第64号	1
9	火	休 会		2
10	水	〃	総務教育常任委員会 10:00～	3
11	木	〃	民生常任委員会 10:00～	4
12	金	〃	産業建設常任委員会 10:00～	5
13	土	〃		6
14	日	〃		7
15	月	本会議	一般質問 ①鎌田 礼二 議員 ②中川 邦彦 議員 ③小野 幸男 議員 ④阿部かほる 議員	8
16	火	〃	一般質問 ⑤佐藤 英治 議員 ⑥浅野 敏江 議員 ⑦小野 絹子 議員 ⑧伊藤 栄一 議員	9
17	水	休 会		1 0
18	木	本会議	委員長報告 (閉会)	1 1

塩竈市議会平成21年5月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成21年6月定例会会議録

(5月臨時会)

第1日目 平成21年5月29日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議員提出議案第2号	3
議会運営委員会の委員の選任	4
諸般の報告	4
質 疑	5
吉 川 弘 君	5
伊 藤 博 章 君	9
議案第47号ないし第50号	12
提案理由説明	12
質 疑	14
曾 我 ミ ヨ 君	14
東海林 京 子 君	19
佐 藤 英 治 君	24
嶺 岸 淳 一 君	28
討 論	29
曾 我 ミ ヨ 君	29
菊 地 進 君	30
採 決	31
議案第51号	32
提案理由説明	32
質 疑	34

伊 勢 由 典 君	34
佐 藤 英 治 君	41
佐 藤 貞 夫 君	43
採 決	46
議案第52号	46
提案理由説明	46
採 決	47
閉 会	47

(6月定例会)

第1日目 平成21年6月8日(月曜日)

開 会	49
議事日程第1号	49
開 議	52
表彰伝達	52
会議録署名議員の指名	53
会期の決定	53
諸般の報告	54
質 疑	54
吉 川 弘 君	54
議長辞職の件	57
議長の選挙	58
副議長の辞職勧告の件	61
議長の辞職勧告の件	63
総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	63
議員提出議案第6号	65
議会運営委員会委員の選任	66
請願第9号	67
議員提出議案第3号ないし第5号	67
趣旨説明	67
議案第53号ないし第64号	70
提案理由説明	71
総括質疑	75
伊 勢 由 典 君	75
散 会	79

第2日目 平成21年6月15日(月曜日)

議事日程第2号	81
---------	----

開 議	83
会議録署名議員の指名	83
一般質問	83
鎌 田 礼 二 君	
①市立病院について	83
★病院改革の進捗状況について	
★病院事業の収支状況（4月・5月期）は	
②魚市場の経営形態について	84
★全国的な経営形態（公営 or 民営）は	
③市営住宅について	84
★市営住宅の入居の現状と申し込み状況について	
★市営住宅の建設予定は（長期ビジョンは）	
④バリアフリー化について	84
★塩竈市としてのバリアフリーに対する考え方	
⑤学力向上対策事業について	84
★少人数指導（5年算数）の現状と効果は	
中 川 邦 彦 君	
①平和問題	94
★非核都市宣言のまちとしての役割について	
★核兵器廃絶運動について	
②介護福祉	95
★介護保険制度について	
③安心安全なまち	97
★一般住宅の火災警報器設置について	
★市営住宅の確保として民間のAPの借り上げについて	
④仕事おこし	98
★リフォーム助成制度の創設について	
⑤私道の整備	98
★環境整備費としての項目の創設について	

小 野 幸 男 君

①地デジ対策	110
★地上デジタル放送移行への対応について	
②環境・エコ対策	111
★太陽光発電システムの普及について	
③地域医療対策	112
★ドクターヘリ導入について	
④健康福祉	113
★新型インフルエンザ対策について	

阿 部 かほる 君

①塩釜港利用促進対策	121
★市独自の塩釜港利用促進対策は	
②塩竈市の地球温暖化に伴う高潮対策	122
★排水溝の逆流海水による道路等冠水対策について	
★高潮対策の再検討は	
③学校周辺地域の環境対策	122
★防犯灯の設置について	
★防犯・安全対策について	
④塩竈市立病院の新型インフルエンザ対策	122
★市立病院の使命と対策行動計画について	
(治療対策と市民に対する広報は)	
⑤水産加工業の振興	123
★水産加工品の販売促進と街の活性化対策について (地産地消の推進)	

散 会	134
-----	-----

第 3 日 目 平 成 2 1 年 6 月 1 6 日 (火 曜 日)

議事日程第 3 号	137
開 議	139
会議録署名議員の指名	139

一般質問	139
佐藤英治君	
①自治基本条例	139
★地方分権時代に対応した市民主体の自治体づくり	
②新庁舎建設構想	140
★老朽した各分庁舎は行財政改革に矛盾	
★行政の拠点は耐震と環境に配慮した市民の利便ある庁舎に	
★スクラップ・アンド・ビルドとPFI方式への検討	
★有識者による検討委員会の設置について	
③雇用対策	141
★平成21年度補正予算に向けての市の対策	
④浦戸振興について	141
★ノリの冷蔵施設への整備補助について	
⑤地上デジタル放送	142
★公共施設等への対応計画	
浅野敏江君	
①福祉について	154
★女性の健康・女性特有のがん検診強化対策について	
(無料クーポン券つき検診手帳の交付)	
★少子化対策として「次世代育成青年交流事業」の具体的取り組みと	
実施時期について	
★「子育て応援情報マップ」の配布について	
★「成年後見制度」の周知と利活用推進について	
②防災・災害対策	157
★市内急傾斜地等におけるゲリラ豪雨・洪水・地震等に対する防災・	
災害対策について	
小野絹子君	
①東塩釜駅・西塩釜駅へのエレベーター設置について	168
★東塩釜駅へのエレベーター設置のスケジュールと設置の時期について	

★西塩釜駅へのエレベーター設置の考え方と対応について	
②利府中インター線の整備状況について	169
★第1期工区(460M)の事業計画について	
★21年度のスケジュールと住民への説明について	
★東塩竈吉津線の200万円の調査状況について	
③国保税の税率改正(値上げ)の凍結について	169
★20年度の決算の見通しについて	
★21年度の値上げの凍結について	
④国の補正予算で自治体に対する関連予算の実効について	170
★経済対策について	
★雇用、生活支援について	
★小中学校、保育所の福祉施設、公共施設の改修・修繕・耐震化対策について	
伊藤栄一君	
①行財政対策	184
★世界同時不況の中、日本国経済も落ちるところまで落ちたという感 であります。当市における影響と対策について	
②限界集落	184
★当市内町内会は任意団体であります。合併等について伺います。	
③塩釜港の振興	185
★港を盛んにするにはまず内外航路の整備について	
④道路計画	185
★都市計画道路越の浦春日線と都市計画道路東塩竈吉津線の交差点、 さらに終点国道45号線取付道の考え方、その先の計画について	
⑤学校教育	185
★農山漁村交流(体験活動)共に浦戸振興	
散会	195

第4日目 平成21年6月18日（木曜日）

議事日程第4号	197
開 議	199
会議録署名議員の指名	199
請願第8号撤回の件	199
議案第53号ないし第64号（各常任委員会委員長議案審査報告）	200
採 決	204
請願第9号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	205
採 決	205
閉 会	206

平成21年5月臨時会	5月29日	開会
	5月29日	閉会
平成21年6月定例会	6月8日	開会
	6月18日	閉会

議案審議一覽表
 請願審議一覽表
 請願文書表
 議員提出議案

塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第2号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29
	議案第47号	市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29
	議案第48号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29
	議案第49号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29
	議案第50号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29
	議案第51号	財産の取得について	原案可決	21.5.29
	議案第52号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	21.5.29

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
	議員提出 議案第3号	地方分権改革の推進に関する決議	原案可決	21. 6. 8
	議員提出 議案第4号	地方税財源の充実強化に関する決議	原案可決	21. 6. 8
	議員提出 議案第5号	北朝鮮の地下核実験に抗議し、核実験中止と核兵器開発中止を求める決議	原案可決	21. 6. 8
	議員提出 議案第6号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	21. 6. 8
総務教育	議案第53号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	21. 6. 18
	議案第56号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21. 6. 18
	議案第62号	宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	21. 6. 18
	議案第63号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決	21. 6. 18
民 生	議案第54号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	21. 6. 18
	議案第55号	健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	21. 6. 18
	議案第56号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21. 6. 18
	議案第60号	塩竈市集会所の指定管理者の指定について	原案可決	21. 6. 18
	議案第64号	宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決	21. 6. 18
産業建設	議案第56号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	21. 6. 18
	議案第57号	平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	21. 6. 18

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
産業建設	議案第58号	平成21年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	21. 6. 18
	議案第59号	平成21年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	21. 6. 18
	議案第61号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	21. 6. 18

塩竈市議会 6 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 8 号	防災・生活関連整備の地域間格差をなくし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願	20. 11. 28	産業建設	撤 回	21. 6. 18
第 9 号	『「協同労働の協同組合法」(仮称) 早期制定を求める意見書』の提出に関する請願	21. 6. 2	産業建設	継続審査	21. 6. 18

平成21年6月8日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 9 号
受 理 年 月 日	平成21年6月2日
件 名	『「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書』の提出に関する請願
要 旨	<p>【請願の要旨】 「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書の議会採択をお願いいたします。</p> <p>【請願の理由】 日頃より、私ども市民会議、及び労働者協同組合に対するご指導、ご支援に深く感謝申し上げます。</p> <p>私たちは、働く者や市民が協同で出資し、経営し、働く「協同労働」を旨とした新たな協同組合法の制定を求めて、活動を進めております。</p> <p>今の法律では、「労働者」は「雇われる人」で、「雇用労働」しか想定されていませんが、「協同労働の協同組合法」は、人々が協同し、この社会の主人公として、社会的に意味のあることに責任をもって行う道を「仕事・労働」の面でも法的にひらこうとするものです。</p> <p>時代の変化の中で、地域社会と労働環境の厳しさは増すばかりですが、この「法律」は地域の市民による地域振興、就労創出を推進する制度として、各方面から期待が寄せられております。</p> <p>すでに、G7各国では、「社会的協同組合法」(イタリア)、「生産労働者協同組合法」(フランス)等、以前から同様の法制度が整備され、その有効性が証明されております。</p> <p>国会でも、坂口力元厚生労働大臣を座長として、超党派の国会議員の方々による「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)を考える議員連盟」の発起人会が開かれ、埼玉県北本市議会を初めとして各縣市町村では、この法の速やかな制定を求める「意見書」が全会一致で採択されました。</p> <p>皆様の議会におきましても、法制定を後押しする「意見書」の採択をいただきますよう、ご支援・ご協力を賜りますよう、請願いたします。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	宮城県仙台市泉区黒松一丁目31-9 日本労働者協同組合連合会(ワーカーズコープ) センター事業団 東北事業本部 杉 本 俊 之
紹 介 議 員 氏 名	佐 藤 英 治
付 託 委 員 会	産業建設 常任委員会

議員提出議案第2号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年5月29日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「5人」を「6人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年5月29日から施行する。

（委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の塩竈市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在任する議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の塩竈市議会委員長条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、平成21年6月7日までとする。

3 新条例の規定に基づき、新たに選任された議会運営委員の委員の任期は、選任された日から平成21年6月7日までとする。

（継続調査事件に関する経過措置）

4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づく議会運営委員会に議会閉会中の継続調査事件として付議されている案件は、新条例の規定に基づく議会運営委員会に新たに付議されたものとみなす。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第3号

地方分権改革の推進に関する決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年6月8日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

地方分権改革の推進に関する決議

地方分権改革推進委員会は、これまでの二次にわたる勧告に続き、今後、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進め、第3次勧告を行うこととしており、これらの勧告を踏まえ、政府においては、地方分権改革推進計画を作成し、平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案（仮称）」を国会に提出することとされている。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図り、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することであり、そのためには、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築しなければならない。

併せて、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的な移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に権限・事務・財源を一体的に移譲すること。

その際、「補完性・近接性」の原理に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への権限・事務・財源の移譲を促進すること。

2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消により、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

3. 「（仮）地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

4. 地方議会の権能強化

地方分権時代における地方議会の役割は一層重要性を増すことから、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、地方議会の権能を強化すること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

塩竈市議会

議員提出議案第4号

地方税財源の充実強化に関する決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年6月8日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

地方税財源の充実強化に関する決議

世界的な金融経済危機による景気の悪化に伴い、地域経済も不況の度を深めており、地方財政は未曾有の危機に直面している。

こうした中、政府においては、これまで「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を実施するとともに、平成21年度の地方財政計画に地方交付税を1兆円追加計上するなどにより、地方財政運営に対する支援措置が講じられたところである。

また、「経済危機対策」として策定された平成21年度補正予算では、地方公共団体に対する配慮として「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の創設により約2.4兆円を計上するなど、地域活性化のための支援策が示されている。

これらは、これまで地方が強く訴えてきた地方交付税の復元・増額や緊急経済対策の早期実施の要請にも応えるものであり、高く評価するものであるが、現下の地方財政は、景気悪化に伴う大幅な税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、依然として危機的な状況にある。

地方自治体が、今後も市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、安全・安心の実現と地域の活性化を図っていくためには、地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、地方の再生と地域の活性化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映し、総額を増額すること。

2. 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

以上、決議する。

平成 年 月 日

塩竈市議会

議員提出議案第5号

北朝鮮の地下核実験に抗議し、核実験中止と核兵器開発中止を求める決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年6月8日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

北朝鮮の地下核実験に抗議し、核実験中止と核兵器開発中止を求める決議

北朝鮮は5月25日、2回目の地下核実験を行った。国連安保理決議1718（2006年10月14日）の「いかなる核実験または弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないこと」、6カ国協議で合意した「一切の核兵器及び現在の核計画を放棄する」とした共同声明にも違反する行為である。

東アジアと日本にとって緊張と不安を与える行為であり、正当化されるものではない。度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

アメリカのオバマ大統領は「核兵器のない世界」の実現をめざし核兵器使用国として「道義的責任」を表明しており、世界の核兵器廃絶のあらたな機運に逆行する行為である。塩竈市議会として北朝鮮の核実験に対し抗議し「北朝鮮の核実験中止と核兵器開発を中止すること及び無条件で6カ国協議に復帰すること」を強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

塩竈市議会

議員提出議案第6号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年6月8日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例
塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年6月8日から施行する。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

平成21年 5 月 29日（金曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成21年5月29日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議員提出議案第2号
 - 第4 議会運営委員会の委員の選任
 - 第5 諸般の報告
 - 第6 議案第47号ないし第50号
 - 第7 議案第51号
 - 第8 議案第52号
-

出席議員（21名）

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長 内 形 繁 夫 君

総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	会計管理者兼会計課長	片倉研一君
総務部次長兼行財政改革推進専門監	吉田直君	総務部次長兼政策課長	田中たえ子君
総務部危機管理監	佐々木真一君	市民生活部次長兼環境課長	澤田克己君
健康福祉部次長兼社会福祉課長	福田文弘君	産業部技監兼次長	茂庭秀久君
建設部次長兼下水道事業所長	金子信也君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	総務部税務課長	星清輝君
総務部総務課長補佐兼総務係長	安藤英治君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部業務課長	川村淳君	水道部長	千葉伸一君
水道部次長	黒須精一君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部総務課長	佐藤俊幸君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局次長兼議事調査係長	伊藤喜昭君	事務局次長兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係専門主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後 1 時 開議

○議長（志賀直哉君） 去る 5 月 22 日告示・招集になりました平成 21 年第 1 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議に入ります。

11 番嶺岸淳一君より遅参するとの通告がありましたので、ご報告いたします。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、監査委員並びにその受任者であります。

○議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番阿部かほる君、18 番鈴木昭一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（志賀直哉君） 日程第 2、会期の決定を行います。

臨時会の会期は、1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議員提出議案第 2 号

○議長（志賀直哉君） 日程第 3、議員提出議案第 2 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第 2 号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15 番菊地 進君。

○15 番（菊地 進君） ただいま議題に供されました議員提出議案第 2 号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第 2 号「塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例」については、議会運営委員会の委員の定数を現在の 5 名から 6 名とし、あわせて各委員の任期を在任中の委員も新任の委員も平成 21 年 6 月 7 日までとしようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上であります。

○議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第2号については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第2号については、さよう取り計らうことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第2号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

日程第4 議会運営委員会の委員の選任

○議長（志賀直哉君） 日程第4、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

新たな議会運営委員には、8番伊藤博章君を指名いたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（志賀直哉君） 日程第5、諸般の報告を行います。

報告は、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により市長に指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第1号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」

専決第2号「平成20年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」

専決第3号「平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」

専決第4号「平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」

専決第5号「平成20年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」

専決第6号「平成20年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算」

専決第7号「平成20年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」

専決第8号「平成20年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」

専決第9号「平成20年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算」

専決第10号「平成20年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」

専決第11号「平成20年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」

専決第12号「平成20年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

専決第13号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」

専決第14号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」

専決第15号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

以上15件については、3月31日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により5月22日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告6件であります。

これより質疑に入ります。4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 私は、専決第3号とそれから専決第15号について質疑を行います。

まず初めに、専決第15号の国保条例の一部を改正する条例について伺います。

この間、明らかにされた厚生労働省の内部文書では、要介護認定平成21年制度改正案で、介護保険の認定のうち要介護2、要介護3と認定される者が著しく増加しているため、制度改正により要介護認定者を適正な分布に戻す、つまり要介護2・3の人数を適正な数に減らすためより軽い認定である要介護1以下に引き下げるという内容で、その方法に当たっても、認定調査員用のテキストを改訂したり認定調査項目を削減したりなどして、介護保険の認定を意図的に引き下げることによって介護費用を減らすことがわかりました。

今回の条例改正は、国保加入者で40歳から64歳までの介護保険分の限度額を9万円から10万円に引き上げるといっていますが、一方では介護利用の枠を狭くして費用を減らすと、一方では限度額を引き上げると、国のこのようなやり方に対して、市当局はどのように考えているのか、また、限度額の引き上げの理由、これがどういう理由なのか、まず伺います。

それから、二つ目には、専決第3号の国保事業の補正予算について伺います。

平成20年度の国保会計の財政見通しは、ことしの4月時点では県からの貸付金を加えないで

2,500万円の黒字で、基金1億400万円を加えると1億2,900万円になると、このように報告しています。今回の補正予算では、国の貸付金1億2,183万円を歳入として加えられています。一方、基金積立金として貸付金とほぼ同額の1億2,167万円を歳出に計上しています。

そこで、お聞きしますけれども、平成20年度の収支は4月に策定した内容のように判断していいのか、それとも4月の時点での判断からさらに変わるのか伺います。また、赤字でなければ県の貸付金は歳入に加えなくて戻すべきではなかったのか、このように思います。

平成19年度の国保税の現年度分の収納率は84.14%で、県内36自治体の中で最下位でした。今回の平成20年度の当初予算では、国保税15億4,083万円、このように見ていたのが、今回の補正予算では14億3,017万円、このようになって、1億1,000万円ほど低くなっております。平成20年度の収納率はどのようになるのか、また収納率が低くなっている要因をどのように分析しているのか、伺います。さらに、収納率低下に伴って財政調整交付金、さらなる削減の心配はないのか伺います。

まず、1回目、以上です。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から、4点にわたってご質問がございましたので、逐次答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の介護納付金の限度額の引き上げについてご質問がございました。今回の介護納付金の限度額につきましては、平成18年度以降9万円としていたところでありまして、介護給付費あるいは被保険者の所得動向を勘案いたしまして、中間所得層の負担軽減を図ることが国保税施行令の大きなねらいという状況になってございます。一般論といたしまして、この賦課限度額を超える所得層と申しますのは、高所得の方が基本的に対象になるというふうにお考えいただいてもよろしいかというふうに思いますが、これまでも低所得者あるいは中間所得層の負担の軽減が非常にあるということで、そういったことも踏まえながら今回このような限度額の引き上げが行われたものというふうに理解をしておりますし、対象世帯が全体の3%程度でありますし、いわゆる低所得者あるいは中間層の97%の方々には基本的に影響を与えない、そういった内容になっているということがございます。

それから、今回は改正の内容が賦課限度額だったこと、それから地方税法の可決成立が3月31日であったこと、あるいは施行月日が4月1日、あるいは県内の市町村の動向、こういったものを総合的に勘案をいたしまして専決とさせていただいたところでありまして、よろしく

お願い申し上げます。

それから、4月の時点での収支見通し、20年でいいかということでございます。4月の段階での収支見通しにつきましては、例えば、協議会の方に出している資料の中ではたしか1億2,900万という黒字ということでご報告申し上げておりますけれども、現段階で約1億3,000万ないし4,000万程度になるかというふうに思っておりますが、この中には、21年度の療養交付金、こういったものへの精算還付金が入っておりますので、実質的には約1億を若干超えるようなそういう収支になるのではないかと考えているところでございます。

それから、貸付金、歳入に加えないでよかったのではないかと考えてございますけれども、実は、1月の時点で収支の差し引きの報告をいたしました段階で約9,000万程度収支不足が生じるという状況を報告申し上げていました。その段階で収支見通しの補てんをどうするかということを考えたときに、現行の歳入歳出の見直しの中ではなかなか難しいということで、県の無利子の貸し付けを借りて、そして収支の均衡を図るというような方法をとったわけでありまして、結果的に、2月の段階で収支不足が約9,000万だったと思っておりますけれども、収支差が9,000万だったというふうに思っておりますけれども、それに充てるために県の方から貸し付けをお借りいたしまして、2月に歳入として9,000万を補正歳入いたしまして、歳出として保険給付金に充てたというのが実態でございます。

したがって、あくまでも県の貸付金といいますのは歳入をして歳出の保険給付に充てるというのが基本でありますので、歳入に加えない予算措置というのはちょっとできないというふうに思っているところであります。結果的に収支差、決算段階で約1億2,000万ほど今回の専決で出てまいりますので、その金額相当分を基金の方に積み立てるということにした内容でございます。ただ、この1億2,000万といいますのは、あくまでも県の貸付金でありますので、償還の財源という形になりますので、通常的一般財源のような形で崩して使う内容ではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の20年度の収納率の関係でございますけれども、この辺につきましては、大体80%を若干割るような状況になるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 初めの介護保険、給付費の削減というのは、国の方で毎年社会保障費を2,200億円削減すると、そういう削減路線の中で出てきている問題でもあるというふうに思い

ます。確かに中間所得者層のところの負担の軽減と、そういうふうにありますけれども、しかし、今、部長言われたとおり、18年度1万円上がって9万、今回が10万です。そして、あと国保の医療分です。これも限度額見ますと、19年度3万円引き上がって、20年度3万円と。ですから、医療分の最高限度額59万と今回の介護保険料10万、合わせると69万なんですよ。ですから、そういう中で、国の負担、介護保険料、これが22.8%と低く抑えられたまま、介護利用者がどんどんふえるということになれば、結局介護保険料とか利用料の引き上げ、それからサービスの削減と、そういう二者択一に迫られる、そういう問題につながっていくというふうに思います。その辺問題を指摘していきたいというふうに思います。

それから、国保会計の財政見通しです。言われたとおり協議会への報告としては4月、1億2,900万、これは基金も含めてということになりますけれども、ですから、単年度収支では2,500万円の黒字になっているわけです。確かに療養給付費の返還ということが考えられて実質は1億前後になると、そういうふうに言われましたけれども、しかし、この間の推移を見れば、平成19年度の財政見通しは、結局基金を踏まえないで9,500万円の赤字だったんです。これが、20年度からの後期高齢者が抜けて新制度によれば、当局としては、20年度6,400万円の赤字になると。その後も赤字になるという試算を行いました。そういう中で、しかし、実際には、4月に行った20年度の収支見通しは、6,400万円の赤字ではなく2,500万円の黒字だと。ですから、その差は約9,000万円の差になるわけですね。ですから、そういう中で、これまで国としては新制度になれば……

○議長（志賀直哉君） 吉川議員に申し上げます。

報告ですので、自分の意見というのは控えるように。あくまでも報告ですので、質疑ということは、自分の意見は控えますようによろしく願いたいと思います。

○4番（吉川 弘君） はい。済みません。

そういうことで、新制度では、国会計は他の保険より負担が軽くなるのではないかというように言われました。私たちが東京の国分寺市に行っているいろいろ視察なんかも行ってきましてけれども、そういう面で市が言っている……

○議長（志賀直哉君） 吉川議員。報告に対する質疑で、自分の意見はご遠慮ください。

○4番（吉川 弘君） はい。（議員の声あり）はい。

そういうことで、実際赤字になるという、19年度は9,500万円の赤字だった、これが20年度には実際は黒字になっているわけですから、そういう面では、財政的に大きく変わっている

というふうに思うんです。ですから、そういう面で今回の新制度による国保会計の見通し、これについてどのように考えているのか伺います。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） まず、介護保険の関係でご質問ございましたけれども、認定の関係につきましては、現在全体的な見直しをして従来の認定者が不利益を生じないような経過措置が講じられておりますので、私どもの方としてもそういった不利益が生じないようなそういう作業をあわせてしておりますので、まずご報告申し上げておきたいというふうに思っています。

それから、収支の関係でご質問ございました。改めてお答えいたしますが、19年度の決算の段階では1億400万の基金の残高があったということは、これまでご報告申し上げたとおりであります。したがって、20年度に本来は料金改定をすべき期間でありましたけれども、20年度につきましてはこの基金があることを踏まえまして20年の料金改定は基本的にはしていないという状況の中で、この20年度の決算見通しがどうだったのかという部分で整理をする必要があるというふうに思います。そういった意味では、結果として1億2,000万ではなくて、療養還付金を引いた実質的なお金というのは1億若干超えるぐらいの金額になりますので、19年度の基金の現在高と基本的には同額というふうに考えていただいてよろしいかというふうに思います。そういった意味では、かなり収支の状況というのは厳しい20年度の決算を迎えたというのが実態だろうと私たちは思っているところであります。あくまでも額面上は1億3,000万、1億4,000万でありますけれども、実態としては約1億超える金額、その1億の金額というのは、前年度の1億400万の基金を取り崩したそういう形のものと同額であるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 今、部長言われましたけれども、20年度は、やはり単年度収支で見れば6,400万円の赤字なんですよね。それが、先ほど言われたとおり療養給付費の還付金がありますけれども、それを引いても1億円やはり残るということで、そういう意味では大きな差が出たのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） それでは、私の方からは専決9号につきまして質疑をいたします。

この専決9号、平成20年度の塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算ということにな

っているかと思えます。そこで、今回は、392万9,000円の減額をし、補正後の総額を3億797万1,000円にするという、地方自治法でいう180条の議会の委任による専決処分を市長が行った報告をいただいているところでございます。それでお伺いしたいのは、この392万9,000円が不用額になったのかどうなのか、なぜ減額補正となったのか、その理由をまずお伺いしたいと思えます。

それから、もう1点、改めましてこの3億797万1,000円の20年度の事業内容もお聞かせをいただければと思えます。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 392万9,000円の減額につきまして、ご説明をまずさせていただきます。当初予算におきましては、土地開発公社から買い戻す予算、これは年度末を想定して利子等を加味した金額を計上させていただきました。事務作業を進めました結果、3月2日の時点で土地の購入を終えてございます。そこに利子等の差が出てまいりましたので、そういったものを減額補正させていただいたものでございます。

それから、3億1,190万円の事業内容でございますが、ただいま申し上げましたように、土地開発公社からの漁港背後地用地の買い戻し予算ということで計上をさせていただいた内容でございます。

○議長（志賀直哉君） 伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） この先行取得の部分で、相手先は土地開発公社ということになっているわけですが、今回、この土地開発公社と本市との取引の関係で手続上の問題ではございますが、手続上に瑕疵があったということに多分なっているんだと思えます。それで、もう1点お伺いしたいのは、予算の執行の上で手続に誤りがあったと。だけれども、たとえ議会が180条によって議会の委任を、議決をしていたとしても、予算執行そのものの手続に瑕疵があったものを、残額が出たからといって議会に対してこのように報告という形で出すことは、当局としてはそれは何の疑問も感じないで出されたのか。その辺どのような判断だったのか、市長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） ただいまございましたように、今回の土地開発公社の用地を公共用地先行取得事業特別会計で買い戻す際に、事務手続に瑕疵があったということにつきましては、心よりおわびを申し上げるところでございます。この部分につきましては、本議会に、

追認という形ではございますが、瑕疵の治癒を図るべく議案を提案をさせていただいているところでございます。一方、この会計の金銭面での状況は、先ほど申し上げましたように、3月2日には支払いを終えた状況にございました。また、この会計におきましては、その後の数値の移動ということは想定しなくてもいい状況というふうな状態にございました。また、ただいまご意見にもございましたように、2月議会での専決処分の指定をいただいたという状況でございます。これらのことを踏まえまして、大変恐縮ではございますが、専決処分をさせていただいたものでございます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 土地開発公社の土地の取得につきましては、後ほど議案第51号の中で改めてご報告とおわびを申し上げるところであります。一方、今回公共用地先行取得ということにつきましては、さきの議会におきまして専決の指定をいただきました。そのことにつきましては、やはり専決処分の結果を180条第2項の規定により直近の議会にご報告をさせていただくべきということで、今回このような提案をさせていただいたところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） それで、この問題、通常考えれば、誤っている手続を直して正当な案件に変えて、予算執行に変えて、その上で本来はこのような形で、この180条による専決を使うのであれば、そういう形が望ましいんだと私は思っているんです。180条で議会が専決処分の委任をしたのは、議会を開くいとまがないと。それと、決算に向けての若干のお金の出し入れの部分だから、そこの部分についてはお認めしましょう、市長に専決してもらっていいですよという認め方をしているわけですよ。委任をしているわけでしょう、本来議会が議決すべき事項を。それで、もしこのような出し方をするのであれば、出し方をこのような流れでの出し方をするのであれば、私は179条、これは市長の専決権を使って誤った瑕疵を直すということをやった上であわせて出すべきなのではないかと思うんです、僕は。これは手続論の問題ですから、ただ手続論ゆえに、議会と当局の関係というのの重大さはここにあるんです。私どもは予算ということで見積もりをお認めいたします。その中で、実際使ったもの、不用額になったもの、いや、もうちょっと予算が必要だったもの、それぞれその都度補正予算であったり、年度末のこういう専決であったり、それから翌年度の9月ごろに行われる決算という形で、市民から預かった税金が正しく使われているかどうかということをもチェック

することが、議会の本分ではあるんです。たとえ土地開発公社、これは土地開発公社の再建という形で今買い戻しをしているわけですから、そのことの流れはわかっているにしても、一度手続を間違っ、間違っものを改めて今直そうとするのであれば、議会への提案についてもきちっとやはり手続を間違えずにやるべきだと思うんです。今までどおりに諸般の報告をして、間違っ部分は後で追認で、皆さんお認めくださいという話でもないんですよ。そういった、当局側としてこの臨時議会に提案するに当たって、内部で議案提案する際に、何ら疑問も感じず今までどおりの流れで出してしまったのか、議論はしたんだけどもこういう形で今までどおりで出そうという結論に達したのか、その辺3回目としてお伺いをしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 今回の関係する議案等につきましては、庁内でかなりの議論をさせていただきまして、提案をさせていただいている状況でございます。ただいまご指摘いただきましたような179条での専決処分、それから、ご指定をいただいております180条での専決処分、それから、またもう一つのこれから上程されます関係議案、土地取得の追認の議案というふうなもののあり方につきまして、議論をさせていただいたところでございますが、同一議会への上程というふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに考えて、従来からのスタイルというものを今回はとらせていただいたという経緯にございます。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第6 議案第47号ないし第50号

○議長（志賀直哉君） 日程第6、議案第47号ないし第50号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第47号から議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

景気の悪化に伴い民間企業における夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえますこ

とから、人事院は、4月に特別調査を実施し、本年6月に支給される国家公務員の期末手当等を暫定的に凍結する臨時勧告を行っております。これに伴い、政府は5月15日に勧告の完全実施に向けて給与関連法案を国会に提出をいたしております。

一方、本市における職員給与等につきましては、これまでも人事院勧告を尊重するとともに、国家公務員に準じた取り扱いをいたしてまいりました。本日もご提案させていただきました議案第47号「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第48号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第49号「塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも人事院が行った今回の臨時勧告の趣旨を真摯に受けとめまして、本年6月期において市議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.15月、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を合わせて0.2月、暫定的に引き下げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、なお必要な部分につきましては、後ほど担当部長より説明をいたさせますので、お聞き取りの上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 資料No.5の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号ないし第50号の具体的な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、1番、今回の改正内容でございますが、（1）一般職につきましては、表にございますように、現行は6月期には期末手当1.40月、勤勉手当0.75月、計2.15月の支給をしております。これを、右側の欄にありますように、期末手当で0.15月、勤勉手当で0.05月引き下げ、合計支給月数を1.95月にしようとするものでございます。

（2）市長、副市長、教育長ですが、6月期の期末手当1.60月を0.15月引き下げ、1.45月にするものでございます。

（3）市議会議員につきましても、同じく1.45月にしようとするものでございます。

2番、人事院勧告と国の動きでございますが、（1）人事院は、例年ですと8月に給与や手当に関する定例の勧告を行ってまいりましたが、ことしは民間企業の景気低迷による夏季一

時金の減少などから4月に特別調査を実施し、暫定的な措置として6月期の手当の一部を凍結すべきとしたものでございます。なお、人事院は、今後例年どおりの調査を行い、本年夏には今回凍結分の扱いを含めた勧告を行う見込みでございます。

(2)の国の対応状況でございますが、5月8日には総務省自治行政局公務員部長名で「各地方公共団体においても地方の実情を踏まえつつ、国の取り扱いを基本として対処されたい」という旨の通知を出しているところでございます。その後、給与関連法案は、衆議院では5月26日に議決され、参議院におきましても本日可決、成立する見通しとの報道がされているところでございます。

なお、この資料の1ページから4ページまでに関しましては、関連いたします条例改正案の新旧対照表でございますので、ご参照いただければと思います。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長(志賀直哉君) これより議案第47号ないし第50号の質疑に入ります。曾我ミヨ君。

○1番(曾我ミヨ君) ただいま市長さんからの提案とそれから総務部長さんからの内容説明がありました。特に、私は、議案第50号について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について伺いたいというふうに思っております。

先ほど説明がございましたように、平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を、2.15カ月を0.2カ月を引き下げて1.95に改定するという提案であります。提案の理由としては、人事院勧告に基づくものというふうに提案されました。私は、人事院勧告に基づくものというのであれば、今の示されている人事院勧告そのものについてどうなのかということをもまず伺う必要があるかというふうに思っています。

人事院の今回引き下げの勧告については、先ほども言われましたように、民間で夏季一時金の大幅な削減が見られるということで、既に6月期の期末・勤勉手当は国家公務員の手当は決まっているものを、これをまず一時凍結して0.2カ月の削減するというふうにしています。実は、今回の6月期の勧告というのは異例の異例でありまして、人事院勧告の示し方というのは、毎年5月から職種別の民間給与の実態調査を行って、毎年8月の時点で精査して勧告が行われてきたと。今回は突如として前倒しというか、4月段階で調査をしてやったということではありますが、そういう点では今回の6月提案というのは今までと異なっているものだというふうに思いますけれども、そして、新聞報道で言われているのは、この背景には政府与党が一時金カットを求めていたものに追従したものだというふうに報道されております。

国家公務員給与の改正に当たって、5月21日の衆議院総務委員会で我が党の塩川哲也議員の質問に対して、谷政府特別補佐人は、これまで官民格差を解消するためには企業規模50人以上、事業所規模50人以上の事業所、約1万1,000件の事業所を対象にして調査してきたものだと。今回の調査はわずか2,700社で、しかも本来の調査と比べて5分の1程度の調査だったと。その中でも実際に一時金を決定している企業は1割程度で大半はまだ一時金も決まっていない状況で、全体を正確に把握した、あるいは反映したものになっていないということ、この質疑の中で谷政府特別補佐人は答えております。しかも2割の従業員しか決定対象にしかなかったというふうに答弁しております。

今回のこういう特別給を削減する勧告、これまでのルールを大幅に変更したものだというふうに思いますけれども、こういうやり方について当局はどうとらえているのか伺います。

それから、先ほど申し上げましたように、6月期の期末・勤勉手当は既に昨年の段階で決められているものだとすれば、今回の勧告について提案しない自治体も実際にはあるわけであり、だから、1年間を通じて正確な判断の上に改正するのであればそれはあるかもしれませんが、そういう点で、12月期の改定でもできるのではなかったかと思っておりますけれども、この辺についてどう思うのか伺いたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このたびこのような提案をさせていただきました。特に、議員の皆様方にも大変厳しいお願いをさせていただいております。心よりおわびを申し上げるところであります。人事院勧告の受けとめ方について初めにご質問いただきました。

本市、ご案内のとおり、人事院会的な組織はないわけであり、当然のことながら、職員の勤務条件等につきましては、これまでも人事院勧告を尊重し、国公準拠という取り組みを行ってまいりました。内容的には職員に有利、不利、これまでもあったかと思っておりますが、そういったことにかかわらず、本市におきましては、人事院勧告を尊重させていただき、国公準拠、遵守というような形で取り組んでまいりました。したがって、今回のことにつきましても、その原則に立ち返りましてこのようなご提案をさせていただいたところであり、

理由はということですが、ご案内のとおりまず長引く景気の低迷であります。あるいは百年に一度と言われるような大変厳しい状況が、世界的な現在の景気ではないかと思っております。国の方におきましても、そのような状況を真摯に受けとめられまして、このよ

うなご提案であったのかと思っております。そういったことを反映し、今、議員の方からもご質問いただきましたとおり、2,700社を対象に特別調査を4月7日から24日まで実施をされた。調査完了率が76.6%という状況であったということでもあります。また、業種間でもばらつきがあったということは報道されているとおりでありまして、例えば製造業、非製造業間の中でも大きなばらつきがあったようでもあります。しかしながら、全体としては大変厳しい経済社会状況、特に本日の報道でも有効求人倍率が5割を切っていると、あるいは完全に職がないという方々の数が大幅に増加しつつあるというような昨今の状況を客観的に判断し、6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的な措置を講ずる必要があるということで、支給月数の一部を凍結ということでもあります。この8月には、正式な人事院勧告がなされるものと思っております。当然そういった勧告にまた我々は真摯に対応していかなければならないと思っております。今回、このような形をお願いをさせていただいているということにつきましては、6月1日が起算日であります。基準日であります。もし今回対応しないとなれば、例えば特別給につきましては12月で一時期にということに当然なり得るものと思っておりますが、今後の情勢を客観的に勘案した場合には、やはりこの時期にご提案をさせていただくべきではないかというような判断で、提案をさせていただいたところでもあります。

また、提案をしないというようなお話もありました。県内にも1市提案をしないというような状況をお伺いをいたしておりますが、ただし、市長さんが就任後極めて短期間であるということで、客観的な状況を勘案し12月にしかるべく対応させていただくというような内容であるというふうに確認をさせていただいているところでもあります。また、宮城県も対応していないようではありますが、今、ご案内のとおり県におきましては職員の給与、たしか5.5%でありました、の独自削減ということに取り組んでおられるようでもありますので、そのようなことを客観的に勘案して対応しないというような判断をされたものと理解をいたしているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） 全体で今回の人事院のやり方がこれまでのやり方と大幅に変更した中でこういうことをぎりぎり押しつけられているという点で、そういうやり方をどうとらえているのかということは、回答がございませんでしたが、もしあれば聞いておきたいというふうに思います。

それから、国の方は8月までの調査を引き続きやってそれで示すということをおっしゃいましたが、結局また12月の段階で削減をするということに、2度にわたって、調整も含めてでしょうけれどもね、そういうことになるのかどうか伺っておきたいというふうに思います。

それから、実際にこの塩竈市の今提案している中身の中で具体的にどういう影響を受けるのかと、金額も含めてですが、金額的にどれだけ影響を受けるのかと、それからその受ける職員は全体で何名になるのかと、1人平均でどれぐらいになるのかと、それから、それぞれの20代、30代、40代、50代の職員がいらっしゃいますけれども、それぞれどういう金額になるものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ぎりぎり押しつけられているのではないかとというようなご質問をいただきましたので、あえてお答えをさせていただきますが、前段の回答の中でも申し上げさせていただきました職員の勤務条件については、人事院勧告を尊重し、国公準拠という形で対応させていただいておりますので、今回に限りこのような対応をさせていただいていることではないということで、ご答弁を申し上げさせていただいたものと思っております。

また、12月期というお話でありました。現時点で軽々にそういったことを論ずるべきではないと思っております。先ほど申し上げましたように8月には正式な人事院勧告が出され、例えば給与等についての全体像が明らかになるものと思っております。そういったものにつきましては、当然のことではありますが、議会にもご報告をさせていただきながら、先ほどご答弁申し上げておりますとおり、国公準拠という形で基本的には対応させていただくということが本市としての考え方でございます。

なお、具体的内容については、担当からご説明をいたさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） それでは、今回の凍結額等につきましてご説明を申し上げます。

現在の試算でございますと、総額といたしましては5,035万円というふうになるかと考えております。このうち対象となります一般職員660名程度と考えてございますが、その分が4,850万円ということになります。それから、年齢別の凍結額でございます。年代別ということでございますので、まず、30歳未満、こちらにつきましては、大体3万9,000円程度の減額ということになるかととらえております。それから、30代につきましては5万7,000円、40代

につきましては7万6,000円程度、それから50歳以上につきましては9万3,000円、全体とい
たしましては平均で7万……、済みません、ちょっと数値読み上げるところを間違えました。
50歳以上が9万4,000円でございます。それから、40歳代が7万9,000円でございます。50歳
以上が9万4,000円でございます。以上でございます。大変失礼しました。

○議長（志賀直哉君） 曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） ぎりぎり押しつけられて、市長が職員にぎりぎり押しつけているという
意味にとられては困るわけで、つまり、人事院は異例のそういう勧告を今回やったのだと、
それを遵守してやらなければならない地方自治体のことを考えて私はそう言っているわけで
ありまして、ぜひその辺は受けとめ方をしっかりしていただきたいというふうに思っていま
す。

それから、職員の方にも聞きますと、いろいろこれまでもなかなか給料は上がるというより
もむしろ削減が続いているわけですが、今回の先ほど言いました一般職で4,850万円、こうい
う削減して浮いた予算はどういうふうに使われるのかという意見もあります。答えていただ
ければ、市の職員の方は一層その点を受けとめるのかというふうに思いますので、その点に
ついて伺います。

それから、今回の削減というのは全体の戦後最悪の景気低迷だということを理由にしており
ますけれども、塩竈を見ましても、市民所得が毎年減少してきて事業所も大変だと、購買力
も大変だと言っている中で、またこういった50代で9万4,000円ですか、40代で7万9,000円
と、こういったことを削減することは、結局それは回って地域経済、それから国民の生活、
市民の生活にも大きな影響を与えて、結局悪循環をつくるものではないかと思うわけですけ
れども、その点について市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、人事院勧告の趣旨であります。民間の方々とそれから公務員
の格差を是正するということが目的ではないかと思っております。今、曾我議員のお話の中
でも、市民の方々が大変なんだというときに、我々はそれは関係ないですよということでは
ないだろうと。市民の方々の大変な状況を、我々職員も当然のことながらしっかりと受けと
めて、今回そういう減額の中から生み出されます部分を、例えば福祉であり、子育て支援で
あり、あるいは学校教育でありといったような内容にもっともっと手厚く、なかなかできな
い部分についてもこういったものを財源に、何としても市民の方々の窮状を我々も一緒にな

ってということが本来の趣旨ではないかと思っておりますので、議員の方からも市民の方々本当に大変ですよというお話をいただきました。でありますから、我々も一緒になってこういうものにぜひ取り組むことをご理解をいただきたいということで、ご提案させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 東海林です。

それでは、私は、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、これは今、曾我議員の方からほぼ私と同様な部分についてほぼご質問され、そして市長が答弁されたというふうに思います。それで、おおむね答弁された部分についてはわかりましたと言いたいところですけども、まず、市長が人事院勧告という中身について結局官民格差を是正するための人勧だというふうに今言われたと思います。しかし、その前に、もっと別の意味でのなぜ人事院ができたかというところをとらえないと、私は本当の人事院勧告の意味がなくなるのではないかというふうに思うんです。そういう点では、公務員の労働権とかそういうものがないところで、やはりそういうものを保証する半面の意味でその人事院勧告というのが出る。公務員はストライキしてだめですよ、ですから人事院勧告で決めるんですよ、決めてあげますからねというようなところでの人事院勧告があるんだというふうに思うんですが、その辺が若干私は市長の見解と違うのではないかというふうに思います。

それで、押しつけたという中身についても、もちろん押しつけたのではなくて押しつけられませんよと言いましたけれども、附帯決議というのが出てますよね、今回の問題で。その附帯決議をどのように市長は受けとめて今回の実施になったのか。附帯決議では、あくまでも非常にやわらかいニュアンスで石巻がしなかった、県もしなかった、そういうことは私は附帯決議を反映してやったんだというふうに思います。では、塩竈市は違うのか。塩竈市はこれまでも人勧は尊重してきましたよ、ずっと尊重していますと言っていますけれども、これまで人勧が守られていなかったという部分もたくさんあるわけですよ。そういうことはありませんか。これまで独自給料表の削減、これは何回もやっているわけですが、その実態について私は知りたいし、人勧をいつもいつもまじめにやってきたと、まじめにやってきたのは下げるときだけだったのではないかと、そういうふうに私は考えていますので、その辺、附帯決議をどのようにとらえて市長は出してきたのか。つまり、この附帯決議の中にはこう書いてあるんですね。「人事院の特別調査時点において、夏季一時金が決定済みである企業の割合

が極めて低い」、先ほど市長も言われていましたけれども、2,700の事業所を対象にして調べた。しかし、実際にお答えをくれたのは340しかない。こういうところを踏まえてでも、それこそぎりぎりという言葉は私ここで使うんだと思いますけれども、これだけしか回答を寄せていないのに調査しましたという人事院の見解、これをどうとらえるのか。そして、全くそういうものを反映されていない。しかも、なぜ4月、5月に調べなければならないと思うんです。私は、今までどおりでよかったんだと思いますけれども、この年度末、3月、4月の状態では、国民あるいは労働者が大変、本当に、先ほどから言われているように、派遣切りだとかそれから新入社員も契約切られるとか、採用、不採用というようなそういう問題が起きていて、大変な時期にわざわざ調べて、大変なんですよ、大変なんですよと。この附帯決議でも言っているように、既に独自に給料削減措置を講じている団体も相当数に上ることにかんがみ、今回の措置に準ずる措置を一律に要請することはしないと。しかも、民間の夏季一時金を引き下げる圧力として働く本末転倒の結果を招くようなことのないように、今回の措置の経緯や趣旨の周知の徹底に努めることというふうになっているわけです。そうすると、そんなに急いでやる必要もないんじゃないですか。例えば塩竈市のようにこれまでも何回も独自給料表やってきたんですから。県も今回5.5%引き下げるという独自要求、引き下げになっていますから、そこにかんがみてやらない。塩竈はこれまで何回やりましたか。18年、19年で5億ぐらいとか、本当に大変な状態やってきたと思うんです。そして、昨年12月10日ですか、それこそ市長は謝りに謝ってだと思えますけれども、そのときも見切り発車をしてきた。期末・勤勉手当の見切り発車をしたと。そして、職員から九十五、六%、それこそ休んでいる人とか管理職、その人たちだけが署名しなかったけれども、あとは組合員全部署名して、六百何十人、24名だったかな、661、どっちだかわかりませんが、その人たちが、624かな、人たちが署名をして、市長のところへ突きつけられた。そのときは、まことに申しわけなかったと、それでもやはり協力してもらいたいと、財政難だから協力してもらいたいと。全部人件費でやってきたのではないかとと言われても仕方ないくらいやってきたのではないかと思うんです。その辺の見解いかがですか。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 3点ぐらいのご質問だと思いますので、まず、お答えをいたします。

今回は、結果的に人事院勧告がマイナス勧告であります。でも、今までの中で決してマイナスだけではなくてプラス勧告もございました。それらについても議会の方に提案をさせてい

いただきました。ただし、たしか3年前であります、プラスの提案でありましたときに職員給与の独自削減をやっている中でいかがかということで、1年間勧告を凍結をさせていただき、1年後に勧告どおりの給与の引き上げという対処をさせていただきました。15年以降については、その1件だけが時期をずらさせていただいたということでありまして、その他についてはすべて人事院勧告どおりということで議会の方をお願いをしてきたところであります。でありますから、当然減らすだけではなくてふやすということでも対応をさせていただきました。

2点目、なぜそういうことを突然ということであります、人事院といたしましても、先ほど申し上げておりますとおり合計、失礼いたしました、有効求人倍率が0.5を切ると、あるいはどんどん勤めている方々が職を失うと、そういった大変厳しい経済社会状況を考えたときに、やはり公務員としてもしかるべき対応をするべきではないかということで、今回このような提案がなされたものと思っております。2,700社の調査であります。先ほど340社というお話がありましたが、調査完了率は75.6%であります。その中で夏季一時金を決定済みの企業が340社ということであるかと思っております。まだまだ夏季一時金すら決まっていないという企業が数多くあるというのが、現実ではないでしょうか。そういったことを勘案して、今回このような措置がとられたものであると思っておりますし、また、附帯決議は、いずれ8月に正式な人事院勧告がなされるわけであります。もしかしたら、その間に急激に景気が回復すればまた違った内容になり得る可能性もあるということであります。でありますから、先ほど来申し上げておりますとおり、一部を凍結させていただくというような提案の内容であります。

大変厳しい状況でありますので、今後とも我々は市民の方々のそういった苦情、大変厳しい立場をしっかりと受けとめて、職員もしかるべく対応を行っていくべきではないかと考えているところであります。確かに18年、19年の2年間、職員給与の独自削減ということを職員の理解の中で取り組まさせていただきました。おかげさまで5億数千万の貴重な財源が生じ、それらについて例えば学校の耐震補強でありますとか、あるいは福祉でありますとか、地域の環境問題等々に最大限活用させていただいたものと思っております。昨年もまだ先行きが非常に厳しい中でありましたので、職員の方々には大変厳しいお願いをさせていただきました。今年もぜひということで既に申し入れをさせていただいているところであります。このような厳しい地方の状況をやはり市民の方々とも一丸となって乗り越えていくということ

が、我々に課された大切な使命ではないかと思っております。今後ともしっかりと頑張ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 私はこれまで、今、市長も言ったように5億円ですね、もう職員は協力をしていると。しかも、また今回。一体どこまで行ったら終わるんだというような中身だというふうに思います。例えば人事院勧告の今回のような凍結を、今回の人事院勧告0.2月ですか、その分について凍結をすれば景気がよくなるのかどうなのか、あるいは地域の民間の労働者はこれは全く反映されないのか、私は逆だと思えます。景気はむしろ悪くなる。地域的には、塩竈市役所の職員の人たちが物を買わなくなると物すごく冷え込んでくるということは、市長も毎日あちこちに歩いていただいているわけですから、皆さんの声をお聞きになっていると思うんです。市長さん何とか、15分の昼休みの時間を切っただけで昼休み食事をしなくなった、外食しなくなった、今度はまたボーナスを切られる、そうすると景気がどんどん落ち込んでくるということは、これはだれの目から見ても明らかだというふうに思うんです。それに、やはり民間の労働者に必ず反映していく。それから、年金もらっている人、生活保護者、特に若い人たちなんかの賃金にはね返っていく。まして、最低賃金制にもこのことがはね返って行って抑えられる。こういうふうになるんだと思うんです。ですから、冷え込んでいくことにますます拍車をかけるようなことを、なぜしなければならないんだろう。この間は定額給付金をいただいて、ああちょっとよかったねってみんな嬉しがっていましたが、でも、何で公務員だけはがされるのみたいな、もう既にもらったと思ったらはがされる、お返しする。消費税値上げで取られると思っていたけれども、もう既にそんなところでない。もう取られてしまった。お返ししてしまった。こういう状況だと思えます。これは、明らかに選挙を意識した、そんなに金なかったら何でばらまきましたんですかと、私は、むしろ国会に文句を言うべきだというふうに、地方自治体の首長として持つていくべきだというふうに思うんです。そういうところがなくて、人事院勧告が出たから、よくても悪くても、引くのも引かないのも、下げるのも下げないのもみんなやりますと、人事院勧告に準じます、準拠しますと。人事院勧告の国会の採決というのはきょうですよ。準拠するんだったら、本当はそれが終わってからでないと提案できないんじゃないですか。そこも先取りしている。これはちょっとおかしいなと私は思うんです。そういう点で、本当に市民のことを思うんだったら、もっと附帯決議のところをしっかりと考えて、これでもできるんだというところですよ。

から、ぜひそのところはやってもらいたかったというふうに思うんです。よろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど議員から15分の昼休みの問題にも触れられました。ということもございまして、塩竈市では、前回の人事院勧告を遵守いたしまして、昼休み時間は既に1時間にさせていただいております。（「わかっています」の声あり）いや、そうではなくて、聞いているんですから私はお答えしているんですよ。（議員の多数の声あり）

○議長（志賀直哉君） 静粛にお願いいたします。

○市長（佐藤 昭君） 市民の方々にそういった状況を正確に理解していただくのが私の務めです。ありますので、今15分なぜ切ったのかというお話でありましたので、これらについても人事院勧告を尊重して、議会の方に時間延長についてもお願いをさせていただき、しっかりと対応させていただいたつもりであります。

それから、今いろいろ景気のお話をいただきました。地域の景気が大変厳しいということについては私も同じ認識であります。でありますからこそ、我々は今一致団結してということではないのでしょうか。軸足をどちらに置くかということでもあります。私は市長でありますので、当然、職員の父親のつもりであります。そのつもりで職員といろいろな意見交換もさせていただいておりますが、状況が厳しいときは、我々も一緒に痛みを分かち合っていくべきではないですかということでもあります。そういうことを再三ご説明をさせていただきながら、当然全体の景気がよくなれば、また、しかるべく人事院勧告もいい方向に行くものだと思っておりますし、繰り返しになりますが、附帯条件というのは今の時点で暫定的ということでもあります。今、議員の方からお話をいただきましたように、確かに国会はまだ終わっておりません。しかしながら、先ほど来申し上げておりますとおり、基準日は一方で6月1日であります。そういう中で、もし今回本市がこういうものを見送ったとしたときに、その調整はということも考えなければならない立場ではないかというふうに思っております。そういうさまざまな状況を考えて、今回このようなご提案をさせていただいたということでございます。ぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 東海林京子議員。

○7番（東海林京子君） 昼休みのなぜ切ったのかというところを、私はそういう質問したのではないんです。あのときも15分切っただけで結局まちの中のお店の方が非常に冷え切ったとい

うことがあったでしょうと。それは回復していたのは私もわかります。ですから、そういうことがあるのでということでの一つの例題を出して言ったつもりでございます。

それから、附帯決議のことですけれども、6月1日が基準日です。そのとおりですが、見送ったときの調整としてやはり8月があるのではないかと。8月の人勧があって、そうなれば12月で調整ができるはずなんです。必ずしもそれが、6月やっておかなかったからいきなりあれが来たと、2倍になったとかそういうことになるのかどうなのかということも、今でもわからないと思うんです。6月1日の基準日ですから、まだ6月1日になっていないのにやってしまうというようなことが、本当に私は国の人勧に準拠するという中身でいいのかな、やはりこれは法的な問題として先取りしているのではないかと、そういうふうに思うんです。ですから、今私が質問したわけなんです。私の気持ちとしては、そういうことなんです。やはり法律は法律だから、ここでもよく言われます、日本は法治国家なんだと、法律守れと、よく言われますけれども、まだ法律としてのっかってないのに、成立してないのに、先取りするって、みんな渡れば怖くないみたいな感じでいいんですかということを知っているわけです。終わります。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 人勧問題が今ずっと二人の議員さんの意見が出ていまして、ほとんどそういう考えなのかというふうに思っております。今回の人勧、はっきり言えばどこでも人勧遵守、実施、すんなり、ある意味では追認議案みたいな感じ、私してしまうのではないかと考えていますけれども、今回の人勧は極めて重大だというふうに思っています。

何が重大かということ、やはりかつてない人勧のこの出し方が問題ですし、また、その背景を十分に我々は理解せずして簡単にこの人勧を決めるというわけにいかないんだと思っております。それはなぜかということ、昨年からのアメリカ初の金融不安が、そしていろんな意味で日本の景気をずっと維持してきた自動車、電気関係が、非常に半分以上に大きなマイナス状況が来て、そして民間格差が出た。しかし、民間格差でもって人勧がこうやるという背景には、NHKの解説員、この間の月曜日2回にわたって私は聞きました、ラジオとテレビ、朝。何かということ、今度の人勧も含めてあるいは国会議員の報酬の削減、これは選挙絡みだということに明確に言っているんですね。だから、我々はこの人勧を十分チェックして、本当にこの人勧がそのまま地方で準拠していいものかということ、私は聞きたいと思っています。

まず、この人勧そのものが、いろんな歴史的な経過もありますけれども、これは国家公務員

に対する問題です。それを地方公務員に準拠してこれまでできた。その意味では当然非常にいい面もありました。しかし、やはり今、国家公務員は地方の公務員より削減されていない中で、本市なんか特に5年間のいろんな独自給与削減とかボーナスとか全部手をつけてきました。そして、地方公務員はラスパイレス、国家公務員100に対して95からどんどん下がってきているんですよ。町村なんか80台です。だから、何でもかんでも人勧の問題じゃないと思っています。それで、私はこれをやはり慎重に審議しなければいけないし、そして宮城県が、人事委員会ありますね、あそこが2回、2日間にわたって慎重に審議したんです。その結果、これは出すべきでないというふうにしました。

そこで、私は、第1質問としてしたいのは、塩竈の実情5年間どうなっているのか、これをベースにして議論しなければ、この人勧問題というのは単に追認になってしまうのではないかというふうに思って、総務課長に行きました。ぜひ、どうなっているんですかと。出してもらえないんです。出さないというのは何なのかと、私、思っているんですよ。議員が慎重に審議して、そして正しい議決をしなければいけない。私は、そういう意味では市長の姿勢が、こういうふうに出すものと出さないもの、そういうふうにして本当にいいのかと、まずそこから伺います。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今、13番佐藤議員さんがおっしゃられた資料の提出の総務課に独自の勉強で行ったとき、課長から提出されなかったということでございますが、課長の判断としましては、この臨時会で審査される議案にかかわる資料ということで、ぜひ13番議員ばかりでなくて全員の議員さんに渡したいというような意味合いで、その場では提出できないというようなお話を申し上げたところでありますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますし、あと先ほど来市長が申し上げましたとおり、我々地方公務員の給与というのは、人勧によって国家公務員に準拠するというような立場にあります。したがって、今回人勧出されたというのは、21年度の公務員の給与のあり方について人事院が国家公務員に対して勧告しておりますので、それを我々地方が倣っているということでございますので、この辺はご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） やはり議員が求めた審議すべき内容、実態、実情を、今までやってきたことをどうですか、出してください、教えてくださいと、そうしたときに、これを封鎖する

ということは大きな問題だよ、これは、はっきり言いますと。これは、我々が何のために議員になっているんですか。議会で一つ一つ慎重に審議して、そういう姿勢が今、地方議会に求められているんです。そここのところを考えたら、一人ばりにやれないとかそんなものでない。必要だから行くんですよ、必要だから。それに、何も平等にする必要ないんです。議員が勉強したいことを情報をどんどん提供して、そして議員のレベルを上げ、そしてこの政策をつくっていくという大きな問題です、これは、はっきり言えば。しかも、宮城県は浅野さんから情報公開して、そして有名な自治体です。本当に考えられないですよ、こういうことは。

もう一つ、人勸を尊重するというのは、それはそれとして全国の自治体でやっています。しかしもう一つ、地方分権一括法というのが平成12年にできまして、そこには国と地方の役割を今から10年前にもう言っているんです。そこは何かというと、今までは国と地方は上下関係だと、主従関係なんだと。これを対等にしましょうと。これがやはり一つの自治体がこれからやっていく方向なんですね。憲法の8章にも……

○議長（志賀直哉君） 佐藤議員。本分からちょっとずれているので、戻してください。

○13番（佐藤英治君） 重大なあれでしょう。

○議長（志賀直哉君） 人事院勧告についての案件にしてください。

○13番（佐藤英治君） それで、憲法でも自治体の重要性、そういう意味では、自治体の自主・自立をどういうふう考えているのか、市長にお伺いします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 三位一体改革という名のもとに地方分権、私どもは地方自治、自立と言っておりますが、そういった改革がこの五、六年進められてまいりました。結果として、いい部分、それから逆に問題が発生している部分等々があるかと思えます。ここで一概にこうということはなかなか申し上げにくいと思えますが、ただ1点、例えば財政等について、結果的にすべての自治体が大変厳しい状況に追い込まれているというのは実態ではないかと私は思っております。それは、それぞれの自治体の政策課題はどんどんふえていきます。今の話もしかりであります、では、その塩竈市は塩竈市独自の人事委員会的なものを持つかということでありまして、それはなかなか難しい部分があるのではないかと。それはやはり一定のくくりの中で総括をされていくべきものであらうと思っております。それが、例えば宮城県の人事委員会なのかもしれませんし、あるいは広義には、当然であります人事院の役

割になるのかと思っております。でありますから、地方分権ということは、それぞれの政策課題の中でまた違ってくるのであろうと、すべてがということではなくてね。当然、我々日本国民、あるいは宮城県民であります。そういった中での役割も当然あるわけでありまして、塩竈市民であるから国は知らない、県は知らないというのは、当然あり得ないわけでありまして、宮城県民としての役割もしっかりと果たしていかなければならないわけでありまして、日本国民としての役割もあるわけでありまして、そういったさまざまな課題に応じてしっかりと我々が果たすべき役割の一つは明確にすると。そういった中で、地域住民の方々にもご協力いただく部分、あるいは全体の中で地域も一定の負担ということを経験するを得ないというようなものも当然出てくるものかと思っておりますが、そういった内容について、今後やはりさまざまな議論を重ねていく必要があるであろうということについては、私も同じ認識でございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 自治体のあり方と同時に自治体の責任者、市長が今日まで職員に対する給与削減、独自給与をやってきた。そして、今回その人事院勧告を受けとめるときに、僕は全部国を拒否するとかということは言いません。それは、国と関与し、県と関与して、よりいいものをつくっていく。しかし、今回の人勧に関しては、今まで自分がお願いしやってきた、それとこの人勧との判断を、私は、首長はして、我が自治体は職員にこれまでこうやってきたと、それで自信と確信を持って拒否するぐらいの、あるいは出さないぐらいの、宮城県の知事みたいだね。人事委員会から出されなかった、出されなくて出さなかったという意味もあるんだろうけれども、やはりそれぐらいの今回の人事院勧告、わずかな問題ですから、これを独自でやっているということでもって、本当にこれを開く必要も私はないなと思っております。

もう1点お話ししたいのは、地方の景気が非常に落ち込むと思います。それは、さっき東海林議員が言ったように、国はこれまで何て言っていたんですか、麻生首相は。百年に一度で、一番大事なのは景気と雇用だと言っているんです。その景気と雇用のために、定額減税2兆円も出して、何ぼでも景気の気を上げようという意味でやってきたんです。こういうことを考えると、今回の人勧、あるいはまた、これをもし実施するとなれば、定額給付に対する冷や水を浴びてもう本当に一気に景気の気が下がってしまうと、私は思っております。国とやはり矛盾しています、今回の人勧は。そういう意味で、私は、政局より国民生活の景気と雇

用というものを本当に考えたら、これはやはり見送るべきなのが妥当だというふうに思っています。それでも提案されているのですから、我々議員がそういう背景も含めて決を出していくべきかというように思っております。本当は市長はぜひこれやりたいという、私は市長にもっと主体性をこれからお願いしたいというふうに思っていますけれども、そこら辺についてありましたら。なければそれで。以上です。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の人事院勧告をこういう形でお願いをさせていただいておりますが、私を初め当然のことながら削減を喜ぶ人はだれもいないと思います。ただ、客観的なこの塩竈という地域社会の状況を考えましたときに、繰り返し申し上げますが、我々が何もやらないということで本当にいいんだろうかというが、私の気持ちであります。職員確かに、繰り返し申し上げますが、18年、19年に独自削減という中で、1年間で2億七、八千万、2年間で5億数千万であります。でも、そういったものが積み重なって、20年度の例えば連結実質赤字比率でありますとか、そういったものが大幅に改正されつつあるわけです。先日もイエローカードが出た自治体というのが新聞に取り上げられておりましたが、振り返りますと、3年ぐらい前には塩竈市もそうなるであろうということが報道されたわけであります。これは、ただ単に職員の給与の協力だけではなくて、市民の方々に例えば下水道の値上げをお願いする、そういったものがすべて積み重なった今日の財政状況だと思っております。これから先もまだまだ予断が許されない状況であります。しっかりとした財政運営に、なお努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 11番嶺岸淳一君。

○11番（嶺岸淳一君） 今、東海林議員あるいは佐藤英治議員の方から、この定額給付金の問題とばらまきの問題がリンクしているのではないかと、こういうようなお話がありましたけれども、これと人事院の勧告は別個の話であって、皆様の党も景気回復には定額減税が必要だと主張しているわけですよ、国会で。私たちは最初は定額減税だと。世界の経済学者も景気を回復するためには定額減税が絶対に必要だとおっしゃられているわけです。この中でも大学で一生懸命勉強されてきている方もおりますけれども、必ず最初の経済学ではこの景気回復には定額減税というのが一番最初に出てくるはずですよ。けれども、（「人勧と関係ないじゃないですか」の声あり）あなた方が言ったから言ったわけですよ。（「ちょっと」の声

あり)だから、これとばらまきは違うということを私は言いたいということですので、しっかりとお願いしたいと思います。以上です。

○議長(志賀直哉君) これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(志賀直哉君) 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号ないし第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(志賀直哉君) ご異議なしと認め、議案第47号ないし第50号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第47号ないし第50号について、原案に対する反対者からの発言を許可いたします。

1 番曾我ミヨ君。

失礼。議案第47号について、原案に対する反対者からの発言を求めます。(「47、48、49、50でしょう」の声あり) 47号ないし50ね、はい、済みません。

もう1回、済みません。

まず、議案第47号ないし第50号についての原案に対する反対者からの発言を許可いたします。

(「50号でしょう」の声あり) 50号。ちょっと待ってください。

今のでよろしいんです。反対、賛成は分割でいいんですから。はい。

○1番(曾我ミヨ君)(登壇) 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第50号について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院が国家公務員給与の6月期の期末・勤勉手当を0.2カ月を削減するという勧告に基づいて実施しようというものであります。

これまでの勧告というのは、毎年5月から実施した職種別民間給与実態調査において前年の8月からその年の7月までの1年間に民間で支払われた特別給の実績を正確に把握した上で官民数差を算出し、8月に人事院が勧告を行う中で実施されてきたものであります。景気の影響で民間の夏季一時金が削減された場合には、12月の特別給調整をしてきたものであります。そういう点では、この6月期の特別給は、既に昨年的人事院勧告を反映したものであります。

今回の勧告は、臨時勧告と述べているように、これまでのやり方とは異なるやり方で実施されるものであります。国家公務員給与の改正に当たって、5月21日、衆議院総務委員会で谷政府特別補佐人が答弁してきたものを引用いたしますと、これまで人事院勧告に当たって、調査は企業規模50人以上、事業所規模50人以上の事業所1万1,000事業所を対象に調査を行った上で決めてきていて、今回の調査は、2700社を対象に、これまでの実地調査、面接調査ではなくて輸送や電話などの通信調査のみであり、一時金を決定している企業はそのうち1割程度しかないものである。2割の従業員しか対象に指定してこなかった。全体状況を正確に反映したものになっているかといえ、そうではおられない。今回は、通常のやり方にのっとってやられたものではないこと、さらに、人事院の勧告が民間企業への何らかの影響を与えるのではないかということについても、特に民間の場合は夏季一時金については、凍結とか暫定的ということではなく、今回の人勧による引き下げが民間の一時金の引き下げの口実にもなると答弁しております。

今回の勧告が実施されれば、今回塩竈市の削減の影響を受ける職員は先ほど言われましたように660人、額は4,850万円となり、全国では国家公務員、地方公務員、医療や学校法人などを含めての影響額は、総金額で2,700億円で、600万人にも影響を与えるものと言われております。それだけに国民や市民生活に大きな影響が出ることもなるものであります。とりわけ、今日深刻な景気悪化の中で家計を応援し、消費をふやし、内需拡大につながるような対策を講ずるべきなのに、今回の人事院勧告による改定は、景気回復に逆行するものであることを指摘し、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に反対するものであります。

以上であります。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 次に、議案第47号ないし議案第50号について、原案に対する賛成者からの発言を許可いたします。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、賛成の立場で討論をしてみたいと存じます。

今回の人事院勧告は、民間企業における本年の夏季一時金に関する調査結果を踏まえ、国家公務員の特別給の支給に民間の状況を反映させるため、平成21年6月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置であります。国は、この人事院勧告の実施に向けて国家公務員の給与法改定の関連法案を国会に提出しておりますが、昨日参議院の所管委員会において最大野党の協賛を受け、賛成多数で可決されております。また、きょう

じゅうに成立する運びとなっております。一方では、地方においても現在、全国及び県内でも多くの地方公共団体が国に準じて所要の条例改正作業を進めている状況にあるのも事実であります。人事院勧告制度は、民間準拠を基本としており、今回の特例措置についても民間事業所における特別給の支給実施に合わせようとするものであります。今まで人事院勧告を最大に尊重して、市職員の給与の値上げを幾度も実施してきた実績もあります。今回、人事院の勧告を尊重すべきと考えている一人であります。

地域は、百年に一度という大不況ということで、住民市民が大変苦しんでいることも事実であります。市職員も市民住民のために最大の奉仕者であり、本当にご苦労さまと感謝申し上げます。職員さんも今回の暫定的な引き下げには協力的とも考えております。官民格差をなくすことが目的であります。市内企業の市職員さんとの給与の差は非常に大きいからであります。市の統計を見てもらえればご理解できると思っております。反対される側の議員さんは、常日ごろ市民住民の議員と言いながら、市民住民が苦しんでいる現状をどう理解しているのか、私は理解に苦しみます。何もしなければ政治不信、議会不信が起こるのではないのでしょうか。市民の市民職員さんも大事であります。市民住民の意見を尊重するのが重要だと考えております。皆さん、選挙のときには、市民住民の皆様の声・意見を行政に反映させます、と話していたと思います。よって、市民住民の声・意見を最大限に尊重してまいりたいと存じます。人事院勧告を尊重すべきと改めて主張してまいりたいと思います。この意味においても、可能な限り民間の状況を公務に反映させ官民双方の乖離を是正することは、地方公務員法に定める情勢適応の原則にも合い、本市職員に対する市民の皆さんの信頼を最大限に得るものであると確信しております。よって、私は、議案第50号に対しまして賛成したいと思えます。

これで討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第47号ないし第49号について、採決いたします。

議案第47号ないし第49号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第47号ないし第49号については原案

のとおり決しました。

次に、議案第50号について採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第50号については原案のとおり決しました。



日程第7 議案第51号

○議長（志賀直哉君） 日程第7、議案第51号を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により曾我ミヨ議員が除斥の対象となりますので、退場を求めます。退席。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程いただきました議案第51号「財産の取得」につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびは、手続の不手際により議会の議決をいただかないまま土地の取得を進めた瑕疵ある行為となってしまいましたことから、本日、財産の取得に係る議案を改めて提案をさせていただくものであります。議員の皆様方を初め、市民の皆様、関係機関に深くご迷惑をおかけいたしましたことに対し、市政を預かる責任者として心よりおわびを申し上げるところでございます。

土地の取得に際しましては、本市財産条例第2条に規定されておりますとおり、1件当たりの予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上である場合には、議会の議決が必要となっております。

本議案の土地につきましては、本市が平成18年度に宮城県から土地開発公社経営健全化団体に指定され、土地開発公社からの土地の買い戻しを平成18年度から平成22年度にかけて行う土地開発公社経営健全化計画を策定したことに伴い、その一環として土地開発公社から漁港背後地開発事業用地を取得したものでございます。

今後につきましては、このような事態を決して招かないよう細心の注意を払いながら事務の執行に当たってまいりますとともに、内部チェック体制の確立を図るなど再発防止に万全を期

してまいる所存でありますので、ご理解をお願いを申し上げるところであります。

以上、議案第51号につきましてご説明を申し上げましたが、なお必要な部分につきましては、担当部長よりご説明をいたさせますので、お聞き取りの上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。大変申しわけございません。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

資料No.5の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1番、取得案件の概要でございますが。財産の種類につきましては、土地、現状は下の図面でございますように地目としては山林、保安林となっております。

2番、所在地でございますが、本市宇杉の入裏39番14他4筆で、漁港背後地開発事業用地として土地開発公社が取得したものでございます。

③、地積につきましては、合計で1万3,011平方メートルとなっております。

取得金額は、3億797万666円でございます。なお、このうち簿価が3億492万1,452円、公社手数料が304万9,214円でございます。

取得目的は、土地開発公社経営健全化に資するためでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

事務処理の状況でございますが、本来の事務として記載しましたように財産取得予算の議決後に財産取得議案の議決をいただき、その後の事務を進めるべきものでございました。しかしながら、大変申しわけございませんでしたが、右側の錯誤による事務にありますように、この財産取得議案の議決をいただかないままにその後の契約、移転登記、購入費支払いを進めてしまったものでございます。

なお、取得用地につきましては、図面のように5筆になりました議決案件につきましては、土地取得の目的が同じであり、また同一年度内での扱いであることにより、5筆一括での議案となるものでございます。

次に、3、錯誤の原因でございますが、売却側と取得側との事務を同じ課が担当したことにより、組織内の相互牽制の機能が働かなかったことにあると認識をしております。

4番、これを受けた今後に向けた再発防止策でございますが、まず、事務執行の基本であります法令遵守の徹底を図りたいと考えております。また、担当課を分離し、相互牽制機能が発

揮できる体制にしていきたいと思います。そして、各関係部門での情報の共有をし、チェック体制を確立していきたいと思います。

このような研さんと相互牽制を徹底しながら日ごろの進行管理を徹底し、二度とこのような過ちのないように努めてまいりたい所存でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第51号の質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 先ほど提案理由が市長の方からも述べられました。一つはおわびをするということがまず第1点であります。それから、この土地の取得に際して市の財産条例2条に規定されている上で議決が必要になっているというのが二つ目、そして今後についての内部のチェック体制などを図るということで、そういう3点の主な提案理由ということで示されております。

そこで、改めてこの問題についてただしておきたいというふうに思うところであります。それで、これは平成20年の予算の中で組まれている案件でございます。先ほどの理由や資料5のところにも付されているとおり5筆で1万3,000平方メートル、それから金額として3億1,189万円の中身、その中で漁港背後地と言われているところ5筆のうち、先ほど言った財産条例の規定に本来は触れていくということで、本来は先ほど言ったような議会の手続上からいうと財産取得の議案の議決が必要なものということになるんだということに経過はなっておりました。

そこで、この問題についてはいろんな新聞報道等もありましたが、改めてもう1回経過を追って整理をしておきたいというふうに思うんです。議員の皆さんのお手元に配られている資料のNo.5というところの6ページから7ページのところに、今言ったようなことがおおむね書かれております。その7ページのところで、錯誤による手続ということで右側の表に書かれております。財産取得の予算の議決、これが平成20年の公共用地先行取得特別会計の議決をもらったということで、そういう流れ、一つはそれが決まったと。そうしますと、この間の途中の対応について、どういうふうな手順と流れになるのか。ここでは平成21年の2月10日に財産取得

の契約ということだけが付されているのですが、いわばそういう点でこういった予算は市議会で決めました。そして、その当時の関係で言うと起債も当然たしか起こされているかと思しますので、この辺の経過についてどういうふうな手順をたどっているのか、まず、その点について、私たちはわかりませんので、まずその点をお聞きをしたいというふうに思うんです。

それから、もう一つは、この問題についてもう一つの問題点、ポイントを整理していただきたいのは、2月10日に契約をしましたと。これは公社と市が取得を市がするために契約したというところになるわけですけれども、もう1回日にちを追ってみると、私たちがわかる範囲で言えば、21年の3月11日に本会議が終了しました。そこで、先ほど伊藤議員がおっしゃった議員提出議案の専決処分の指定というのがあって、それが本会議で可決、認められたと、賛成多数ですね。そうすると、この財産の所得の契約をしたという後の経過の流れは、もう一回整理をしてほしいんです。つまり、契約があって、本会議が終わって、それで、たしか私の記憶では3月半ばだと思いますが、不備をいわばそこで初めて確認をしたということになるのではないかというふうに思います。そこら辺の正確な日時についてお尋ねをしたいと思います。

そして、その後、当局自身、市長それから副市長が、総務部長も含めてですけれども、私も議会が終わってということで、その後3月19日の日に正副議長、それから議運の正副委員長の同席のもとでどうするかと、この問題について初めてそこで報告がされて、私らもなぜそういうことが起きたのかというのをその時点の席上で初めて知ったというのが、事のてんまつなんです。ですから、一つはそういう点で平成20年度の予算の議決後の一連の流れ、誤りに気づいた日時というかその辺の関係、そして、志賀議長の方には5会派として臨時会をやるべきではないかという申し入れをしたのが、3月25日でありました。いろんな流れはまずその後のやつは省きまして、もう一つは、そういう案件が出たときに、たしか当時は各会派の方を回って専決処分をお願いをしたいという旨の話でのペーパーが回っていったというふうに私は記憶しているんですが、そういった申し入れも含めて臨時会を即座に開くということを私自身もその席の中で、正副議長の同席、議運の委員長も同席した中でそして市長も同席した中で、そういう提案はしたんですが、その臨時会の速やかな対応ということがなぜできなかったのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、こういうもので瑕疵があったことについて、改めて全体のこの1年間を振り返ってみて、どこで瑕疵を見落としたのか、改めてそういった点について、議会全般の流れですので、あるいは当局全体の流れですので、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 予算をお認めいただきました後の財産取得に至るまでの経緯でございますけれども、20年5月に県への起債許可申請を行っております。これを受けまして、10月に県の方から許可が出てございます。そして、取得までの間でございますが、その後、市と開発公社の両方の資金繰りを精査しながら、両者にとって負担ができるだけ少ない時期を見計らって購入をしようとしたものでございます。これらの結果といたしまして、財産取得契約は2月10日という状況になったものでございます。

それから、この案件をどのような推移で来たのかということでございますが、私ども、事務的にこうした問題を抱えてしまったということが判明いたしましたのは、3月の中旬、13日ぐらいでございます。13日でございます。これを受けまして、その後、対応策というものを当然持った上で議会にもご相談を申し上げなければいけないということで、もろもろの対応策につきましての検討等を行い、3月19日に議長団へのご報告等を行わせていただき、そして先ほどご発言にございましたように、各会派への対処方策等につきましてのご説明等を行わせていただいたという経過でございます。最終的には、25日だったと思っておりますけれども、3月25日の段階で今回のような対応をとらせていただくというふうな考え方に至ったものでございます。

それから、3番目に、どこで見落とししたのかということでございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、やはりこの事務を進める上に当たりまして、この事務の流れというものを明確に共通認識を持つべきであったというふうに考えております。まずこの時点で一つは問題があったというふうに考えております。事務の流れといたしまして、例えば12月議会もしくは2月議会において、議会に提案を申し上げるべきというふうなことを正しく認識をしておくことの部分が欠けてしまった部分が、一番大きなところだったというふうに考えております。

また、その後の事務の中で、やはりこうしたことにチェックを入れるという部分が欠けてしまったということで、年度末にそういったことが判明してしまったということが大きな問題だったと反省をしているところでございます。

○議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 経過はわかりました。そこで、いわば見落としがあつて、先ほど三浦総務部長の方からも本来ならばこの点について条例の関係、財産取得の関係からいえば12月議会ないしは2月議会に諮るべき案件だったと。少なくともね、10月に大体ほぼ資金繰りの精査が

終わったんでしょから、そうすると、議会の手続をすっかり抜かして契約に入ってしまったと、こういうふうにとらえてよろしいわけですよ。そうすると、この問題は、当局自身がこの問題の対応について瑕疵あるいは法的な見落とし、そして違法行為として、違法的な対処として行ったということで、一つは認識しているのかどうか、現時点の認識。当時はなかったのかもしれない。見落としをしたという単純ミスかもしれませんが、そういう点で瑕疵行為は、議案が出されたにしてもこれは消すわけにはいかないわけです。だから、今の時点でのそういう点について、当局自身の責任は先ほど市長自身が述べましたからそういうことも踏まえながら、一つはそこら辺についても一回再度確認をしておきたい。

それから、もう一回、売却する側、それから取得する側の同一化というのは、どことどこが担当していたのか、お聞きをしたいと思います。どことどこなのか、はっきりさせておかなければならないというふうに思うんです。

それから、もう一つは、例えばそういうことでこの会社あるいは別な部だとすると、それはチェック機能が働くのかどうかお聞きをしたいと思います。

それからもう一つは、聞くところによると、部内の進行管理規程というのが、塩竈市進行管理運営規程というのが設けられているようです。これは例規集の中にも含まれていて、昭和60年の10月31日の日の以降の規程の中に盛り込まれていて、この中には、進行管理、全体の事務事業だと思います、それについて総合管理と部門進行管理に分ける。総合管理については市長、部門進行管理については部長とするということ。特に進行の総合管理については第4条の中で、市民生活に重大な問題、予算規模の大きな事業、執行上大きな障害が予想される事業、これが全体の進行総合管理の対象というふうに規定をしている、くくっています。それから、部門進行管理の対象とする事業について言えば、そういうことでそれぞれの部門のセクションの関係になると。そして、その部門管理、進行管理は、庁議を経て、それから部門管理は内部会議を行う、内部会議でそういった進行管理がどうなのか、それから全体はどうなのかというのは正式な庁議で諮るというふうになっております。しかも、その総合管理の関係については、必要な年間進行管理、総合管理の関係は年間進行管理を進行管理責任者に提出をし、四半期ごとのつまり3カ月に1回ごとの進行管理の報告書を提出をするということに規定されているわけなんです。そして、問題が起きた場合には、適切な処置。ここまで定められていながら、なぜ今回のこの問題が出てしまったのか、こういう運営規程があるというのをお聞きしたので、そこら辺も含めて一体これが十分運営上機能したのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

います。

それから、先ほど提案理由の中に、説明の資料No.5の7ページのところに、3、関係者との情報共有というところの問題提起があります。土地開発公社担当あるいは事業担当、財政、法制、財産管理、会計担当、情報の共有を図る、チェック体制を確立すると。これはこれで必要なことだと思うんですが、今回進行管理の運営規程の関係で言えば、こういうものがこの運営規程の進行管理の規定の中にこのことも含めてやはりしっかり盛り込ませて改善策をやるべきなのではないのかと。ここまでの運営規程があつて、行政内部のみずからのチェック体制がここまで手順としては示されているわけですから、そういうお考えに立つのかどうか、考えをお聞きしたいと思います。

まず、2回目はその辺について確認したいと思います。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） ただいま伊勢議員さんより4点について質問がございました。

一つは、瑕疵の認識、いつの時点からだと。土地の収用の担当課、どうあるべきなのかと、それと、進行管理、情報の共有につきましてご質問ありました。

まず、私から、瑕疵の気づいた時点いつなのかということでございます。今、総務部長、経過につきましては、詳細にご報告したとおりでございます。我々少なくとも市長、そして私が報告を受けた段階では、3月13日でございます。2月定例会終了して、それぞれの部、課が年度末に向けて事務事業の再点検に入った時点で気づいたということで、報告がございました。そして、19日に議長団にご報告ということで、市長そして私、総務部長3人でご報告に参ったところであります。その後、19日から20日にかけて、市としての対応策ということを経会の各会派に報告させていただきました。というのは、前段、13日に気づきまして19日までの間、いろいろ弁護士との相談、あるいはいろんな前例、判例とかそういったものを調べながら、市としての対応を決めて、19、20日と各会派にお願いに参りました。その際は専決処分で作らせていただきたいと、179条の長が行う専決処分で行わせていただいて、その後直近の議会に報告させていただきたいということで参りましたが、それぞれの会派の皆様方からのお話を勘案すると、専決処分ではなくて今回とらせていただいております追認案件という議案できちっと審査のもとで議決をいただくのがいいのではないかなというようなことで、そういうものがありまして、当局の判断として直近の議会に提案をさせていただきたいということで、25日に、最終的には、市議会の各会派の幹事長の会議の中で私から陳謝をしながら経過を説明して、改め

て直近の議会に議案として提案させていただきたいということで、お話を申し上げさせていただきました。したがって、13日には瑕疵ということで当局としては認識しております。以上であります。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 今回の事務の担当課について等につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の事務につきましては、土地開発公社の健全化ということで、買い戻しということでございました。このため、本来はその後の利用計画に基づいて事業課が明確になってくるわけですが、その前段の買い戻し、健全化という段階でございました。そこで、担当課を土地開発公社担当課をそのままこの健全化担当課というふうなことにさせていただきまして、売却する側とそれから買い戻す側が同じ課になってしまったということがございます。ここに大きな問題があったと現在反省をしているところでございます。法令遵守の基本的な姿勢とそれからまたこうした執行体制に問題があったために、このような問題を発生させてしまったと反省をしているところでございます。

それから、今後に向けた提案として、現在の進行管理制度につきましてのご意見を賜りました。主要な事務事業につきましては、総合進行管理と部門進行管理という制度の中でそれぞれ四半期ごとに執行状況のチェックをし、必要に応じた是正措置を講じて円滑な事務執行に努めてまいりました。しかしながら、今回このような落ち度を発生させてしまいました。今回の案件につきましては、部門進行管理ということで、私の責任で対処をしていく内容でございました。このことにつきましては、改めて大変申しわけなく思っております。今後は、この制度の重要性を再度認識し、こうした手落ちのないよう職員挙げて防止できるような執行に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そこで、改めてお聞きをしたいのは、先ほど専決処分の件が前段報告としてございました。そういうことも含めながら、いろんな20年度の予算の関係について議員指定専決処分ということになりましたが、今回改めて考えてみると、果たしてその方法でいいのかということ、先ほど伊藤議員の報告を聞いていて改めて思ったところです。

もう一つは、平成21年度の用地の取得が、平成21年度この間やった2月議会の関係で言うと、用地取得費で15億3,880万円かな、という多額の金額になっておりますし、その土地の公社へ

の貸付金が8億というふうに当初予算の中で組まれております。もちろん、こういう点でこういう事犯というのは公社ばかりではないと思うんです。いろんな形で出てくる可能性も出てきます。決してやってはならない行為だというふうに思うわけですが、当座、まず平成21年度の執行に当たって、予算については既に通っておりますので、そうしますと、今回のこの錯誤にかかわる問題について教訓を生かすとすれば、21年度の流れについてしっかりと見きわめた対応を当局自身が考えていくべき課題ではないのかというふうに思うところです。その点についてどういうふうになるのかお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど20年の予算の関係で言うと、先ほど言ったように果たしてこれでいいのかというのも私自身も疑問に思うんです。議員の委任による専決処分ということ。本来は、長の専決処分でその後の取り扱いについて承認を求めるという179条に変えてもいいのではないのかと。この誤りについては、議会の側で言えば、先に議案提案として出していて、それを、私たちの立場から言わせればですよ、最終決算なのでこういう内容も含むんだということについていろんな議論がありました。やはりこういういろんな物事を精査して最終的な扱いについて179条の扱いで本来はして、承認案件として一般会計のいわば平成20年だったら20年の処分の仕方、処理の仕方がやはり一番順当なのではないかというふうに思うんです。先に既に議決案件として与えてしまうと、報告のみですよ。そこには、この問題の承認についての賛成も反対もないんです。いわば報告についてどういうふうになるかというその範囲での対応だけです。こういう問題が訴状に上ったときに、こういうところできちんとはっきりさせる、目安をつけるというのは、やはり179条の規定が一番ふさわしいのではないかと。多賀城市では、最終的な2月、20年の補正の最終は179条にゆだねています。承認案件なんです。これは、ある意味ではそういう市の方の議会に一切ゆだねてそれでよしというふうな形でしたが、今回の事件を通じて改めてその辺の対応について改善を求めるべきではないのかというふうに思うところですが、いかがなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 21年の土地の購入について、今回のケースのないようにというふうなご心配をいただきました。再発防止につきましては、資料5にありますとおり三つの観点から再発防止に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひますし、21年度の公社の土地の買い戻しの部分につきましては、もう既に関係部課との協議を踏まえまして、今回のかかることのないような形で対応してまいりたいと思ひます。

また、専決につきましては、別のところでの議論となると思いますので、ここでお答えは差し控えさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 土地開発公社所有地の取得に関して、議会の議決を経ないで、いわゆる行政行為の瑕疵ということで、違法行為というふうになっております。それで、今、伊勢議員の方から質問の中で最初は専決という形をとりたいとして各会派に説明を願ったと。これをそのまま本当に専決したら、これは重大な問題になると。私は今本当に、あのとき志賀議長を中心として議会がどういう対応をするかという議論を重ねてこういう形を追認議案というふうになりましたけれども、本当に今考えると、やはりあそこで専決していたらとんでもないというふうに思っております。そして、今回のこの追認議案は、まさに空白ということは、議会、議決機関を、それを追認機関になるようなそういうおそれが私はあるという意味では、もう二度とこういう立場をとっていつてはならないというふうに思っております。

私も県の市町村課に行って、この問題が新聞に載った後、市町村課でこういう問題、追認というのはどうなんですかということで行きました。しかし、県は非常に情報が明るいし親切に対応してくれます。さっきの逆ではないんですけれども。そういう意味で、お話をしたら、3日後に追認議案の判例があるということをお話いただきました。私もいろんな瑕疵の問題の行政行為の瑕疵という問題についていろいろ読んでみましたけれども、いろんな説がありまして、やはり法的な認識が十分にされない。私なんか浅いですから全然わかりませんから、読めば読むほど本当にアリ地獄みたいな感じでありますけれども、そういう意味で、一応追認の議案というのが判例があるということで、そういう形を今回市長あるいはまた副市長から何度もミスのお詫きがあったということで、私らもそれなりに判断したいと思います。

それで、その判断の前に、まず、平成20年の予算議決から21年の2月10日に財産取得の契約をしたと。そして、その次に所有権の移転登記、それでその次に財産購入費の支払いというこの3点の通過点の中で、なぜ議案の議決というものの部分が見落とされたのかというのが、非常に私は不思議なんです。それで、議会の議決というものをもししたら、何か、例えば契約のときにその書面とかそういう書類というのが必要になってくるのが普通ではないかと思うんですけれども、議決というのは一体、そういう書面というものは何ら必要なかったのかどうか、もしあれば、この3点の中で必ず購入、支払い以前にチェックされるというふうに、単純な考えなんですけれども、そこら辺についてお伺いします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 取得契約の際のときに正式な書類としてはそういったものを添付させていただくということになるかと考えます。それを失念してしまったということでございまして、大変申しわけなく思っております。

○議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） してしまわなかったと、こう言うんだけど、本当にここら辺が、契約するときあるいはまた登記するとき、支払いのときにここら辺が何だっけ無チェックということ自体が、本当に考えられないと思っております。ミスはどんなところでもあると思うんです。ただ、私は、このミスが庁外、庁内で済むならいいんですけども、対外的なものあるいはいろんな契約の問題、こういうところについては、本当に体制をきっちりしていかなければいけないと思っております。

そして、反省というか、防止策について次にお伺いしますけれども、法的な職員の研修あるいはまた法令遵守の徹底を図るというふうになっておりますけれども、これは当然なんですけれども、こういう要因の中に、私はこれは、人事異動とかあるいは人員削減の問題がやはりあるのか、特に人事異動なんていうのは非常に事務量が今どんどんふえていますので、そこら辺、一つ問題なのかというふうに思っております。

あと、もう一つは、3番目のいろんなチェック体制をつくるということになっておりますけれども、やはりこういう危機管理体制組織というものをつくっていかないといけないのではないかとこのように思っております。

あともう1点お尋ねしますけれども、塩竈市土地開発公社、いろんな意味で時代的にこれからどういう方向、あり方ですね、お考えになっているのか、3点伺います。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 研修につきましては、現在、研修計画に基づきまして実行させていただいております。そうした内容をさらに充実をして、こういった問題を起こさないような体制というものをくり上げてまいりたいとそんなふうに考えております。

それから、現在の人員配置状況等につきましては、ただいまご意見にございましたように、いろいろ厳しい状況でやっているのは事実かと考えております。しかしながら、今回の案件につきましては、やはり地方行政に携わる者として議決をいただくという基本的な部分でございまして、そういったことは一切理由にならない内容だというふうに認識をしているところで

ございます。関係者一同、さらに厳しく律しまして対処していきたいとそんなふうに考えております。

それから、土地開発公社につきましては、22年度をもって現在の所有地を市役所本体の方で買い戻しをするという状況になってございます。その後の状況につきましては、その時点での、例えば土地価格の推移状況、それからそういったものを先行取得するという目的、こういったもの、そういった事業が発生するかどうか、それらのことを複合的に考えまして対処方策を立案すべきと、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 本来の公社の歴史の中でそういう組織が必要な立場でずっとつくられてきたわけですがけれども、やはり今いろんな意味、三浦部長のお話だといろんな推移を見ながらとおっしゃっておりますけれども、土地を先行取得して、そしていざというときに買い戻すというやり方というのは、本当にきっちりとした必要の、これをつくるという明確なビジョン、計画を5年ぐらいにつくるという、そういう立場でやはり運営していかないといけないのではないかと感じております。

また、これからは土地の上昇というのは考えられないということを考えたら、この辺の検討をより一層進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

○6番（佐藤貞夫君） 今、問題となっております土地開発公社について、重要な問題でありますからちょっと質疑をしたいと思えます。

特に、当初から開発公社の土地につきましては問題があり過ぎた。したがって、最初の段階で間違いを起こしてほしくなかったわけです。肝心なときにこういう過ちを起こしてしまったことについては、我々も本当にいかんかと啞然としているわけですよ。昭和47年ですか、公有地拡大推進法ができて、48年に開発公社をつくったわけです。当時は川瀬市長です。川瀬市長は、この土地は本来買うべき土地じゃないんです。市街化調整区域ですから。本来であれば、都市計画の決定した土地が基本なんですよ。めちゃくちゃに買ってしまった。今までこういう問題起こしていた。だから、後処理だけはきちんとやってほしかった。

そういう意味ではどうも私はいかんと思いますが、ここで問題は、いわゆる19年度、20年のあれということは19年度ですよ、20年の3月議会ですから、提案して予算は20年だと思いますが実質的には19年度末の期末残高といいますか、価格が、物価が、3億割っているわけな

んです、この土地が。なぜ3億1,189万7,000円の予算を提案したのかと、そして議決をさせたのかと、ここが私は問題だと思っている。そして、買ったのが、支払ったのが3億797万でしょう。大分かけ離れていますよね。やはり期末残高を基本として、ベースとして予算を組むべきなんです。計上するべきなんです。そして、きちんと説明をして、議会に臨むべき。もう最初から、スタート間違っている。そういう面では、どうもこういう手続が非常にまずい。

私は、そういう面では、これは何と言いますか、議会の議決を侵害している。これは重大な問題ですから、これでもって首長の首が飛んだとかあるんです。当時、開発公社、山形県の米沢市長がめちゃくちゃに買ってしまった。それで、議会、大問題になって、それで新聞大騒ぎになったんです。そして、その首長はやはり選挙で敗れたんです。それだけの重大なことがこの開発公社、もたらしたもんですから、そういう面では、そういう経過をたどってきた以上は、大変こういう問題、手続をきちんとやってほしかった。そういう面では、いわゆる22年度までですか、これはきちんと最終、いろんな手続があると思いますが、問題は、開発公社がもたらしたものは、経済性も効率性も有効性もさっぱり働かなかったところなんです。かつて清水沢事件がありましたね。あのときも開発公社で買った部分と一般会計で買った部分とめちゃくちゃにしてしまった。だから大問題になったわけです。本町の二戸屋旅館の土地、あるいは七十七銀行塩釜支店、今の公営駐車場ですね、これみんな開発公社が買っているんです。いろんなトラブルが起きたんです。それだけに、最後の部分、もっと慎重にやってほしい。きちんと、問題起こさないようにしてほしいです。

これを見ますと、やはりなぜこの価格だったのかと。買った土地が6,100万ぐらいですよ。買い戻したのが約3億ですよ、3億。3億700万ですか。5倍払っているんです。このうち利子は何ぼなのか、諸経費は幾らなのかと、全然具体的に明らかにしないまま議会に臨んでいるところにも、私は問題があると思う。そういう面では、やはりきちんと明らかにして、そして議会に臨んでほしいと思いますけれども、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず、改めまして、議会手続、本当に怠ったことに対しましては、改めて本当におわびを申し上げたいと思います。

今、佐藤議員から、まず年度末の土地の価格をきちっと押さえた上での予算計上が必要ではないかというようなことですが、この資料5の7ページにありますとおり、全5筆分で3億1,189万7,000円、これは20年の金利を入れた部分の額であります。そして、一番下の3

月2日、3億797万666円でございますが、これにつきましては、この時点までの金利を入れた額ですので、年度末の金利を含めた3億一千何がしよりは安くなっている、いわゆる金利かからなかったという部分で、この額で契約をさせていただいているところでございます。

なお、予算計上に当たりましては、20年の2月定例会において説明させていただいた内容でございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤貞夫君。

○6番（佐藤貞夫君） 今、副市長から、開発公社の次長からいろいろな説明ありましたがけれども、昭和50年代に入っているいろんな問題が出てきたんです。当時、理事長も市長も兼務していたんです。私、55年ころに民法上に疑義ありと。理事長と別人格なんだから、市長と理事長は別人格だからやはり理事長かわるべきだと。そして、法律わかってくれてすぐやめたんです。それで、助役さんが理事長になったという経過をたどったわけです。開発公社運営協議会をつくってチェックが始まったんです。そして、それならば議会が承認しないと絶対に買わせないということで、全部、あれからほとんど買わなかったんです。その間、清水沢のいろいろな問題起きましたけれども、ほとんど議会がチェックしたものですから、そういう面では、何ていいますか、この契約見ましてだれも気づかなかったこと自体が不思議なんです。普通は、例えば、これは議会の基本でしょう、財産取得、所有権の移転、財産取得契約やったっけすぐ移転登記、こんなにスムーズにいくはずないんですよ、これは。この辺もやはり具体的な説明がないわけなんです。

そして、予算議決をしてから約11カ月かかっているわけです、取得するまで。だから、たるんでいと言わざるを得なくなるわけです。やはり、予算をきちんと確信を持って提案して、認めてもらったら速やかに実行するというのが基本なんです。そういう面では、どうも納得しないなど。もう少し行政のスムーズな進行管理をきちんとやらないとこういう問題はまた起きる。だから、そういうことのないように今後十分気をつけていただきたい。そして、二度とこういうこと、市長、副市長のいろんな減額とかいろんなことが起きないようにすべきだと思いますし、これは、事務局におかれましては、やはり研修以前のもので。やはり議会の議決、基本ですから、だれが見たってこれは気づくのが本当なんです。それを、終わってから気づくというのは考えられないです。そういうことのないように十分ひとつ気をつけていただきたい、こんなことを申し上げておきたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の手続につきましては、本当に手続ミスということで議長、副議長を初め議員の皆様方に大変なご迷惑をおかけいたしました。市政を預かる者として大変申しわけなく思っております。今後こういうことがないように、関係部長初め我々もしっかりと進行管理を行いながら、より適切な事務処理を進めますよう、なお一層努力をさせていただきたいと思っております。恐縮でございます。おわび申し上げます。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議案第51号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号については原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第51号については原案のとおり決しました。



日程第8 議案第52号

○議長（志賀直哉君） 日程第8、議案第52号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま上程いただきました議案第52号につきまして提出理由をご説明申し上げます。

議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、議案第51号に係る財産取得の事務手続の瑕疵に係る責任を明確にさせていただくため、市長及

び副市長の給料月額につきまして本年6月から8月までの3カ月間、これまでの行財政改革に伴う減額率に10%上乗せをした額を給料月額から減額をさせていただく内容であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） これより議案第52号の質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議案第52号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号については原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第52号については原案のとおり決しました。



○議長（志賀直哉君） 以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年5月29日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 阿部かほる

塩竈市議会議員 鈴木昭一

平成21年6月定例会 6月8日 開 会
 6月18日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成21年 6 月 8 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成21年6月8日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任
 - 第5 議会運営委員会の委員の選任
 - 第6 請願第9号
 - 第7 議員提出議案第3号ないし第5号
 - 第8 議案第53号ないし第64号
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1ないし日程第8
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の辞職勧告の件
- 追加日程 議長の辞職勧告の件
- 追加日程 議員提出議案第6号
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |

19番 鎌田礼二君

20番 木村吉雄君

21番 香取嗣雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	会計管理者 兼会計課長	片倉研一君
総務部政策調整監	小山田幸雄君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田克己君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田文弘君
産業部技監兼次長	茂庭秀久君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子信也君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	産業部水産課長	小山浩幸君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部長	千葉伸一君	水道部次長	黒須精一君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 委員長	稲田喜一君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	白澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係専門主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） 去る6月1日告示招集になりました平成21年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る5月27日、東京日比谷公会堂で開催されました第85回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規程により表彰に栄に浴されました方に対して、表彰伝達式を行います。

○事務局長（伊藤喜昭君） それでは、初めに全国市議会議長会の議員在職10年以上の表彰でございます。

中川邦彦議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 中川邦彦 殿

あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものであり、第85回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 続きまして、鈴木昭一議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 鈴木昭一 殿

以下同文であります。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 続きまして、木村吉雄議員、演壇にお進みください。

○議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 木村吉雄 殿

以下同文であります。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 次に、全国市議会議長会の評議員に対する感謝状の伝達でございます。

志賀議長が該当しておりますので、今野副議長から伝達をお願いいたします。

○副議長（今野恭一君）

感謝状 塩竈市 志賀直哉殿

あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第85回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成21年5月27日

全国市議会議長会会長 五本 幸正（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（伊藤喜昭君） 以上で、表彰伝達式を終了いたします。

○議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19番鎌田礼二君、20番木村吉雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は11日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（志賀直哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、監査委員より議長あてに提出された定期監査の結果報告1件であります。

また、報告第1号一般会計・下水道事業特別会計・土地区画整理事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号平成20年度塩竈市土地開発公社事業決算について並びに平成21年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月1日付で議長に報告がなされたものです。

さらに、塩竈地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成21年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要1件、平成21年第1回塩釜地区消防事務組合議会臨時会の概要1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成21年第1回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件、平成21年第1回塩釜地区環境組合議会臨時会の概要1件であります。

これより質疑に入ります。

4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 私は、報告第2号平成20年度塩竈市土地開発公社事業決算と報告第3号平成21年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算について、3点伺います。

一つには、平成20年度の金融機関からの借入金の金利について伺います。A銀行の金利、ほとんどが1.875%となっております。B銀行では2.375%、C銀行では2.875%となっております。A銀行とC銀行との比較では、C銀行が1%高く、A銀行の1.5倍となっております。なぜこのような利率の違いが生まれるのか伺います。また、借入先の決め方は、どのような判断で行っているのか伺います。

二つには、平成20年度事業決算の中で、港奥部の2号用地の賃貸料は2,030万円となっておりますが、2号用地分の利息としての支出、これは3,202万円となっております。収入よりも支出の方が1,172万円多くなっております。さらに、固定資産税の支出が288万円加わります。今後、市に土地が移りますが、移った後もこれまでと同じ契約内容でいくのか、現時点でどのようなになっているのか伺います。

三つ目には、市立病院隣接地、これは経営健全化計画における処分方針としては、公衆用道路は市道として、病院職員駐車場部分は同用地に、他の部分を宅地として用途変更し、有効利用を目的として賃貸することになっておりますけれども、市立病院の患者さん用の駐車場は狭く、路上駐車となる場合も見受けられます。この土地を、患者さんへの駐車場対策としての検討はなされてこなかったのかどうか伺います。

まず1回目は以上です。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） お答え申し上げます。

まず、金融機関によります金利の違いでございますが、具体的な内容でご説明申し上げますと、例えば経営健全化計画に基づきまして塩竈市が無利子貸し付けや買い取りを実施していくというような予定の土地につきましては、金融機関の評価が高いものとなりまして低利率というような状況になってございますし、一方、こういった経営健全化、当時はまだ全体にはなってございませんでした。そうした経営健全化対象外の土地ということにつきましては、その分のリスクが上乗せされた金利というふうなことで、1件1件の条件によって利率が変わってきたという経過でございます。

それから、借入先についてでございますけれども、私どもも低利の借入先の新規開拓というような取り組みを行わせていただきました。しかしながら、土地開発公社に対する融資そのものについては、金融庁の指導が厳しくなったというような状況の中から、従来から借り入れていた以外の金融機関からの融資を受けることはできなかったというような経過でございます。

それから、2点目の2号用地を市が買い取った場合の契約内容についてでございます。現在、公社とイオンの間では、20年間の事業用定期借地権を設定してございます。この内容につきましては、市に売却した場合でも、契約内容を市において引き継ぐこととなっております。内容につきましては、公租公課の状況を踏まえまして3年ごとに見直すというようなことになってございますので、こちらの方の対応を考えてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に3点目の市立病院に貸し出しをしている用地でございます。病院の経営を考えました際には、やはり夜間勤務等があります医師等の勤務実態を踏まえた一定規模の職員用の駐車場というものの必要性があるのではないかとこのように考えてございますが、ご指摘いただき

ました利用者の立場に立った活用というふうなことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） 二つ目の2号用地の賃貸料です。これについては単年度ごとに見直すと。ぜひ見直ししていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

1番目の金利の問題ですけれども、これは経営健全化に基づいて対象内、対象外というふうに今述べられましたけれども、その辺で借入金利については、平成18年度0.4%、19年度は1.875%、20年度は最大2.875%と、年々上がってきてはいますけれども、ただやはり平成20年度を見れば、A銀行、B銀行、C銀行と三つの対象があって、一番金利が低いA銀行の利率で借りるとすれば、やはりこれまで借りている内容からすれば1,126万円利息が下がるんです。ですから、そういう面で経営健全化の意味からも、ぜひ金利の低い銀行ということで、これまでも借りかえということも検討はされてこなかったのかどうか伺います。

そういう面で平成21年度の事業計画、予算が出ておりまして、これも借入金の利息は3%と見ておりますけれども、これについても三つの銀行があって同一ではないと。その辺で3%の判断をどのように見ているのか。あと借入先の金融機関の決め方、これについても伺いたいと思います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） まず、単年度の公社としての借り入れにつきましては、それぞれの金融機関にお願いを申し上げながら、低金利でお願いしたいということで毎年お願いをしてきている経過でございますので、今後とも金融機関の方に働きかけをしながら、低金利で借りられるような形で努力してまいりたいと思います。

また、予算で3%の金利を見込んでいるというようなご指摘でございますが、これは我々予算面で安全率を考えた上で、今2.875%ということ踏まえますと、3%以内での予算ということで今組んでいる状況でございます。決して3%で借り入れるということではなくて、安全率を見た上での3%というのを予算化している状況でございます。以上であります。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

この際、本席より申し上げます。

私、志賀直哉は、本日をもって議長を辞職いたします。何とぞご許可くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時17分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長志賀直哉君から議長を辞職する旨の申し入れがありました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 議長辞職の件

○副議長（今野恭一君） 議長辞職の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので退席を願っております。

お諮りいたします。

志賀直哉君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、志賀直哉君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより、志賀直哉君より、辞職のごあいさつをいただきます。

○議長（志賀直哉君） 2年間、皆様のご協力により議長を全うすることができました。

議長在籍中はセーフティネット、また原油価格の高騰、または減船問題などで本当に日々一日一日忙しい、またやりがいのある2年間でした。皆様のお力をおかりして、議長の職をここに全うできたことを感謝申し上げます。私の辞任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 暫時休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後1時29分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議長が欠員となっておりますので、この際、議長選挙を日程に追加し、議長選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し、議長選挙を行うことに決しました。

追加日程 議長の選挙

○副議長（今野恭一君） 議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（今野恭一君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（今野恭一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（今野恭一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順次投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（今野恭一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認

めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（今野恭一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（今野恭一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番曾我ミヨ君、21番香取嗣雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開 票〕

○副議長（今野恭一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（伊藤喜昭君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は21票であります。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数であります。

有効投票のうち 志賀直哉議員 14票

鈴木昭一議員 7票

なお、この選挙の法定得票数は6票でございます。以上です。

○副議長（今野恭一君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました志賀直哉議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました志賀直哉君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

志賀直哉君からごあいさつをお願いいたします。

○12番（志賀直哉君） ただいま皆様のご推薦のもとに議長に選任されました志賀でございます。

残された期間、塩竈市政発展のために全身全霊を尽くして、頑張っていきたいと思っております。

皆様方のご協力を得て、塩竈市政発展のために頑張りますので、これからよろしくお願いたします。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後5時05分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後5時05分 休憩

午後6時45分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番佐藤貞夫君。（「議事進行」の声あり）

○6番（佐藤貞夫君） 先ほど開会早々に、志賀議長から辞任届がありました。そして、議長選挙がありましたが、議会の申し合わせに2年で辞任とするということがありまして、志賀議長は潔く辞表を出したという経過がございました。

したがって、引き続き副議長の選挙があるものと思っておりましたが、いまだ今野副議長から辞任届が出ていないようであります。

よって副議長選挙について、議会運営委員会を開いて、取り扱いを協議していただきたく思いますので、早速議会運営委員会を開くよう動議をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。（「賛成」の声あり）

○議長（志賀直哉君） ただいま、佐藤貞夫君から、副議長の件について議会運営委員会を開催するという要望が提出されました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午後6時46分 休憩

午後7時25分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番佐藤貞夫君。（「動議賛成」の声あり）

○6番（佐藤貞夫君） 先ほど休憩中に議会運営委員会を開いて、私の動議の取り扱いをしていただきましたが、副議長が辞任をしないということでございますので、副議長の辞職勧告の

動議を提出いたしたいと思いますので、再度議会運営委員会を開いて協議をお願いする動議について、ご賛同願いたいと思います。（「賛成」の声あり）

○議長（志賀直哉君） ただいま、6番佐藤貞夫君から、塩竈市議会副議長今野恭一君不信任の件について動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたします。

暫時休憩いたします。

午後7時25分 休憩

午後8時00分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど今野恭一君の不信任の件についてと言いましたが、辞職勧告の件についてと訂正させていただきます。

副議長の辞職勧告の動議の件を日程に追加し、議題とすることをお諮りいたします。

副議長の辞職勧告の動議の件を日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、この動議を日程に追加することに決しました。



追加日程 副議長の辞職勧告の件

○議長（志賀直哉君） 副議長の辞職勧告の動議の件を議題といたします。

なお、副議長は除斥の対象となっておりますので退席を願っております。

お諮りいたします。

副議長の辞職勧告の動議については、動議のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、副議長の辞職勧告の動議の件については可決されました。

暫時休憩いたします。

午後8時01分 休憩

午後 8 時 0 1 分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） 本日、新議長が選出され、たびたび議会運営が滞り、7時間以上にもなろうとしております。この混乱は大変憂慮すべき事態です。そもそもこのことは、議長の責任であります。

よって、直ちに議会運営委員会を開催し、その責任の所在を明らかにしていただきたい。

○議長（志賀直哉君） ただいま20番木村吉雄君から議会運営委員会開催の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成の諸君がありますので成立いたします。

暫時休憩いたします。

午後 8 時 0 2 分 休憩

午後 8 時 3 1 分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） 議会の混乱の責任をとってもらうため、議長の辞職勧告をいたしますので、採決を願います。

○議長（志賀直哉君） ただいま20番木村吉雄君から、議長の辞職勧告の件について動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 8 時 3 1 分 休憩

午後 8 時 3 2 分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職勧告の動議の件を日程に追加し、議題とすることについてお諮りいたします。

議長の辞職勧告の動議の件を日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（今野恭一君） 起立全員であります。よって、この動議を日程に追加することに決しました。



追加日程 議長の辞職勧告の件

○副議長（今野恭一君） 議長の辞職勧告の動議の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので退席を願っております。

お諮りいたします。

議長の辞職勧告の動議については、動議のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（今野恭一君） 起立少数であります。よって、議長の辞職勧告の動議の件については否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 8 時 3 4 分 休憩

午後 8 時 3 5 分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第 4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任

○議長（志賀直哉君） 日程第 4、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長から指名いたします。

15 番菊地 進君。

○15 番（菊地 進君） 私から確認をしたいと思います。

前回、前々回の幹事長会議で、委員会の定数の案分は議長の権限で行うということで指導されました。

しかしながら、委員までするとは聞いていなかったもので、我が会派から鈴木昭一議員が産業建設常任委員会を望んでいたのが、何の相談もなしに民生常任委員会に振り分けられたと。

あとまた、今野恭一議員も産業建設常任委員会を望んでいたのに総務教育常任委員会に振り分けられた。その辺で、本人にそういった旨の説明をされたのかどうか。私は、幹事長会議

で案分だということで、議長の指導がありますよということで、それは会派に言いましたが、委員選任まで議長が申されませんでしたので、どういうふうな経緯でこのような選定になったのかご説明願いたいと思います。

○議長（志賀直哉君） ただいま15番菊地議員より、委員の選任についてどういう基準で議長がしたのかということについてお答えいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により選任いたしました。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） それは定数の枠組みだけであって、委員の選任までは。通常であれば、幹事長会議等で委員の選任の申し出を受けて、それを幹事長会議等で承認をして、議長がその規定によって議場から選任するのが筋じゃないでしょうか。

それを、その手続を省いて、ましてや議員本人に何の連絡もなしに頭からそういうふうにするのは、議会制民主主義に反するのではないかと思います。

○議長（志賀直哉君） そのことに関しましては、先ほども言いましたように委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名するということがありますので、その趣旨に従いまして、議長はそうさせていただきます。

15番菊地 進議員。

○15番（菊地 進君） それは違うんでないかなと。やっぱり幹事長会議等で。では何のために幹事長会議等を開いたのか。そういった合意のもとに議事を進めてもらわないと、あなたがこうだと、本人の承諾も得ずに決めるというのは、議会制民主主義に反すると思うので、強くこのことを申し上げておきます。

○議長（志賀直哉君） 常任委員会委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

総務教育常任委員には5番伊勢由典君、6番佐藤貞夫君、10番小野幸男君、13番佐藤英治君、16番今野恭一君、19番鎌田礼二君、21番香取嗣雄君の7名であります。

次に、民生常任委員には1番曾我ミヨ君、4番吉川 弘君、8番伊藤博章君、9番浅野敏江君、12番志賀直哉、15番菊地 進君、18番鈴木昭一君の7名であります。

次に、産業建設常任委員には2番中川邦彦君、3番小野絹子君、7番東海林京子君、11番嶺岸淳一君、14番伊藤栄一君、17番阿部かほる君、20番木村吉雄君の7名であります。

ただいま選任された各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員

長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

暫時休憩いたします。

午後 8 時 4 0 分 休憩

午後 9 時 3 6 分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員長には13番佐藤英治君、同じく副委員長には10番小野幸男君。

民生常任委員長には9番浅野敏江君、同じく副委員長には1番曾我ミヨ君。

産業建設常任委員長には3番小野絹子君、同じく副委員長には7番東海林京子君。

以上、選出されましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。

ただいま1番曾我ミヨ君ほか19名から、議員提出議案第6号が提出されましたので、この際議員提出議案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第6号を追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議員提出議案第6号

○議長（志賀直哉君） 議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第6号塩竈市議会運営委員会条例の一部を改正する条例については、議会運営委員会の委員の定数を、現在の6名から5名としようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由の説明とさせていただきます。

○議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第6号については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決されました。



日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（志賀直哉君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

議会運営委員には5番伊勢由典君、8番伊藤博章君、9番浅野敏江君、15番菊地進君、19番鎌田礼二君の5名であります。

ただいま選任された議会運営委員の方々には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 9時40分 休憩

午後10時07分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には8番伊藤博章君、副委員長には5番伊勢由典君が選出されたのでご報告いたします。



日程第6 請願第9号

○議長（志賀直哉君） 日程第6、請願第9号を議題といたします。

今定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第7 議員提出議案第3号ないし第5号

○議長（志賀直哉君） 日程第7、議員提出議案第3号ないし第5号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第3号ないし第5号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第3号について趣旨の説明を求めます。9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第3号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方分権の改革の推進に関する決議

地方分権改革推進委員会は、これまでの二次にわたる勧告に続き、今後、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進め、第3次勧告を行うこととしており、これらの勧告を踏まえ、政府においては、地方分権改革推進計画を作成し、平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案（仮称）」を国会に提出することとされている。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図り、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することであり、そのためには、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築しなければならない。

併せて、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべき

である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的な移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に権限・事務・財源を一体的に移譲すること。

その際、「補完性・近接性」の原理に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への権限・事務・財源の移譲を促進すること。

2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消により、国・地方を通じた行政の簡素化を促進すること。

3. 「（仮）地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

4. 地方議会の権能強化

地方分権時代における地方議会の役割は一層重要性を増すことから、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規程を見直し、地方議会の権能を強化すること。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（志賀直哉君） 次に、議員提出議案第4号について趣旨の説明を求めます。15番菊地進君。

○15番（菊地進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方税財源の充実強化に関する決議

世界的な金融経済危機による景気の悪化に伴い、地域経済も不況の度を深めており、地方財政は未曾有の危機に直面している。

こうした中、政府においては、これまで「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を実施するとともに、平成21年度の地方財政計画に地方交付税を1兆円追加計上するなどによ

り、地方財政運営に対する支援措置が講じられたところである。

また、「経済危機対策」として策定された平成21年度補正予算では、地方公共団体に対する配慮として「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の創設により約2.4兆円を計上するなど、地域活性化のための支援策が示されている。

これらは、これまで地方が強く訴えてきた地方交付税の復元・増額や緊急経済対策の早期実施の要請にもこたえるものであり、高く評価するものであるが、現下の地方財政は、景気悪化に伴う大幅な税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、依然として危機的な状況にある。

地方自治体が、今後も市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、安全・安心の実現と地域の活性化を図っていくためには、地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、地方の再生と地域の活性化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映し、総額を増額すること。

2. 地方税源の充実強化

地方を担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（志賀直哉君） 次に、議員提出議案第5号について趣旨の説明を求めます。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮の地下核実験に抗議し、核実験中止と核兵器開発中止を求める決議

北朝鮮は5月25日、2回目の地下核実験を行った。国連安保理決議1718（2006年10月14日）の「いかなる核実験または弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないこと」、6カ国協議で合意した「一切の核兵器及び現在の核計画を放棄する」とした共同声明にも違反する行為である。

東アジアと日本にとって緊張と不安を与える行為であり、正当化されるものではない。度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

アメリカのオバマ大統領は「核兵器のない世界」の実現をめざし核兵器使用国として「道義的責任」を表明しており、世界の核兵器開発廃絶の新たな機運に逆行する行為である。塩竈市議会として北朝鮮の核実験に対し抗議し「北朝鮮の核実験中止と核兵器開発を中止すること及び無条件で6カ国協議に復帰すること」を強く求める。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第3号ないし第5号については、質疑、委員会負託、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第3号ないし第5号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第3号ないし第5号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号ないし第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号ないし第64号

○議長（志賀直哉君） 日程第8、議案第53号ないし第64号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第53号から第64号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第53号は「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、所得税の住宅ローン控除の適用者に対し、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、9万7,500円を限度に翌年度の個人住民税から控除する制度を創設するものであります。

次に、議案第54号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。これは、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険運営協議会の委員から、被用者保険等保険者を代表とする委員を除くものであります。

また、緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月末日までの間に出生した被保険者に係る出生育児一時金を4万円引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第55号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」であります。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、介護保険の被保険者がいる世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担合計額が著しく高額となった場合、一定の上限額を超えた部分を「高額介護合算療養費」として支給する制度が創設されました。

これに伴い、「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」等、関連する3件の条例について、助成額から高額介護合算療養費を控除するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次は、議案第56号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

歳入歳出それぞれ3億4,898万5,000円を追加して、総額を209億4,398万5,000円にしようとするものであります。

歳出では、このうち国の補正予算関連事業といたしまして2億9,618万5,000円、その他の事業といたしまして5,280万円を計上しております。

まず、国の補正予算関連事業について申し上げます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業といたしまして	1億1,500万円
まちづくり交付金事業の国庫補助事業分といたしまして	1億2,000万円
地域住宅交付金事業の国庫補助分といたしまして	2,400万円
緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業といたしまして	3,718万5,000円

次に、国の補正予算関連事業以外の事業の主なものといたしまして、

国及び県の増額補助に伴います貞山大橋整備事業といたしまして 4,240万円

財団法人自治総合センターからの交付金を受けて、藤倉親交会、松陽台町内会及び浦戸桂島区会が、音響設備などの行事用備品を整備することに対する助成金といたしまして

710万円

などを計上しております。

これらの財源といたしまして歳入では、

国庫支出金といたしまして 1億5,880万円

県支出金といたしまして 5,488万5,000円

諸収入といたしまして 1,010万円

市債といたしまして 1億2,520万円

を計上しております。

次に、議案第57号「平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。国の補正予算に伴います「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、本市魚市場に水揚げする漁船に補助するため、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、総額を1億4,940万円とするものであります。

次に、議案第58号「平成21年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。国の補正予算に伴います宅内貯留施設整備事業のため、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、総額を48億6,860万円とするものであります。

次に、議案第59号「平成21年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。国の補正予算に伴います海辺の賑わい地区土地区画整理事業の建物移転補償のため、歳入歳出それぞれ2,640万円を追加し、総額を4億1,390万円とするものであります。

次に、議案第60号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」であります。これは、34カ所の集会所を管理する指定管理者として申請のありました管理運営委員会を適任と判断し、各集会所の指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第61号「市道路線の認定及び廃止について」であります。これは、都市計画法第29条に基づく開発行為の完了による公共施設（道路）の市への帰属に伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道南錦町5号線について認定及び廃止をしようとするものであります。

次に、議案第62号「宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」であります。宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体のうち、気仙沼市と本吉町が平成21年9月1日をもって合併し、本吉町が平成21年8月31日限りで同センターから脱退することになりました。これに伴い、同センターを組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」であります。議案第62号と同様、気仙沼市と本吉町が合併することにより、本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が宮城県市町村職員退職手当組合から脱退することになりました。これに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第64号「宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」であります。議案第62号及び第63号と同様、気仙沼市と本吉町が合併することにより、本吉町が宮城県後期高齢者医療広域連合から脱退することになりました。これに伴い、同広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 私からは、主に議案第56号一般会計補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

資料No.9の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計3億4,898万5,000円、魚市場事業特別会計1,500万円、下水道事業特別会計3,000万円、土地区画整理事業特別会計2,640万円、合わせまして4億2,038万5,000円となるものでございま

す。これにより、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下の行にありますように376億7,978万5,000円となり、補正前に比べますと1.1%の増となります。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明を申し上げます。ここでは、歳出予算を目的別に分類をしております。

費目2の総務費860万円でございますが、右側の備考欄をごらんいただきたいと思います。コミュニティ助成事業は、藤倉親交会など三つの町内会の行事用備品整備に対する財団法人自治総合センターからの助成費です。地域新エネルギービジョン推進事業は、独立行政法人水産総合研修センターからの委託を受けて、本市が浦戸の渡船で行う漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査に係る経費でございます。

費目3の民生費3,900万円ですが、東塩釜駅のエレベーター等の整備に対する補助金、公立保育所及び放課後児童クラブの空調設備などの整備事業費でございます。

なお、これらに括弧書きでつけております※印は、右上に記載のように、国の補正予算関連の事業であることを示してございます。

費目5の労働費3,718万5,000円は、緊急雇用創出事業が国の補正予算で増額されたことによる補正でございます。

費目6の農林水産業費1,500万円は、魚市場事業特別会計への繰出金です。これは、本市魚市場へ水揚げをする漁船への支援策として、補助金を支給しようとするものでございます。

費目8の土木費2億2,740万円ですが、まず市道整備事業では、市内各所の道路改修を予定しております。橋りょう整備事業では、貞山大橋の整備を行います。まちづくり交付金事業では、北浜地区の道路整備などを実施します。また、市営清水沢住宅の外壁改修を行うものでございます。

費目9の消防費150万円は、千賀の台の自主防災会が行う防災用備品の整備に対するコミュニティ助成です。

費目10の教育費2,030万円ですが、国の補正予算を活用して小中学校施設整備事業を行うとともに、栄養教諭が中心となって食習慣の実態把握などを行う食育推進事業を、昨年度に引き続き行うものでございます。

次に、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

費目14の国庫支出金では、1億5,880万円を補正しております。内容としましては、まず地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございます。これは、国の補正予算として本市へ交付されることとなった約2億1,800万のうち、そのおおむね2分の1に当たります1億円を計上したものでございます。5月29日に国の補正予算が成立したことを受け、今後各省庁の補助事業が明らかになってまいります。残りの交付金につきましては、こうした動向を見きわめながら、補助事業の市負担金や単独事業費の調整に充てようとするものでございます。このほか、橋りょうや道路の整備に充てます地域活力基盤創造交付金などを計上しております。

費目15の県支出金では、5,488万5,000円を計上しています。東塩釜駅エレベーター整備事業費補助金につきましては、県から本市負担額と同額の1,500万円が補助されるものでございます。また、緊急雇用創出事業費補助金などを計上しております。

費目20の諸収入1,010万円は、コミュニティ助成事業に伴います財団法人自治総合センターからの助成金、バイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業費として、独立行政法人水産総合研究センターからの委託金を計上しております。

費目21の市債1億2,520万円は、橋りょう、道路の整備事業などに係る市債でございます。

6ページ、7ページには、歳出予算の性質別比較表を載せてございます。

また、8ページには、投資的経費の内訳書を掲載してございます。

さらに9ページ以降には、国の補正予算に係る本市の事業等を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

○議長（志賀直哉君） これより、議案第53号ないし第64号の総括質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表し、6月議会に提案された議案第56号一般会計補正予算3億498万円、議案第57号魚市場事業特別会計補正予算1,500万円、議案第58号下水道事業特別会計補正予算3,000万円、議案第59号土地区画整理事業特別会計補正予算2,640万円、合計4億2,038万円について総括質疑を行います。

政府の経済対策、2009年度補正予算は15兆円で、歳入に建設国債、赤字国債10兆8,200億円、財政投融资特別会計借入3兆1,100億円などで構成されております。

その中で、安心と活力実現4兆3,000億円で、この中に地方公共団体への配慮2兆4,000億円があり、自治体で雇用、仕事起こしに活用するなどの内容も含まれております。

塩竈市の補正予算は、政府の地域活性化・生活対策臨時交付金2009年度補正予算1兆円、そ

して、緊急雇用創出基金3,000億円で、政府の地域活性化臨時交付金1兆円のうち、宮城県に131億円、塩竈市に2億1,800万円が示され、塩竈市はこのうち1億円を補正予算内容として提案しております。地域活性化・生活対策臨時交付金の予算化で、先ほどの東塩釜駅へのエレベーター設置、市内保育所の環境整備、小中学校施設整備、市道整備、下水道の宅内貯留などが含まれております。また、緊急雇用創出事業は、2月議会の当初で5,600万円が予算化され、6月議会、今議会で3,718万円の補正を提案しております。

質問の第1点は、市当局として、地域経済効果をねらったの予算化だと思いますが、補正予算の検討を進める上での基本的立場についてお聞きをいたします。

質問の2点目は、緊急雇用創出事業についてであります。当初予算の雇用創出効果と、6月議会の補正に伴う雇用の効果をどう見込んでいるのかお聞きをいたします。

質問の3点目は、地域活性化・生活対策臨時交付金の残り1億1,800万円の具体化と、政府補正予算でまだ我が市議会では具体化されていない事業として地域活性化公共臨時交付金1兆3,790億円、安心子ども基金1,500億円、高校生授業料免除支援金486億円、介護拠点緊急整備3,011億円、介護職員待遇改善交付金3,975億円、社会福祉施設交付金1,062億円などがあり、必要に応じた補正計上もあり得ると考えるものであります。今後の進め方について、市長の考えをお聞きいたします。

質問の4番目は、東塩釜駅エレベーターの設置の補正予算についてであります。2006年12月議会で、塩釜駅そして東塩釜駅エレベーター設置を求める請願が全会派一致で議決されました。今回の補正予算は、喜ばしい補正予算でございます。補正に至った経過についてお聞きをし、第1回目の総括質疑の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員より、補正予算の基本的姿勢について何点かご質問いただきました。

初めに、補正予算編成の基本的な認識についてお答えをいたします。昨年度、安全・安心実現のための緊急総合対策あるいは生活対策、生活防衛のための緊急対策等の経済対策に引き続くものとしたしまして、国では、世界同時不況により製造業を初め多くの産業分野で沈滞化し、底割れの危険が懸念されましたことから、実質国内総生産の押し上げでありますとか、雇用創出を目指して、国費総額で15兆4,000億円の補正予算を国会に提出し、5月29日に成立したとの認識であります。

この補正予算は、景気の回復とともに国民生活を守るという趣旨のもと、短期間での景気浮揚とあわせ、将来に各種産業の成長力につなげていこうとするものでございます。

本市におきましても、市税収入の落ち込みなどの状況から、個人・法人ともに所得水準が低下いたしておりますほか、雇用環境も極めて厳しいものがあり、有効求人倍率では全国が0.46、宮城県内が0.39に対しまして、塩釜管内、二市三町プラス大郷町であります、0.33となっており、地域経済の低迷が長期化している状況にございます。

このような状況から、本6月定例会に提案をいたしております補正予算は、地元経済の活性化が喫緊の課題であるとの判断から、地域経済への波及効果が早期に発現できる事業のほか、雇用対策、そして市民の安全・安心が確保できる事業など、緊急性の高い事業を厳選いたしまして編成をさせていただいたところであります。

こういった中で、緊急雇用創出事業特例交付金事業の効果についてご質問をいただきました。当初21年度分として2,683万6,000円を計上いたしておりますが、今回、国の補正予算に伴う積み増し分として3年総額9,483万6,000円のうち、21年度分として3,718万5,000円を計上し、さらに雇用の安定を図っていく予定であります。

主なるものとしましては、例えば公園遊具の新規安全管理事業833万円、小中学校特別支援教育支援員配置事業438万9,000円、市民図書館貴重資料整備事業209万1,000円等々、ほか10事業で1,986万5,000円であります。この14の事業で生み出す予定雇用者は46人。当初と合わせますと83人を見込んでいるところであります。

次に、経済危機対策臨時交付金についてお答えをいたします。交付金1億円の計上内容につきましては、先ほども概略ご説明をさせていただいたところでありますが、国の補正予算に伴う地方公共団体向けの臨時交付金としましては、全体として2兆4,000億円が計上され、そのうち1兆円が経済危機対策臨時交付金、1兆4,000億円が公共投資臨時交付金となっております。

経済危機対策臨時交付金につきましては、住民の安全・安心の実現や、地域の実情に応じた事業が実施できますよう柔軟な事業執行が確保されており、国から示された本市の交付限度見込み額は、議員のご質問にもございましたとおり、2億1,810万円となっております。国の補正予算成立を受け、各省庁の補助事業が具体化されてきておりますが、いまだ詳細内容が不明な省庁もございます。経済危機対策臨時交付金は、これら補助事業のうち特定事業の地方負担額にも活用できますことから、今後想定される国・県補助事業の市費負担も考慮し、

6月定例会におきましては、まず緊急性が高い事業を優先し、この交付金のうち1億円を充当させていただいたところであります。

具体的には、市内各保育所や小中学校の施設整備事業を初め、東塩釜駅のエレベーター設置補助あるいは市内市道整備のほか、本市魚市場に入港する漁船への支援など、市民の安全・安心の確保でありますとか、産業振興などのための事業費を計上させていただいたところであります。さらに、施設整備関連事業につきましては、でき得る限り地元で早期発注することで、地元経済の活性化に寄与いたしてまいりたいと考えているところであります。

追加の補助事業についてというご質問であります。国の補正予算成立とともに、各省庁における補助事業の内容も具体的に示されている状況にあります。ご質問にありますように、例えば介護職員処遇改善交付金等につきましては、既に介護職員の処遇改善のため、平成21年度当初から介護報酬が3%改定されておりますが、さらに、介護を確固とした雇用の場とするため、処遇改善策の追加が示されております。平成21年度当初におきましては、介護報酬改定分の財源を市町村に交付する措置でありましたが、今回は国から交付される支援を都道府県が基金化し、事業者の申請に基づき都道府県から国保連等を経由し直接事業者に交付されますため、直接市町村を経由するというようにはなっておらないようであります。

また、経済危機対策臨時交付金の残余の扱いについてもご質問いただきました。今回の補正予算に1億円を充当させていただきましたが、経済対策臨時交付金の残りの約1億1,810万円につきましては、今後具体化される予定であります国の補助事業の内容などを精査させていただき、有意義な地方債の活用等もあわせて検討しながら、有効な活用を図ってまいりたいと考えているところであります。また、昨年度の国の第2次事業の執行状況でありますとか、事業効果なども見きわめながら、地域経済の波及効果や市民サービスの向上に直接つながりますよう事業の厳選を行った上で、しかるべき時期に予算計上させていただきたいと考えているところであります。

最後に、東塩釜駅のエレベーター設置の経緯についてご質問いただきました。本市におきましては、交通バリアフリー法に基づき、JR東日本が整備主体となり、平成12年度、19年度に本塩釜駅、塩釜駅にエレベーターが設置されたところであります。東塩釜駅につきましては、同法の整備目標期限である平成22年度の着工を目指した計画が、平成20年12月にJRより提示されたところであります。

これを受け、県の補助制度の活用等について県との協議を実施いたしましたところ、国の第

1次補正を活用できる平成21年度事業であれば、県の補助についての可能性が極めて大というお話をいただきました。JR、県、市の3者間で事業の前倒しについて調整を行っていましたが、おおむね協議が整いましたので、今回の補正予算に計上したところであります。

平成22年度の事業計画でありましたことから、今年度の施政方針等には掲載をしていないという状況でありましたが、高齢化社会が進行する中で、いつときも早く市民の皆様方の利便性の確保につながるといった効果や、県補助も活用できる財政面での優位性もあり、というような判断に基づきまして、今回平成21年度の6月補正予算として計上させていただいたところであります。よろしくご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会を開催するため休会とし、6月15日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会を開催するため休会とし、6月15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

議員、当局各位の皆様、長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

午後10時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月8日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 木村吉雄

平成21年 6 月 15 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成21年6月15日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（21名）

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	会計管理者兼会計課長	片倉研一君

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克己 君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀久 君	建設部次長 兼下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
市立病院長	伊藤 喜和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	水道部長	千葉 伸一 君
水道部次長	黒須 精一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会 教育部総務課長	佐藤 俊幸 君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	臼澤 巖 君

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21 番香取嗣雄君、1 番曾我ミヨ君を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。19 番鎌田礼二君。（拍手）

○19 番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。

本日はよろしく願いいたします。

本日質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

本議会初日に慣例を破り、また議長を続けられる志賀議長さん、再選おめでとうございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

志賀議長さんは漁業関係者であり、「ことし開催される特三漁港の大会は私でなければできない。だれにも任せられない」と豪語をしておられました。その自信のほどが翌日の河北新報にも掲載しておりました。魚市場改革や漁船誘致などにより、これからの 2 年間で一般会計からの繰り出しの必要のない魚市場、そして下がり傾向にある水揚げ量に歯どめをかけ、大幅に水揚げを増加させることに大いに期待をしております。

また、今回の議長選では共産党、公明党さんなどのほとんどの党派により支持を受け、議員数の 3 分の 2 の票数を獲得しました。今後はご支持いただいた各党派より協力をいただき、強いリーダーシップで元気な塩竈、活気ある塩竈、そして住みよい塩竈をつくってくれるものにご活躍を期待をいたしております。

それでは質問に入らせていただきます。

まずは市立病院についてお聞きいたします。

市立病院改革プランでの各年度繰り入れ計画に基づき、昨年は約9億円もの繰り入れを行いました。塩竈市立病院の今後のあり方審議会の答申書を受けて、今年度より改革プランに基づき病院改革が進められていることと思いますが、現在の状況をお聞かせください。

また、病院改革に取り組まれて月日は浅いものの、4月、5月期の収支、病院経営の状況がわかりましたらお聞かせください。

次に、魚市場の経営形態についてお聞きしたいと思います。

先月、ニュー市民クラブとして志賀議長さんも一緒でしたが、鹿児島県の枕崎市と宮崎県日南市へ研修に行つてまいりました。研修目的は主に魚市場運営と漁船誘致でした。私は魚市場と言えば塩竈市の魚市場から市や町などの公営が一般的だと思つておりましたが、視察先の魚市場は漁協が経営をしておりました。ここでお尋ねしたいのは、全国的に魚市場の経営形態は町や市などの公営が多いのか、または漁協などが経営する民営が多いのか、一般的にはどうなつているかについてお聞かせをください。

合わせて、塩竈市魚市場は市で経営をしておられるのか、理由をお聞かせください。

次に、市営住宅についてお聞きいたします。

昨年、知り合いより、市営住宅に入居できないかとの相談がありました。早速入居の申し込みを行いました、なかなか抽せんには当たりません。結局、市営住宅には入れず、そのとき並行して申し込みをしていた県営住宅に入居いたしました。

昨年からの景気の後退により、市営住宅への入居希望もふえているのではと思いますが、市営住宅入居者の現状と申し込み状況についてお聞かせください。

また、市営住宅の建設予定などの長期ビジョンについてもお聞かせください。

次に、市内のバリアフリーに対する考え方についてお聞きいたします。

バリアフリーという言葉は最近よく耳にする言葉ではありますが、高齢化が進んでいる塩竈では特にバリアフリー化が必要であると私は思います。塩竈市としてバリアフリーに対する考え方をお聞かせください。

最後に教育関係ですが、学力向上対策事業についてお聞きします。

今年度より予算化し、市内各小学校へ教員1名の増員を図りました。このことにより小学校5年生の算数の少人数指導が始まっておりますが、その現状と効果についてお聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） ただいまの鎌田議員さんの発言の中で、議長選の関係に関しまして不確定な要素の部分が発言がございましたので、暫時休憩していただきまして議会運営委員会におきましてテープを起こしていただきまして、その発言の内容について確認をしたいと思うんですが、議長の方でお取り計らいをいただければと思います。

○議長（志賀直哉君） 私の見解としては個人の意見として承りましたので、そのままこのまま会議を続けたいと思います。8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） わかりました。議長の議会運営のお考えをお伺いしましたので、そのようをお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま市民の健康づくりと市財政に関連しました市立病院の改革を初め5点につきまして鎌田議員よりご質問いただきましたので、順次お答えいたします。初めに、市立病院改革の進捗状況についてであります。

昨年10月にいただきました市立病院の今後のあり方審議会の答申を実現するために、医師を初め院内各部署の代表者の議論を経て市立病院改革プランを策定いたしました。21年度からの改革プランでありましたが、前倒しで取り組みました結果、平成20年度医業収益は前年度を8,000万円上回り、またさきの2月議会で議決いただきました特例債13億7,880万円を借り入れることができました。これらの対応により、21億3,000万円でありました不良債務は20年度決算では3億9,000万円に圧縮できる見通しであります。

この間の具体的な取り組みであります、ベッド数を199床から161床に削減し、加えて救急患者の積極的な受け入れによりベッド利用率は4月が101%、5月が90%となっております。また、他の医療機関との連携を深めて紹介患者さんをふやしていただくために地域医療連携室の体制を強化するとともに、医療機関を積極的に訪問をいたしているところであります。総合診療室を設置をさせていただきました。これによりまして新しい患者さんの待ち時間が1時間から10分程度までに短縮をいたしております。また、訪問診療や訪問介護の件数を昨年の60人から70人にふやし、自宅での医療のお手伝いをさせていただいているところであります。

このような取り組みを市民の皆様にお伝えしご理解をいただきますよう、これまでに2回の公開セミナーを開催し、改革の進捗状況や中規模な病院だからこそできる医療の内容を紹介し、今月28日には3回目を開催させていただく予定であります。

こうした院内の取り組みとともに、市立病院の玄関までNEWしおナビ100円バスを乗り入

られますように前面の道路を改良することや、退院後の高齢者のケアを検討する会議を健康福祉部門と持つなど、市役所を挙げて取り組みを始めているところであります。また、七ヶ浜町が通院に配慮した町民バスを8月に運行を始める予定であります。その運行コース設定では市立病院への通院者にも配慮をいただいているところであります。

次に、本年4月、5月の収支状況についてであります。改革プランでは今年度の収益を入院では前年度より8,400万円増の14億9,300万円、外来では3,100万円増の6億8,500万円と設定をいたしております。この4月、5月とも月別の目標額を上回り、昨年度と比較をいたしますと入院で約6,200万円、外来で約1,600万円ほど上回っている状況でございます。現在院内では経営健全化会議を毎月開催し、取り組み状況や情報の共有化を進め、この地区でも数少ない高度医療機器であるCTあるいはMRIの稼働率を高めるために、医局に情報掲示板を設けるなど各部局でできますことに積極的に取り組みを始めたところであります。

このように今年度の最大の目標であります収支均衡に向けて順調なスタートを切ったところであります。引き続き院内の士気を高めながら医療サービスの向上に努め、市民の健康づくりのお役に立たさせていただきたいと考えているところであります。

次に、魚市場の経営形態についてであります。

なぜ公設かというお話をいただきました。昭和46年に制定されました現在の地方卸売市場法は国民に安定した生鮮食料品を提供することを目的に制定されましたが、その後モーターゼーションの伸展などにより市場規模が広がったため市場の再編淘汰が進み、結果的に全国で市場の公設化が進んだものと判断をいたしているところであります。現在、例えば全国に13あります特定第三種漁港の卸売市場を見ますと、県が開設者となっているのが2港、市が開設者となっているのが本市を含めて7港、合わせて公設が9港であります。そして漁業協同組合が開設者となっているのが4港という状況でございます。今後さまざまな角度から地方卸売市場のあり方につきまして、なお検討いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、市営住宅についてご質問いただきました。

市営住宅の入居の現状と申し込み状況についてであります。ここ2年間の入居申し込み数についてであります。入居世帯数、平成19年度111世帯の申し込みに対しまして21世帯ございました。20年度は113世帯の申し込みに対して26世帯の方々に市営住宅をご提供できたところであります。本年ではあります。昨年末からの急激な金融経済不況によりましてこのような数値が変わるかということで注意深く見守っておりましたが、12月から5月の間における申し

込み世帯数を比較いたしますと、昨年の同時期の20世帯に対しまして、本年度が18世帯とほぼ同じような数値で推移しているという状況であります。

市営住宅の建設予定についてもご質問いただきました。本市では平成12年度に公営住宅ストック総合活用計画を策定いたしております。この計画に基づきまして市営住宅整備を進めたところであります。この計画で優先度が高かった梅の宮住宅の建てかえは既に完了いたしておりますが、今後は玉川住宅等の建てかえなどが課題として残されているものと認識をいたしているところであります。また、一方では現有のストックを有効に活用するため、地域住宅交付金制度等を活用させていただきまして、例えば清水沢住宅の外壁改修工事や給水方式の変更など、今現在市営住宅をご利用いただいている皆様方の居住環境の改善等にも努めさせていただいているところであります。また、公営住宅ストック総合活用計画を策定いたしましてから既に10年を経過し、計画の前提となりました目標人口と現在の実数との間に乖離等も生じておりますことから、改めて見直しを行う時期に来ているというような判断もいたしているところあります。

次に、バリアフリー化についてご質問いただきました。

本市におきましてはご高齢者や障害をお持ちの方々を含むすべての方々が安心して暮らしやすいまちづくりを目指した塩竈市障害者プランに基づきバリアフリー化を順次進めさせていただいております。このプランは、平成6年に策定されましたハートビル法と平成12年交通バリアフリー法を統合して平成18年策定をされました、いわゆるバリアフリー新法や宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例を基本として作成をさせていただいております。

これまでに公共施設の例えば自動ドア化や高齢者、障害者に配慮をいたしましたトイレの整備に取り組み、また、高齢の皆様方や障害のある方々が安心して日常生活や社会生活が送られますようにさまざまな施設整備に努めてまいりました。平成12年度には本塩釜駅エレベーターが設置されましたことに合わせて、杏友園と本塩釜駅を結べますよう、尾島町中通線のバリアフリー化を進め、同時に国に働きかけを行いまして45号線のバリアフリー化を進めたところあります。また、19年度には塩釜駅へのエレベーターを設置することができ、今年度当初予算におきましては公民館へのエレベーター設置の調査設計費を計上させていただいたところあります。

また、今議会では国の補正予算を活用して、東塩釜駅へのエレベーター設置に対する補助の補正予算を計上させていただいております。現在、国道45号の歩道の段差解消が保育所、保

健所前まで進んでおりまして、ハード面でのバリアフリー整備は着実に進められているというふうにご考えております。今後はハードの整備に合わせまして、ノーマライゼーションをさらに進めるためにはやはり多様な人々の存在をお互いに理解し合う、また支え合う心のバリアフリーも大切ではないかというふうにご考えているところであります。このため、毎年障害者福祉フォーラムでありますとか、スポーツフェスティバルのイベント等にも取り組みをさせていただいているところであります。今後ともハード、ソフトの両面におきましてバリアフリーに取り組みをさせていただきたいと考えているところであります。

学力向上対策についてのご質問をいただきました。

このことにつきましては、子供の学力向上は本市教育の最重要課題でもあると認識をいたしております。このため、今年度は例年を大幅に上回る予算を計上して指導教員を配置し、きめ細かな学校教育指導を目指した少人数指導をスタートさせたところであります。取り組んで約2カ月がたっておりますが、その現状と効果、課題等につきましてはこの後教育長から御答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から学力向上対策事業についてお答えいたします。

本市の少人数指導は理解に応じて指導したり、個別に指導したりする習熟度別に指導を行うものでございます。30人学級であれば、例えば子供の習熟度により学習の方法や内容なども含め20人を10人に分けるなどして、一人一人きめ細かな指導を行っております。この指導は個に応じた指導をより可能にするために子供の学習に対する関心や意欲を高める効果が期待できます。新しい学年になって2カ月ほど過ぎましたが、学校訪問をしてみて次のような点が見られました。

一つは、基本的な学習態度がこれまで以上に身につくようになってきております。多くの子供が教師や友達の話聞く態度やノートのとおり方などが以前よりできるようになってきております。学習に集中し、意欲的に取り組んでいる姿が多く見られます。

二つ目は、子供の積極的な姿勢が見られてきているということです。それは子供一人一人に丁寧な指導がなされ、自分の考えや質問など発言する機会が多く与えられているということや、練習問題などすぐに評価してもらうことができ、できた場合には別な問題に推進し、つまずい

た場合には助言やヒントなどをもらいながら学習しているということです。また、さらに学級担任以外の教師が入ることによって学級づくりなどについて教師同士の意見交換ができ、複数の目で子供を見ることができるという効果も挙げられます。

望ましいクラス分けや教師の指導方法についてさらに検討しなければならない課題もありますけれども、今後教育委員会としましても直接授業を見て指導をしたり、研修会を定期的開催したりして少人数指導を充実させていきたいと考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、市立病院関係であります。今の説明を聞いておりますと、もうかなり効果があらわれているという状況でうれしく感じております。この中で私前から話をさせていただいているんですが、お金をかけなくてもできることがあるんじゃないかということで、この普通の会社ではよく改善提案制度というのがあるんですが、市立病院ではそういった改善提案制度ですね。こういった作業は、こういったことはこういった内容であれば合理的だとか、経費がかからないとか、そういった提案制度、改善提案制度は市立病院はあるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、今の内容を聞いていますと、今後の見通しはいいのかなと、良好なのかなと思いますが、そのほかに今考えられるそういったその方策といいますか、そういったことはないのかどうかを教えてくださいというふうに思います。

それで、私がこの市立病院関係で市民からちょっと声を何人かに寄せられているんですけども、やはり「以前とは違ってかなりよくなったよ」と、先ほど説明にもあったように待ち時間も少ないしということで評判は良好なんです。ちょっと一部の人からお医者さんの方の、医師の横暴ぶりを耳にしました。そんなわけで私は感じたんですが、その事務員さんやら看護師さんを中心とする方々がもうやっている中で、お医者さんまでそのいわゆる対策といいますか、及んでいないのではないかなというふうに、これは一部のお医者さんだということで私は聞いてはいるんですが、その辺についてわかりましたら、なおかつそういったことも考えられているのか、回答をお願いしたいと思います。

それから、魚市場関係についてですが、去年は累積赤字解消のために多額の繰り出しを行ったわけですが、今年度の予算でも約4,000万繰り入れを予定しているんですね。これを

見ますといわゆる予算の30%がもう繰り入れになっているという、この割合ですね。もうちょっと改善の余地があって、もっとしっかりしないといけないんじゃないかと私は思うんですが、その辺の考え方についてもお聞かせ願えると助かります。

それから、先ほど公営が多いということで数を挙げていただきましたが、現実には漁協さんが経営といいますか、運営されていて、この間行った枕崎では私はなかなか熱意があってみんな一致協力して打ち込んでいるなどというふうに私は見受けられたんですが、なぜ塩竈は民営化できないのか。やはりそういう方向で進んでですね、ないしは進まなくとも検討することは必要じゃないかと。市立病院のこの間のあり方審議会ではありませんが、市立病院の次は魚市場関係のそういった審議会の設置やらそういったことが必要なのではないかとというふうに思うんですが、その辺の回答をいただけると助かります。

それから、昨年燃油高騰で補助金を出しておりますが、その効果を知りたいなというふうに思います。塩釜船籍、それから県内外の船籍の補助を出していたかと思うんですが、塩釜港への水揚げ実績を概略で結構ですので教えていただければというふうに思います。

それから、市営住宅関係ですが、先ほど出ましたが玉川市営住宅、私たまたまあそこを通過してびっくりしました。何か30年前くらいにですね、30年、40年ぐらい前ですかね。スリップしたような、タイムスリップしたような感じをしました。かなり年期が入っているとといいますか、古い建家ですて、今どきこういうのがあるのかなというふうに思いましたが、聞くところによると料金の安さやら何やらでそれはそれで重宝はされているようではあります、やはり建てかえの時期ではないかというふうに思いますので、優先的にお願いしたいなというふうに思っています。

それから、私が相談を受けた人もなかなか市営住宅には入れなかったんですが、やはりこの先ほどのデータをお聞きすると年間当たりその申し込みの5分の1ぐらいしか入居できないという割合だと思うんですが、もう少し高める意味でも民間の住宅の活用はできないものかなと。市として一時借り受けをして市営住宅として使うというようなそういった方法は考えられないものかどうか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

それから、学力向上についてですが、いろいろと効果が出ているようでうれしくなりました。今後とも期待をしておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問といたします。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方から改善提案制度という内容につきまして答弁させていただきます。

先ほど市長の方からもご説明申し上げましたように、市立病院の中では経営健全化会議というふうな内部の会議を設置いたしまして月1回程度情報をいろいろ交換してございます。今回の改革プランにつきましてもこの各部局の代表からなる経営健全化会議の中でいろいろな取り組み、経営にとってプラスとなるような提案がなされてございます。具体的には例えば薬剤部の方からは病棟での投薬指導をすることによって収益を上げる方法とか、あと先ほども説明申し上げましたようにMRI、CTの稼働状況をドクターにきちんと伝えることによってその稼働率を上げていくとか、そういうふうなものは各部局からの提案に基づきまして考えたものでございます。それらの数値を取りまとめたのが改革プランというふうにご理解いただければと思います。

なお、今後もこういうふうな内部の情報を共有しながら、よりよい取り組みができるように引き続き取り組んでまいりたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

○市立病院長（伊藤喜和君） ただいま事務部長からお話ありましたように、病院としましても各部局からいろんな意見をくみ上げまして、少しでも改善に結びつく方法、あるいは経営改善につながるようなことを考えながらやっております。例えば薬局、それからあとリハビリ、レントゲン等それぞれの人がやはり場所で考えながらきちっとやっているところでございます。

それから、一部の医師にそういう態度のあれがあるかというご質問いただきました。

病院としまして私の方で全職員に行動指針といいますか、病院としてのそういう職員としての診療する態度、それから患者さんを診たりいろいろする上において大事なことを行動指針というものにまとめまして、各職場、それから医局の先生方にもきちっと何回もそこは提示しております。その上できちっとモラルにのっとって診療したりするようにお話をしております。ただ、なかなか医師も重症患者抱えたりしておりまして、こういらだったり気が競っているときがございまして、一部そういうような言動をする者があつたかもしれませんが、今後もそういうことなきようにきちっとまた指導してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 3点にわたりご質問を受けました。

まず、繰り入れの関係ですけれども、この魚市場特別会計の繰入金についてはルール分の繰

入金として当初から予算を組んでいただいております。その中身については営業経費、それから償還金の元金とかそういったものを含めまして当初から繰り入れていただいております。昨年度4,000万ぐらいだった額については水揚げ奨励金などの補正をお認めにいただいた額も20年度の中には入っていると思います。

それから、どうして民営化できないのかというようなことですが、現在市場の特別会計については20年度ようやく累積債務を解消していただきまして、大変本当にありがとうございます。年間の水揚げ110億程度を確保できれば何とか収支の均等を図ってまいりたいというふうなことでありますけれども、一方ではマグロのはえ縄の減船が本市の市場に水揚げする近海船にもかなりこう及んでいるというふうなことや、国際的なマグロ資源の保護の動きによって水揚げの影響がかなりこう危惧されているような状況であります。また、開設以来40年ぐらいたっておりますこの魚市場についても老朽化が激しい状況になっておりまして、施設の改修の課題もかなり抱えております。その財源確保の面から見ても直ちに民営化というのはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、水揚げ増による収入の確保とより効果的な運営は重要な課題でありますので、今後ともあらゆる手段、手法を取り入れまして経営の健全化を保つように努力してまいりたいと思います。

それから3点目、昨年燃油高騰の関係のどのぐらいの概要ですか、塩釜港に水揚げした概要をちょっとお話しさせていただきます。

まず、地元船に9月から1月まで油の1リットル当たり1円の補助ですけれども、合計で16法人65個人に対して740万6,000円を支援させていただきました。それから、水揚げ奨励金というか、水揚げ漁船対策補助金としては、10月から3月までの間で水揚げ量が4,317トン、金額として32億810万4,000円というふうな形であります。補助支援額としては641万5,000円となります。両方地元船についての予算額は1,200万、それから水揚げ奨励金の方については1,000万、そういうふうな形になっております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私から市営住宅関連につきましてお答え申し上げます。

まず、現在の市営住宅の建てかえ計画でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、平成12年度に策定した住宅総合ストック計画に基づいて行っております。その中では梅の宮住宅の建てかえが緊急性を有する。そしてまた、玉川住宅についても建てかえというふ

うなことで計画の策定時は整理されておりました。そういう意味では玉川住宅、課題でございますので、これから行いますストック計画の見直しの中でそれらの取り扱いにつきましても定めてまいりたいと考えております。

また、あと民間からの民間アパートの借り上げなどについてのご提案でございましたけれども、これも住宅ストック計画の見直しの中でということでございますけれども、近年民間アパートを借り上げて公営住宅施設を提供するというふうな手法が公営住宅提供のあり方の一つとして行われている状況も把握してございますので、そういったものもこの中で検討していくというふうに考えております。

○議長（志賀直哉君） 19番鎌田君。

○19番（鎌田礼二君） では3回目の質問をさせていただきます。

まず、市立病院関係なんです、このお医者さんの横暴ぶりについては本人も命が短いといえますか、そういった状況であって、なおかつ家族も深刻な状況を抱えて悩んでいる中、お医者さんからの暴言で傷ついたということなんです、聞くところによるとその人はその1件だけでなく多数あるというようなことも聞いております。先ほど院長先生も説明あったとおりいろいろ指導はされているとは思いますが、今後ともそういったことがないようにご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、魚市場関係でありますけれども、ちょっと数値ぽつと並べてもらってよく理解できなかったんですが、早い話が塩竈で今回補助をしたこれが効果があつたのかないのか。

それから、いわゆる塩釜船籍で補助を出してはいるものの、水揚げがない船はないのか。全部が補助を出している船はほとんど入っているのかどうか、水揚げがあるのかどうか、その辺をポイントをとらえて説明をいただきたいと思ひます。

では、その2点、以上よろしくお願ひします。

○議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 効果については先ほど言ったような形で、水揚げについては先ほど32億円というふうな形の効果が見られたと思ひます。

それから、地元船籍については地元に入船しなくても陸送で冷凍物をこう上場してもらえれば該当するような形になっておりますので、すべての船籍について塩釜船籍であれば全部該当はしてはいますが、その中でも陸送で上場してくれる船についても支援はさせていただきますので、ある程度といたしたらおかしいんですけども、かなりのこの効果が見えたのではない

かというふうに私たちは思っております。

○議長（志賀直哉君） 地元船についての、その今鎌田君は水揚げをしているのかと。陸送で金額どのぐらいなの。

○産業部長（荒川和浩君） ちょっと待ってください。輸入冷凍魚については8億2,724万円、それから貨物自動車については27億7,000万、約ですね。そういうふうな形になっております。冷凍の中のちょっと詳細細かい数字はちょっとわかりませんが、合計合わせると36億というふうな形になっております。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。（拍手）

○2番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

第1番目は平和問題についてです。

今、世界の目は核兵器廃絶へ向けた世界の流れになっています。オバマアメリカ大統領が4月5日にプラハで行った演説の内容は、一つはアメリカの大統領として初めて核兵器のない世界を追求することをアメリカの国家目標とすると宣言しています。二つ目は、広島、長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であることを初めて表明するとともに、その立場から核兵器廃絶に向けた責任について語っています。三つ目に、核兵器廃絶に向けて世界の諸国民に協力を呼びかけているのであります。

今回のオバマアメリカ大統領の呼びかけは、核保有国はもちろんのこと、各国に対しても呼びかけるものです。世界の動きは核軍縮から核廃絶の流れになってきています。このオバマアメリカ大統領のプラハでの演説に対して、日本共産党の志位和夫委員長が書簡を送り、送られた返書はオバマ大統領がグリーン・デイビス国務次官補に指示したものです。書簡への感謝が表明され、この問題として核兵器のない世界に対するあなたの情熱をうれしく思うとの評価が述べられました。この返書をもって全国の自治体の首長さんや被爆者団体、平和団体、市民団体、宗教者との懇談では、政治的立場の違いを超えて多くの方々から歓迎の声が寄せられています。

原爆を投下された広島、長崎で被爆し、今なお原爆病で苦しんでいる原爆1世、2世の方々が原爆病として認定してほしいと仙台高裁や各地の認定裁判で勝利しています。厚生労働省でもようやく認定することになってきています。オバマ大統領の呼びかけは各国の核兵器廃絶の運動にも大きな励ましとなっています。

このような中で北朝鮮の二度にわたる核実験は運動の流れに逆行をするものです。北朝鮮に

核実験を実施しないことを求めた国連安保理決議やみずからも合意した6カ国協議の共同声明にも明白に違反するものであります。塩竈市議会でも北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議が全会一致で決議されました。北朝鮮の二度にわたる核実験は決して容認できるものではありません。

また、来年の2010年5月3日からの予定で国連本部で核不拡散条約NPT再検討会議が開かれます。その一環として国際署名非核日本宣言の賛同署名を各市町村の首長さんをお願いしています。広島市の秋葉忠利市長が呼びかけている平和市長会議に参加している国と地域は134カ国、2,926の都市に広がっています。日本では293の都市が参加しています。非核都市宣言をしている都市として広島市長の呼びかけている平和市長会議に我が市の市長も参加すべきではないでしょうか、市長の見解を伺います。

二つ目に、核兵器廃絶の運動について伺います。

この夏8月に被爆地長崎で「核兵器のない平和で公正な世界を」のメインテーマに第64回原水爆禁止世界大会が開かれます。太平洋側コースが核兵器廃絶を願って平和行進が5月初めに北海道の礼文島を出発して6月18日に塩竈市に入り、広島市に向けて行進を予定しております。核兵器廃絶の取り組みを市民の運動として被爆地広島や長崎へ市民の代表として両市で行われる原爆慰霊祭や原水爆禁止世界大会に派遣していただきたいと思っております。このことについては以前に何度も質問しておりますが、市長として核兵器廃絶の運動をどのようにとらえているのか、伺います。

大きな第2番目は、介護保険制度について伺います。

介護保険は4月で発足してから10年目を迎えます。しかし、介護の現場は深刻な人材不足で事業所の閉鎖や特養ホームの開設延期なども珍しくなく、一方で保険料だけ取り立てて介護なしと言われるように、家族介護の負担は非常に重くなっています。

そのような中でことし4月に保険料、介護報酬、事業計画などが見直されました。しかし、浮き彫りになったのは高齢化の進行で利用者がふえたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、所得者まで含めて保険料や利用料が値上げになってしまうという介護保険の抱える大きな矛盾となっているのです。保険料の減免や軽減に一般財源を投入してはいけないと繰り返し自治体に指導してきた国自身が人材不足、介護労働者の処遇改善のために介護報酬を3%引き上げるに当たり、保険料値上げへの影響を抑えようと1,154億円の基金をつくり介護保険会計に繰り入れると決めたことは、従来の枠組みの破綻の象徴です。これからは介

護保険の見直しや抜本的な見直しの議論が重要になってきています。

質問の一つは、低所得者が公的な介護制度から排除されている現実についてです。所得の少ない高齢者の公的な介護制度からの排除という問題は、介護保険が始まったときから問題になってきたことでもあります。介護保険が始まった直後、全体のサービス利用がふえたときでも所得の少ない人は逆に介護の利用が減りました。低所得者の排除という問題が解決したわけではありません。むしろ高齢者の中には貧困と格差が広がり、低所得者の実態はますます深刻になってきています。また、介護の現場では介護の必要からではなくて、負担能力から逆算して月1万円でケアプランをつくってほしいという要求が常態化しています。保険料を滞納するとサービスが受けられない厳しい制裁制度があるために、介護を控えた人が自宅で介護を受けるためにそれまで滞納してきた介護保険料を借金してでも支払う中でさまざまな事故が起きていると聞いております。経済的に耐えられない中で1割の負担でも利用料が払えない方には負担を求めずに利用料の減免など介護を提供できる仕組みをつくることではないでしょうか、考えを伺います。

二つ目は、介護取り上げ、保険料あって介護なしという実態についてです。必要な介護が受けられず苦しんでいるのは低所得者だけではありません。社会保障の切り下げの構造改革で介護保険が相次いで改正されたことで、在宅での生活も厳しく、施設の入所待ちも深刻です。要介護認定は介護保険を利用するために必要で、利用できる介護の内容や限度額を決めるものです。これまでも利用者の家族構成、住宅事情、経済条件などは一切考慮されず、心身の状態についても特に認知症の人などは実態が反映されていません。また、最近の改正で状態は変化がないのに要介護度が低くなってしまい、これまでの介護が受けられなくなったという声が上がっています。在宅で進む介護トレーニングは深刻です。2006年からの改正介護保険法では、福祉用具は軽度者の利用は原則禁止されています。政府は生活援助は介護保険の対象外にしよう、軽度者は介護保険を使えないようにしようと、一層の介護取り上げを行おうとしています、見解を伺います。

また、特養ホームの待機者の解消など、希望する人が安心して入所できるよう施設を整備する必要があると思います。当局の見解を伺います。

三つ目は、人材不足、介護労働者の劣悪な労働条件の解消など、介護現場の危機の打開についてであります。今深刻な雇用危機のもと、介護分野は農業などと並び雇用創出の場として注目を集めていますが、まだまだ問題点もあります。高齢化の進行で今後介護労働者はますます

必要になります。全産業の平均の6割という賃金水準など、劣悪な労働条件のために多くの介護労働者が定着できず、無念の思いで現場を去っていく状況です。これではヘルパーなど介護労働者の経験の蓄積も専門性の継承もできません。労働条件の改善は介護を利用する人の生活や権利を守る上でも不可欠な課題と言えます。介護労働者の権利を守り、常用雇用を主流にすることだと思えます。当局の考えを伺います。

介護保険制度はだれもが安心して受けられる公的介護制度の改善は安心と雇用を生み、地域経済も発展するものです。また、国に対してはきちんと意見を述べる、そういう必要があると思います。当局の見解も伺います。

大きな3番目は、安心安全なまちづくりについて伺います。

塩竈市の取り組み状況について、一般住宅の火災警報器の設置について伺います。

一つは、消防法の改定で住宅に設置が義務づけられましたが、市内の設置状況について伺います。全国で進められている住宅用火災警報器の設置は住宅火災による死者数を減らす目的で義務づけられました。平成23年6月までにはすべての市町村で義務化されます。設置が義務づけられているアメリカでは普及率が9割を超え、死者数がほぼ半減したと聞いています。日本でも住宅火災による死者の発生率は火災警報器を設置していない住宅に比べて3分の1程度に減っていると報告されています。本市の設置状況はまだまだ低いと聞いていますが、今後どのように普及を進めていくのか、伺います。

二つ目に、住宅用火災警報器を設置し、実際の火災で機能した事例はあるのか、伺います。全国で住宅火災による死者数は2003年から5年連続で年間1,000人を超えました。そのうち約6割が65歳以上の高齢者です。原因は逃げおくれが最も多く、2007年には全体の約6割を占めました。睡眠時間帯の夜10時から翌朝6時までが半数近くに上ります。消防庁はもっと早く気づいていれば助かった人も多いと推測できると指摘しています。本市で設置した住宅が火災のときに警報器が機能し、未然に防止した事例があるのか、伺います。

三つ目は、高齢者やひとり暮らし世帯への助成についてであります。一般家庭の火災警報器の設置には最低でも2台が必要と言われていています。1個が4,000円から6,000円と、それに取っつける費用も加えると高額になり、高齢者や障害者にとっても負担が大変と聞いています。高齢者やひとり暮らしの方々は設置するにも容易ではありません。自治体によっては市販品より安くあっせんしている自治体や、一定の条件を満たせば費用が助成される自治体もあります。何ととっても普及促進には啓蒙活動と本市独自の助成制度が必要だと思いますので、市の考えを

伺います。

四つ目は、市営住宅の確保として民間アパートの借り上げについてであります。

最近特に、市民の方々から「収入が不安定で市営住宅への入居も考えているが、申し込んでもなかなか抽せんに当たらず、どうしたらいいのか」とよく相談されます。

質問の一つ目は、ここ数年で全国の自治体の住宅施策の一つとしてふえつつある民間アパートの借り上げ制度について、市の考え方について伺います。

二つは、高齢者や母子家庭などへの的確な住宅をするための民間アパートの活用について伺います。

三つ目は、住宅総合ストック活用計画によれば、老朽化している市営住宅の建てかえや住宅の不足などについてどのように対応するのか伺います。

以上、3点について当局の見解を伺います。

第4番目は、仕事起こしについてであります。

リフォーム助成制度について伺います。

今経済不況の中で地元建設業界でも打撃を受けています。仕事がなく事業の縮小や廃業を決めている事業者がふえてきています。中小事業者の仕事確保につなげようと全国各地でリフォーム助成制度の活用が進んでいます。全国では19都道府県83自治体で制度の創設や拡充が広がっています。創設したところでは仕事が厳しいだけに助成制度は建設業者や住民からも喜ばれている、地域経済の落ち込みの中で助かると評価されています。助成額も上限が最高で50万円から助成率は5%から20%と幅はありますが、緊急経済対策雇用の促進としても、また申請要件の緩和等もしています。市内の小規模工事業業者の仕事起こしや地域振興を図るために、リフォーム助成制度の創設を提案します。当局の考えを伺います。

最後に、第5番目は私道の整備についてであります。

新たに環境整備費としての項目の創設について伺います。市内には数多くの私道がありますが、大半が地元の人たちの生活道路として利用されています。特に北部地域は急傾斜地で住宅も密集し、道幅も狭く、がけや階段が多く危険なところもあります。民有地のために地元負担を求められるケースもあってなかなか整備が進みませんし、手がつけられていないのが現状です。現在は道路の舗装や階段、手すりとはらばらに行っていますが、住環境整備を一体のものとして進め、年次ごとの整備計画をつくり、地域を決めて進めていく必要があると思います。住民の安心安全のためにも全体を包括する環境整備費として検討していただきたいと思います。

当局の見解を伺います。

以上、第1回目の質問とします。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から、平和問題を初め5点についてご質問をいただきました。

初めに平和問題についてお答えをいたします。

平和な社会の実現について、特に唯一の被爆国である我が国につきましてはすべての国民の悲願ではないかというふうを考えております。このようなことを考え、本市におきましては昭和61年9月議会におきまして、全市民の平和への願いを込めた核兵器廃絶平和都市宣言が市議会で議決をいただいております。この宣言は、核兵器の廃絶を世界の人々に呼びかけ、子供たちの豊かな未来と地球の平和を守るために塩竈市民の願いを込めて塩竈を平和都市とするというものであります。この核兵器廃絶平和都市宣言を行っていることにつきましては市役所本庁舎屋上に看板等を設置させていただき、広く市民の皆様にご理解をいただいているところであります。

私も市内で例年行われております戦没者慰霊祭等に参加をさせていただくたびに、平和のとうさを改めて認識をさせていただきますとともに、恒久平和を願ってやまない一員であります。今後ともでき得る限りの努力を傾注してまいりたいと考えているところであります。

議員からご質問いただきました平和市長会議への加入はまだいたしてはおりませんが、先ほど申し上げましたように人類共通の願いであります世界の恒久平和の実現に向けまして、今後とも本市としてでき得る限りのさまざまな努力を傾けてまいりたいと考えているところであります。

次に、核兵器廃絶運動についてご質問いただきました。

現在、原水爆禁止国民平和大行進が国民の平和の願いと熱意に支えられ盛会裏に開催をされており、本市には6月18日に到着すると伺っております。本市は被爆地である広島、長崎に市民の皆様を直接派遣はいたしてはおりませんが、平和への願いを込めたこの大行進により一日も早い核兵器の廃絶が実現するよう、この平和運動の宮城県実行委員会に対しまして世界平和を祈念するメッセージを送り続けております。さらに、平和友好祭実行委員会が主催し、平和の火を受け継ぎながら核兵器の廃絶などを訴える反核平和の火リレーに毎年参加をさせていただいており、今後もこれらの活動を通じまして多くの市民の皆様方とともに核兵器の廃絶に向け

たさまざまな取り組みをさせていただきたいと考えているところであります。

介護保険制度につきまして、3点のご質問をいただきました。

まず、低所得者の皆様方への支援についてでございます。

介護保険制度では社会福祉法人の介護サービスを利用されている非課税世帯の方など、低所得者への負担軽減措置や施設でのサービスを利用される低所得者の方々への負担軽減措置が既に講じられているところであります。また、高額介護サービス費支給制度では、世帯内で1カ月の利用者負担月額のうち収入等に応じた負担限度額を超えた分が払い戻されることとなっております。さらに、今年度からは介護保険と医療保険の1年間の負担額を合算して所得に応じた負担限度額を超えた分が払い戻される高額医療・高額介護合算制度も実施をされるところであります。

市といたしましてもこれらの制度を最大限に活用させていただき、低所得者の方々への支援を継続させていただきますとともに、低所得者対策等につきましては今後とも引き続き国等への要望活動を行ってまいります。

次に、介護認定等の見直しによる動きについてであります。今年4月から要介護認定の見直しが全国一律に実施をされておりますが、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、このたび経過措置が国から示されております。その内容は、申請者本人の希望により更新前と同じ要介護度で認定が受けられることを可能とする内容のものであります。この検証期間中に国は利用者、家族の代表や専門家からなる検証検討会を設置し、今回の見直しを検証することといたしており、市といたしましてはこのような国の動きを見きわめながら、引き続き利用者の立場に立ち、だれもが安心して利用いただける介護サービスの確保に引き続き努力をさせていただきたいと考えているところであります。

また、介護従事者の人材不足の対応について等のご質問でありました。

介護業務に従事されている方々の労働条件、これまで介護福祉施設事業者を支払われる介護報酬額が過去2回引き下げられましたことにより、全国的に介護事業者の収益悪化と低賃金につながり、大きな社会問題となっております。このことから、全国市長会を通じまして報酬単価の増額を国に要望してまいったところであります。これに対し、平成20年5月に介護従事者処遇改善法が制定され、今年4月から介護報酬額が一定程度引き上げられたところであります。国では今回の介護報酬額の引き上げによる処遇改善効果を検証することといたしておりますが、市といたしましても国の検証結果等を見きわめながら、より適切な対応をいたしてまい

りたいと考えております。

さらに、国の経済危機対策の補正予算では、来るべき超高齢化を迎える中で介護分野における雇用の創出、あるいは人材養成につながるよう総合的な対策を講ずることといたしておりますので、これらの国の動向を注視しながら、本市といたしましても積極的な対応をいたしてまいります。

次に、一般住宅の火災警報器設置についてのご質問であります。

初めに、市内の設置状況等についてご質問いただきました。昨年6月1日からすべての住宅に対し設置及び維持が義務づけられ、塩釜地区消防事務組合を中心に普及を図ってきたところではありますが、各世帯の設置状況を適正に把握することは残念ながらプライバシー保護との関連で全国的にも大変苦慮いたしているのが実態でございます。このため、塩釜地区消防事務組合では住宅用火災警報器の設置促進シールを作成し、消防団、婦人防火クラブ、消防用設備事業者等を通じまして、購入または設置をした住宅への配布を行っておりますが、その枚数等により設置率を算定をさせていただいているところでもあります。このデータによりますと、本市の設置率は約26%、5,600世帯程度と推定をいたしているところでもあります。

実際の火災で機能した事例というご質問であります。塩釜地区消防事務組合によりますと、昨年消防事務組合管内、二市三町であります。では火災警報器が機能した3件の事例が報告をされております。いずれも警報音で早期に察知ができたため、ぼや火災で消しとめられており、有効性が改めて実証されたところでもあります。

こういった火災報知器の高齢者世帯、ひとり暮らし世帯への助成についてであります。住宅用火災警報器の普及促進のために有効な制度とは考えておりますが、火災への対応、消防事務組合を中心として広域的な観点で取り組みを行っております。今後全国の自治体等の事例も参考にさせていただきながら、塩釜地区消防事務組合管内二市三町で広域的な課題として検討させていただきたいと考えております。

また、助成制度とあわせて住宅用火災警報器の普及促進のため、塩釜消防署、消防団、婦人防火クラブ、あるいは自主防災組織等と連携し、チラシの配布や家庭訪問、さらには防災訓練等を通じたPR活動をなお強化をいたしてまいります。

次に、市営住宅の確保と民間アパートの借り上げについてのご質問であります。

初めに民間アパートを公営住宅として活用してはどうかというご質問でありました。このためにはやはり一定の規模や設備などの基準をしなければならないわけではありますが、一方で

は新たな土地の確保をしないで済むことでありますとか、1戸当たりに要する費用が少額で済むこと等から、活用する自治体が徐々にふえております。本市でも高齢者や母子家庭などの多様化する世帯状況へのきめ細かな対応が求められており、柔軟な対応ができる住宅供給の手法についてさらに検討する時期に入っているものと認識をいたしております。

本市におきましては、平成12年度に策定をいたしました公営住宅ストック総合活用計画の見直しの時期に入っておりますので、ご提案の民間アパートの借り上げ制度等の活用につきましてもその見直し作業の中で検討させていただきたいと思っております。

仕事起こしの一環でリフォーム助成制度の創設についてご質問いただきました。

本市ではリフォーム全般を対象とした助成制度は現在設けておりませんが、住宅の改修についての支援措置といたしましては、安心安全を優先した住宅の耐震改修へ補助金を交付する木造住宅耐震改修工事助成事業のほか、水洗化を促進することを目的とした水洗便所改造資金融資あっせん制度、あるいは地震災害や大雨災害を予防するための改修資金を融資する災害特別融資制度などを実施をさせていただいているところでございます。

ご質問はリフォーム全般に対する助成制度をという内容であります、一定の政策目的を設定した上で支援措置を行うことが基本ではないかというふうに考えておりますので、当面は既存の助成制度を最大限ご利用いただきますとともに、このような工事を行われる際には、ぜひ市内の小規模事業者や市の小規模工事等契約希望者登録制度による地元の登録業者等を活用いただくよう、さまざまな機会をとらえてお願いをさせていただきたいと考えているところであります。

最後に、私道の整備についてご質問いただきました。

私道の整備には現在本市の私道等整備補助金制度を活用していただき、地元の皆様にも費用の一部をご負担いただいているところであります、

私道は市で管理する道路とは異なり、基本的には私有財産という扱いになりますので、市が直接整備を行うのではなくて、一定の基準を備えた場合に限りまして、3分の1から3分の2の助成という形で対応させていただいております。

今後ともこの制度の趣旨をご理解いただき、円滑な制度活用が図られますよう、関係者の皆様方とも市といたしましても協議を進めさせていただきたいと考えているところであります。

また、ご提案をいただきました助成制度の創設についてであります、現在の私道等整備補助金制度を活用いただき、道路と一体となった施設整備に対し助成を行っていくことを基本

とさせていただきたいと考えておりますが、例えば数多くの方々が日常活動あるいは通勤や通学などにさまざまな形で利用いただいている私道での安全の確保が、今後の災害等を勘案いたしますと緊急的に必要なケースなどが発生をしている場合につきましては、ご要望の状況を十分精査をさせていただいた上で、全体の環境整備の中で対応できるかどうかということについて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 2回目の質問をさせていただきますが、まずは平和の問題で、市長さんからいろいろな取り組みの状況とかそういうものについてお話しされましたけれども、私はやはり今度のアメリカのオバマ大統領のその書簡がやはり全世界にいろいろな影響を与えていますし、国内でもいろいろ混乱をしているとか、共産党の志位議長が書簡を送った内容についても私も今まで第1回目の質問で述べましたけれども、やはり何といたってもその平和の問題というのは、なおさら核兵器の問題というのは、人類史的な問題としてとらえる必要があるなというふうに考えております。

平和市長会議なんですけれども、県内の自治体では気仙沼市とか石巻市、それから美里町の三つの自治体が参加しております。ぜひとも非核都市宣言をしている都市としてぜひ市長さんにも参加できるように検討させていただきたいというふうには思っております。

それから、被爆地の原爆慰霊祭に市民の代表ということで、私も2年前にこのことも質問しておりますけれども、去年は平塚市で20人ぐらいの参加者があって、私と隣のところに座っていたものですから伺ったんですが、やはり参加者は本人がその費用の一部を負担して、そして参加をしているということもあります。ぜひとも市民の参加を望んでいきたいというふうに思っています。

また、学校なんかでも2年前にも伺ったんですけれども、終戦の問題も含めて原爆の問題、そういうものについてのそういう学習とかそういうものはどんなふうにおかれているのか、1点だけ伺いたいというふうに思います。

二つ目に介護保険ですけれども、利用料ですね。3割のその利用料も払うことが困難だと言われている方も何人かいるわけなので、その点ではつかんでいるのかどうか、まず伺いたいというふうに思います。

それから、施設の待機者ということで市内にある待機者では432名いると。もう一つの施設

では38名の方がその入居待ちをしているということも聞いておりますが、その点について新たな施設をつくる計画はないのかどうか。そういうものに十分こたえるだけのものを考えているのかどうか、伺いたいというふうに思います。

一般住宅のその火災警報器の問題であります、やはり高額だということもあつてなかなか思うように進まないということもあつたり、それからシールの問題もそういうことでは確認する意味でも必要な手だてだなというふうに思っておりますが、やはり何か起きてからだけの問題ではなくて、やはり事前にこういうものも設置をすると、こういうことがあるんだということも、先ほど消防団とか婦人防火クラブとかを通じてPR活動を行っていくということをやっていましたけれども、やはりできればもっともっとなんかそういう普及する意味で全国の事例とか、こういうことがほかでもこういう取り組みをしているとか、そういうこともあればつかんでいる範囲で結構ですが教えていただければというふうに思います。

それから市営住宅の問題であります、昨年の申し込みの実績で113名の申し込みがあつたんですけども、入居できたのはそのうち26名だということなんです、依然として市営住宅は不足しているというふうに思うんですね。民間アパートの借上げのことについても伺つたんですけど、やはり民間住宅の借上げるについてもいろいろ基準とかそういうものがあつたり、収入とかそういうのがいろいろあるというふうには思うんですが、やはりこういう入居待ちをしている方がいるわけなので、安心して住めるようなそういうものの提供がどうしても必要ではないかなと思います。

それから、もう1点伺いたいんですが、多賀城市でも市営住宅の建てかえで民間の力をかりて行おうとしていると聞いておりますが、この内容についてひとつ伺いたいというふうに思います。

それから、仕事起こしのことなんです、国の2次補正予算でも対応するというのも出ておりますけれども、やはりリフォームのその助成制度についてもそうですが、やはり国では2次補正の中で地域の……、あとこれちょっと3度目でやりますが、ちょっと……、ここにあります。地域活性化経済危機対策臨時交付金として、国では1兆円上げているわけですね。それから、地域の活性化の公共投資臨時交付金として1兆3,790億円、これも国で2次補正で出ております。ですから、私は本市でも国の臨時交付金の中で1億円のことが今回の中で提起されているんですけども、その残りの分としてやはり地域経済をどういうふうにかこうしていくかということも含めて、やはりリフォーム助成制度とか市営住宅の問題とか、仕事起こしとして

のことも考えていく。

それから先ほど介護保険のことで人材派遣の問題も人材の問題で挙げましたけれども、やはり何といても今の介護労働者の現状、そういうものも中で何とか解消する意味でも、やはり国から出されているその補正予算の中でも介護部門として出ております。これなんかについても介護拠点等の緊急整備費として3,011億円、これは3年分ですね。それから、介護職員の処遇改善の交付金として3,975億円、全額国費で出ているわけです。これは目的と補助の概要の中で介護職員と他の業種との賃金格差を縮めるなど、介護職員の処遇改善をさらに進めると。それで、介護事業者からの申請により介護職員の処遇改善の交付金を交付していくんだと。そういうこともあるわけなので、ぜひとも国のそういう2次補正の内容もつかんだ上で、ぜひ本市としても対応していただきたいというふうに思っております。

答弁の方をよろしく申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 平和問題についてご質問いただきました。

繰り返しになりますが、本当に恒久平和、すべての国民の願いではないかなと思っております。さきの大戦でお亡くなりになられました市民の方々が毎年戦没者慰霊祭を開催をいただいております。私もその席に参列をさせていただいておりますが、ご参列いただきます遺族の方々は年々高齢化の一途をたどっており、毎年参列される方々が少なくなっていることに私も大変憂慮いたしております。我々市民といたしまして、これらの方々のご慰霊に改めて敬意を表させていただきますとともに、市民としてこのまちの平和という問題について考える機会等もぜひ必要ではないかということを感じております。今後とも世界の平和ということについて、なお私自身も意識を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

残余の部分についてはそれぞれ担当よりご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、学校における平和教育についてでございますけれども、教育基本法、学校教育法等で、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととされております。これを受けまして、小学校では6年生の社会科、中学校では社会科の公民的分野を中心にしまして、いろいろな場所において平和の大切さを指導して

おるところでございます。例えば、小学校6年生の社会科の教科書にはこういう明記があります。「戦争と原爆の悲惨を繰り返さないためにも、核兵器を持たない、つぐらなない、持ち込まないと宣言し、世界に平和のとうとさを訴えています」というような明記等されて、これらをもとに指導しております。

今後とも児童生徒に対しては、平和というものはいかに大切なものであるかをいろいろな教育の場において理解させ、これが教育委員会の使命と考えて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から特別養護老人ホームの関係だと思えますけれども、ご質問がございましたし、それから介護従事者の関係でご質問ございましたので、お答えをいたします。

まず、議員がお話しされました市内432名といえますのは、多分これは塩竈市の清楽苑の中での希望者だと思えますけれども、いわゆる1人だけではなくて何人か希望されている方、いわゆる塩竈市内だけではなくて割と二市三町の方々が清楽苑の方に入居を希望されている。こういった方も含めて入っている数字、ですからそれぞれの二市三町の施設の中で人数がかなり多くなっていると思えますけれども、それだけ基本的に希望者がダブって希望されているということの数字だというふうに私ども理解しております、実態としては実数としてはかなりこれ以上少ないのではないかとというふうに私たちは考えているところでございます。

それから、特養老の入居待ちの状況についてお話がありましたけれども、確かに人数はこんなに多くはないと思えますけれども、実態として入れない方がどういう形で対応しているかといいますと、一つは受け入れ施設といたしましては老健施設でまず受けているという実態が一つあろうかというふうに思えますし、最近では有料老人ホーム、こういった施設整備が塩竈進んでおりまして、こういったところで介護度の高いお年寄りを引き受けていただいているという状況が実態としてあるのではないかとというふうに思っております、さらに人数としてはそういった入居実態を含めると少ない状況になっているのかなという感じがいたしております。ちょっと件数については正式な数字申しておりませんので申し上げられませんが、実態としては432名はいないということでもまずお答えをしておきたいというふうに思えます。

それから、施設整備計画がないのかというお話でございます。前の介護保険福祉計画の中

で、実はご説明申し上げましたが小規模特別養護老人ホーム、これは塩竈市民の方だけが入れる小規模特養老ホームというものを前期計画のときにつくりましたし、それから認知症の対応の施設として認知症グループホームも前の計画でつくらせていただきました。それから、同じく小規模特養老、これについても施設としてつくらせていただきました。実態としてはまだ特に小規模特養老については完成した年度が最終年度だったということ等もございまして、実際の稼働状況でありますとか、そういったものを十分踏まえながら次期計画に反映していく必要があるのではないかとということで、現計画の中では整備計画としては明示をしておりますけれども、今後の大きな課題というふうに考えておりますし、特別養護老人ホームについてはこれまでの二市三町で整備している、そういった基本的な考え方がありますので、その中でどうするのかということも含めて、介護保険の中でどうすべきなのかということも含めて整理が必要だというふうに考えているところであります。

それから、介護従事者の処遇改善の関係でありますけれども、基本的には市長が申し上げたとおりでございます。私どもといたしましてはそういった処遇の改善が行われるべき交付金、今回新たに国の方で事務費を含めて3,975億ですか、ほぼ予算措置がなされておりますので、そういったものも含めて基本的には県の方で基金化をして事業者が直接請求をするという、こういう流れがあるようでございますので、今後とも十分その辺の手續、流れを踏まえてそういった処遇改善につながるような対応ができるように市としても十分推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私から民間アパートの借り上げ住宅等についてのご質問にお答えいたします。

多賀城市の借り上げ住宅制度についてどのようなものかというご質問だったかと思いますが、多賀城市さんで行っておられるその借り上げ住宅の概要でございますが、土地の所有者または民間事業者の方が建設した住宅、建設に当たって市の方の認定が必要なわけでございますけれども、そうして建設された住宅について一定期間借り上げを行って公営住宅として供給するというふうな内容でございます。この建設に当たって整備費の一部に補助金を充てると、国の補助金等が当たるということで、この中で公営住宅法による位置づけがなされますので、関連法令、基準等に合致していくことが必要になるというふうなことではないかというふうに考えております。その認定に当たりましては、市の方が事業者の募集を行い、そ

れを受けて事業計画の方が提出される。その中で資金計画であるとか、事業設備内容であるとかについて審査がされて認定がされると。そういった流れなのではないかなというふうに思いますけれども、これらにつきましても今後十分に調査をしまいたいと考えております。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 市営住宅の問題で話したいんですけれども、全国的にも民間住宅を借り上げてというのがだんだん多くなってきているということも、先ほど市長からの答弁でも理解の向きがありましたけれども、やはり確かに東京のなんかで見ると相当マンションとかですね、そういうところも含めて借り上げているということもあったようですが、それだと相当家賃も高くなっていくのかなというふうに思うんですが、やはり今先ほど多賀城の例を聞いたのは、やはりそういう面でもっといろいろな方法として検討できるものも出されているんじゃないかなというふうに思いますので、やはり一定の基準とその要件を満たせばできるということもあるし、それから補助として国からもあるんだということもあつたりするもので、ぜひとも本市として検討していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一度火災警報器の問題についてお話ししたいんですけれども、やはりここでこれは消防庁で出したやつを今見ているんですけれども、何ととってもその方針の位置づけと目標をやはり明確にすることだと、そういうことが指摘されております。それで基本的な考えとして推進方向の考え方の中で、先ほど市長も言っていましたように地域密着の問題、それから幅広い分野の活動、そして進捗状況の管理と、その三つの点にうたっているのは市長の答弁でもあつたとおりでございますが、やはりそういうふうにどういうふうにこの問題を位置づけてその向きを進めていくかと。二市三町の広域的な考えもあるということでしたけれども、やはりぜひともリーダーシップをとっていただいて、市長から二市三町でも取り組んでいくということ、それから何ととっても人の命の重さ、そういうものは何物にもかえられるものでもないものですので、ぜひこれはお願いしたいというふうに思います。

それから、私道の整備の問題ですが、やはり私も何回か北浜の問題で例を挙げて述べたことがあります。それで、できないことをぎりぎりやれというそういうものではなくて、環境整備費ということで大きく一つのものとしてこうつくって、それでどこにでもこう利用できるような、そして去年も19年度の決算見たらば、私道の整備というのは全然ないに等しい状況でしたので、やはりそういうものというのは思い切ってやっていかないと、私有財産の問題

とかそういうことだけを言ってしまうと、何か事故があったときにどこで責任を負うのかと。それから、北浜の問題で挙げたのは、道路のトンネルの上が市道だからフェンスをやる、そのわきは私道だからフェンスつけないという、そういうことでいいのかどうか。そういうことも含めてやったときに全体をその環境を整えるという意味での環境整備費としてできないかどうか。そういうことだったらできるとかですね、やはり思い切った施策をとっていかない限りはできないと思います。

何で私が言えるかという、やはり鎌倉市でもこういう項目をつくって、できるものはやはり市で援助できるものは援助していく、そして市でできるものは市でやっていくと、そういうものも含めて取り上げているということも聞いていましたので、多分間違いないというふうには思うんですが、やはりそういうところでのいろいろなその場その場よっての考え方があると思います。本市でも本市独自のそういう考え方を持って、人の安心安全のためにやはりどういうまちづくりをしていくかということも含めて述べたので、最後になりますが改めて見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 住宅問題について、民間住宅の借り上げ等もというようにお話をさせていただきました。既に協議会等ではご報告をさせていただいておりますが、雇用促進住宅の買い取りという問題も実は本市の場合ございます。こういったところで、こういったところに地域の企業で働く方々がかなりお住まいになっているというようなこともございまして、今後はやはり定住化構想推進の一環として雇用促進住宅をどうするかということにつきまして、改めて議会の方に方針を明らかにさせていただきたいという等々もございまして、ストック計画の見直しというようにお話をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

次に、火災報知器であります。私も二市三町の広域消防事務組合の管理者であります。この地域の中でお暮らしいただきます多くの方々に安心して安全にという状況をご提供させていただくことは、我々の責務であります。二市三町の首長で改めてこの問題について先ほど話し合いを持たさせていただきたいということで申し上げさせていただきました。

3点目に、私道の整備の助成制度についてであります。制定以来かなりの時間がたっております。現在の地域の方々のきめ細かな需要に十分おこたえておられない等の部分もございます。一方では助成制度であります。つくった後にその道路の安全性ということについて

は、やはり私道の所有者の方に問われることになるわけでありますので、その辺のところを十分お話し合いをさせていただきながら、本市が制度として持っております私道整備等についての助成制度についても点検をさせていただきたいということを申し上げさせていただいたところでございます。どうぞご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時40分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。10番小野幸男君。（拍手）

○10番（小野幸男君）（登壇） 平成21年度6月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、地デジ対策、地上デジタル放送移行への対応についてお伺ひいたします。

テレビ放送は平成13年6月に電波法が改正され、平成23年7月24日までに現在のアナログ放送という方式を終了し、デジタル放送に完全に移行することが規定されております。

テレビ放送のデジタル化の大きな目的の一つは、電波の有効活用があります。放送や通信に使用できる電波はある一定の周波数に限られ、現在のアナログ放送技術は1953年に開始された白黒テレビ放送から基本的には変わっておりません。そのためにテレビ放送に使用可能な周波数は限界に達しており、デジタル放送に移行することは周波数に余裕を生み、より多くの情報を提供できる多チャンネル化を実現できるだけでなく、そのほかにもさまざまなメリットを生みます。

デジタル放送のメリットとしては、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけではなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある方にも配慮したサービスや、携帯端末向けサービスの充実などが期待されております。双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定です。

昨年7月に発表された総務省の地上デジタル放送推進総合対策では、生活保護世帯への簡

易チューナーの配付や簡易チューナーの開発、流通の促進、地上デジタル放送の視聴が困難な世帯への対応等が挙げられております。また、アクションプラン2008には公共施設のデジタル化の目標年次として平成22年12月末までに取り組むこととあります。

そこでお尋ねいたしますが、2011年の地上デジタル放送への完全移行に向けての本市の取り組み計画についてお聞きいたします。

次に、環境エコ対策、太陽光発電システムの普及についてお聞きいたします。

昨年7月に行われた北海道洞爺湖サミットでは過去最多の22カ国が参加し、主要テーマの一つであった地球温暖化防止問題について合意がなされました。採択されたG8首脳宣言では、「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%削減の達成目標を国連気候変動枠組み条約の締結国と共有し、選択することを求める」と明記されました。また、2020年から2030年ごろの中期目標に関しても、アメリカを含むG8各国が国別総量目標を設けることを初めて示すなど、大きな成果が上げられました。

地球温暖化の問題は、温暖化防止へ家庭、オフィス、学校など自治体挙げての地道な取り組みがとても大切であり、その積み重ねが温暖化の原因である二酸化炭素などの排出を抑制し、低炭素社会への道であると思います。

6月10日に麻生首相は、日本の2020年までの温室効果ガス削減の中期目標について、2005年比で15%削減とすることを発表されました。地球温暖化の緩和に向けての温暖化ガスの削減は気候変動による影響から次の世代を守る現在の世代の待ったなしの課題であります。新経済対策では二酸化炭素、CO₂排出の少ない社会を目指す低炭素革命を中長期的な成長戦略の柱として位置づけられ、環境分野への投資が世界的な潮流になる中で、最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上で太陽光発電に係る期待は大きく、政府としても2020年までに現在の発電量を20倍程度まで拡大することを目標にしております。

太陽光のエネルギーを太陽電池によって発電し電気をつくり出す太陽光発電システムは、発電の際に地球温暖化の原因となるCO₂、二酸化炭素などを排出しないために、地球環境に優しい発電システムとして普及が期待されております。2005年にドイツに抜かれ世界第2位となった日本の太陽光発電の累積導入量は、2008年末時点で197万キロワットにとどまり、スペインの230万キロワットに抜かれ、第3位に転落いたしました。

こうした中で2009年度予算には住宅用太陽光発電の導入に対する補助金制度として約200億円が計上されております。具体的には発電出力1キロワット当たり7万円が支給されます。

一般家庭に設置する太陽光発電は平均3.5キロワットで補助額は24万5,000円ぐらいになります。東京都を初めとして独自に補助制度を導入する自治体もふえてきております。さらには、2009年度税制改正では太陽光発電設置に係る費用の減税措置が盛り込まれ、太陽光発電システムへの関心も高くなってきております。

そこでお尋ねいたしますが、本市においても太陽光発電の補助制度を導入し、一般住宅やアパート及び各企業等への太陽光発電システムの設置普及に向けた支援に取り組むべきと考えておりますが、佐藤市長のご見解をお伺いいたします。

次に、地域医療対策、ドクターヘリ導入についてお聞きいたします。

ドクターヘリは空飛ぶ救命室とも呼ばれており、救急医療に必要な機器と医薬品を装備、搭載したドクターヘリは救急専門の医師や看護師が乗り込んで、事故現場や患者のいるところに駆けつけ、その場で即座に、また患者搬送中の機内で治療に当たることができる救急システムのことです。半径50キロ圏内なら15分以内で現場に到着し、すぐにその場で救急医療が行えるため、救命率を大幅に高めることができます。

公明党は2001年度の予算編成でドクターヘリの全国的普及の要望を行いました。2004年12月、党内に設置したドクターヘリ全国配備を目指す法案を策定し、これをもとに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、ドクターヘリ法が2007年6月に施行されました。東北では福島県で2008年1月からドクターヘリが運行され、2009年3月からは青森県でも運行を開始されております。

私はことしの2月に福島県立医科大学附属病院へドクターヘリ運行状況を視察してまいりました。病院ではドクターヘリが導入されてから1年間に243回の出動があり、県内はおおむね30分以内、一部の山間地帯でも40分で現場に到着でき、救命率の向上に威力を発揮していると話されておりました。また、病院の院長は、ドクターヘリの導入以前では助からない状況の患者も救えたケースがあり、大変な効果があると言われておりました。私もドクターヘリの導入で大きな成果を上げている話を聞き、改めてドクターヘリの必要性を痛感しました。

日本のドクターヘリは現在18機の配備がされており、各都道府県に1機ずつ、少なくとも50機が必要であると言われております。これまで国と自治体で半分ずつ負担していた運営経費のうち、自治体負担分の大半が特別交付金として国から出ることになりました。これまで財政難の自治体もドクターヘリの導入が可能になると思われれます。公明党宮城県本部では3月、4月に署名運動を展開し、5月14日に6万3,550人の署名簿を添えてドクターヘリの早期導入

を求める申し入れを村井県知事へ行いました。

本市には離島があり、離島の住民の生命を守るためドクターヘリが不可欠であり、本市としても一日も早く導入できるよう関係機関に強く働きかけていくべきであると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、健康福祉、新型インフルエンザ対策についてお聞きいたします。

新型インフルエンザは本年4月にメキシコ、そしてアメリカから始まり、世界へと広がりました。5月9日には日本国内で初の感染者も確認され、5月16日には海外渡航歴のない神戸市の高校生が新型インフルエンザに感染していることがわかり、国内で初の感染が確認されております。

新型インフルエンザは変異によりブタからヒトに感染するようになりました。人間はこうした新型ウイルスに対する免疫力を持っていないために感染しやすく、ヒトからヒトへの感染が広がっております。今回の新型インフルエンザは適切な治療を受ければ順調に回復し、弱毒性と言われております。

東北では6月9日には盛岡市でインフルエンザ感染が確認され、6月10日には宮城県内でも感染者が確認されました。そこでお尋ねいたします。県内で初めて新型インフルエンザが確認されてから、県や仙台市の発熱センターでは住民からの電話相談が大幅にふえたと聞いておりますが、本市においてはこういった状況であったのか、相談件数や相談内容などをお聞かせください。

また、塩竈市においても新型インフルエンザの感染者が出たとしたならば、学校や幼稚園、保育所、または老人施設などの休校、休園措置など多くの問題が次々と出てくると思います。そこでお伺いいたしますが、住民への対応や関係機関との情報のやりとりなど、本市の具体的な対策についてお聞きをいたしまして、1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、地デジ対策についてご答弁を申し上げます。

本市でデジタル放送を受信をするためには大きく3点であるかと思っております。

まずはアンテナを交換または改修した上でデジタルテレビを新たに購入して受信をするケースであります。2番目といたしましては、現在使われているアナログテレビにデジタル用

のチューナーを接続して受信する方法であります。三つ目といたしましては、アンテナが不要なケーブルテレビに加入して受信するという、大きくは3通りの方法があるかと思いますが、その選択につきましては視聴者にゆだねられているところであります。

そこで本市の地上デジタル放送対応の計画と移行に向けた取り組みについてご答弁を申し上げます。

本市におきましては、昨年7月、国の関係省庁連絡会議が策定をいたしました地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008に基づき、公共施設のデジタル化対応、あるいは市の施設を原因とした受信障害への対応、そして周知・広報の充実の3点を柱といたしまして、地上デジタル放送にスムーズに移行ができますよう、今一生懸命取り組みを始めているところでございます。

次に、太陽光発電システムについてご質問いただきました。

太陽光発電は、議員のご質問にもございましたが、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が極めて少ないことから、新エネルギーと呼ばれ、エネルギー資源の乏しい我が国にとっては貴重な資源であります。中でも太陽光発電は化石燃料を使わないことから環境に優しく、さらに日中の電力需要が高い時間帯に発電できる点で優位性がありますことから、1997年に採択された京都議定書締結以降、導入の拡大が期待されてまいったところであります。

このため、国におきましてはシステムの普及促進に向けて施設整備の低コスト化、高性能化のための技術開発や設備の設置に対する補助を平成6年度にスタートをさせ、その後一時中断をいたしておりましたが、本年度から景気浮揚策を兼ねて一般住宅用の太陽光発電システム設置に対する補助金制度が再開をされたところであります。

このような動きを受けまして、宮城県でもこの5月から一般住宅用太陽光発電の普及促進事業補助金の募集を始めております。1,000件程度の定数に対しまして、6月8日時点で271件の応募という状況であるそうであります。本市からも数件の応募があると伺っているところであります。

こういった中で本市もこのような補助に対して独自の対応をするということについての検討がないかどうかということでもございました。今申し上げましたように、まだまだ普及、啓発という段階であり、市民の方々の関心度も高まっていないようであります。とりあえずはこのような制度の普及促進に努めながら、本市独自の対策については状況を判断をさせてい

ただき、今後の対応ということにさせていただきたいと考えているところであります。

次に、ドクターヘリ導入についてご質問いただきました。

中山間地域の方々よく申されますが、例えば高速道路1本が通ったことによりまして、極めて救命率が高くなるというようなことが言われております。救急医療に対してこのように時間短縮こそが命を救う最大の手法であるということについては議論がないところかと思っております。当然そのようなことを勘案し、ドクターヘリの導入ということが今真剣に議論をされているという認識をいたしております。

ドクターヘリは医師がヘリコプターで患者のもとに直接向かうシステムで、重篤な患者が発生した場合、医師と看護師がいち早く派遣され、初期治療を適切に開始するということが大きな目的ではないかというふうに理解をいたしております。日本に先んじて導入をされたドイツにおきましては、例えば交通事故の死亡者が3分の1に激減したとも言われており、その有効性が改めて確認をされたものであるというふうに考えております。

日本では残念ながらまだ16道府県での運用にとどまっているというふうに理解をいたしておりますが、その最大の要因はやはり年間2億円近い運行費用にあるものと考えております。このほかにも病院間の横の連携でありますとか、医師の確保、乗務員の養成システム、ヘリポートの不足、さらには夜間の離発着等々、さまざまな解決すべき課題が山積いたしております。

宮城県におきましては離島や山間部での救急搬送は県所有の防災ヘリコプターで対応していると伺いをいたしておりますし、県はドクターヘリの導入の可能性について改めて東北大学病院に調査検討を委託したという確認をしているところであります。その調査報告書によりますと、県民の生命や健康を守るという見地から導入が望まれるという結論としながらも、多額の経費を要することや、救急医療体制にはなお多くの課題があることを踏まえ、ドクターヘリの需要を精査をするとともに、有識者や県民の意見を聞いて今後の救急医療対策の優先度を十分に検討し、方向性を示していく必要があるというような内容でございます。

この報告を踏まえ、県は医師会、救急医療機関などで構成する宮城県救急医療協議会の議論を踏まえ、本年度中に方向を決定する意向と伺いをいたしております。離島を有する本市といたしましても、このようなドクターヘリの有効性を確認しながら、引き続きドクターヘリの必要性と整備の促進を県に強く働きかけてまいります。

最後に新型インフルエンザ対策についてご質問いただきました。

新型インフルエンザ感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるということにつきましては、地域の大きな課題でありますし、また、このことがそれぞれの地域社会経済を破綻をさせないということに直結するという認識をいたしております。

特に、住民に一番身近な市町村は地域の実情に即した対策ができますよう、一つには接触機会低減による感染拡大防止対策、二つ目といたしましては要援護者の支援、三つ目といたしましては物資の支援、さらに四つ目といたしましては、例えば埋火葬の対応などについて、発生段階に応じて迅速に意志決定できる体制を決めておくことが極めて重要と考えております。あわせて行政機関を維持し、住民の生活への影響を最小限にするために、職員の病欠等も想定し、継続する業務、中断・中止する業務をあらかじめ決めておく業務継続計画等も検討する必要があります。

本市におきましても新型インフルエンザ対策行動計画を実は来年度策定する予定でございましたが、ご案内のとおり6月10日に宮城県内で新型インフルエンザ患者が発生をいたしました。このような状況を踏まえ、策定期間を前倒ししてこの秋までには策定し、第2波の襲来に備えてまいりたいと考えているところであります。

なお、塩竈市における相談件数、相談内容についてのご質問でありましたが、本市におきましては保健センター及び塩竈市立病院の2カ所に対応させていただいておりますので、それぞれの機関から相談件数、相談内容につきまして、改めてご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、件数についてご質問がございました。

6月11日付で宮城県の新型インフルエンザ対策本部の方から私どもの方に情報の提供ございましたので、宮城県全体の内容についてまずご報告させていただきたいというふうに思います。

6月9日の相談件数が71件ということでございます。6月10日が午前8時半から6月11日の8時半まで24時間の中でありました件数が、宮城県で117件、仙台市分で85件、計202件という状況になってございます。なお、塩竈の保健所の中での相談件数でありますけれども、確認いたしましたところ、1日数件ということでご報告を受けているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、地上デジタル放送移行への対応についてお聞きいたします。

地上デジタル放送を見るためには個人負担で対応チューナーか内蔵テレビの購入など、家庭によってはアンテナの改修も必要となり、思いのほか多額の費用がかかります。そういった対応がわからず、テレビを楽しみにしている高齢者の方等、情報が届きにくい方々にも確実に情報が届くような対応や、アナログ放送が終了してもテレビが見られない人が出ないように、きめ細かな十分な配慮をお願いしたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、生活保護世帯や低所得者の方等への負担軽減策についての本市のお考えをお聞きいたします。

また、市民の方への周知や啓発、苦情や相談体制について、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、電波の反射などによる影響を受けにくい地上デジタル放送になると、難視聴世帯の数は大幅に減るものの、ある程度は残るとも言われます。テレビの視聴は市民生活にとってのなくてはならないものであり、建物等により受信障害があってはならないものと考えております。そこで受信障害対策について、本市内での建築物などの影響により受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握などどのように取り組まれるのか、そのお考えをお伺いいたします。

次に、学校やエस्प、公民館等などにおける公共施設にはテレビが何台設置してあるのか、お聞きいたします。その上でテレビはいつ買いかえるのか、あるいは簡易チューナーでの対応とするのか、その予算等はどう見ていただけるのか、お聞きいたします。

続きまして、太陽光発電システムの普及についてでございますが、一般家庭の太陽光パネル設置については平成20年度第1次補正、第2次補正で補助制度も実施されていますが、今回の新経済対策でも補助金を大幅に拡充され、今後も補助金はふえるのではないかと思います。また、余った電力を買い取る制度では買い取り単価が来年から現在の2倍程度になります。最近では登米市や亘理町で太陽光発電の補助制度を実施するとの話もございます。現在発電規模3.5キロワットの一般的な家庭の場合の設置価格は250万円程度となります。国で1キロワット当たり7万円の補助、県では1キロワット3万5,000円の補助があり、これに市の補助が加えられればかなりの負担軽減となりますので、住宅用太陽光発電の導入を促進する

ため、本市においてもぜひ補助制度の実施をお願いいたします。

また、今回の新経済対策の中に学校施設で耐震、エコ、情報化の推進をするというスクールニューディール構想があります。その中には学校施設への太陽光パネル設置などのエコ改修も入っております。政府としても2020年度までに現在の発電量を20倍程度まで拡大することを目標としておりますが、学校への太陽光パネルの設置は大きな推進力となり、現在約1,200校に設置されている太陽光パネルを10倍の1万2,000校に拡大すると言っておりますが、本市において学校施設等への太陽光発電システムの設置についてはどういったお考えなのか、お伺いいたします。

また、次に、ドクターヘリ導入についてですけれども、ドクターヘリの主要な役割は、救急車と異なり医療スタッフを救急現場へ送り込み、その場で治療に当たる。患者の搬送はその後の二義的な任務であります。この迅速な処置によりドクターヘリで救護された人は死亡率が地上救急より4割ほど減り、社会復帰ができるまでに回復する人は2倍に達しております。従いまして、ドクターヘリの効果は死者半減、社会復帰倍増とも言われております。高齢者に多い脳卒中や心臓病などの重症患者は一刻も早い治療をしなければ命にかかわります。本市には離島があります。救急車で病院収容に要する時間を考えますと、ドクターヘリは絶対に欠かせないと考えますので、早期実現に向けた取り組み、働きかけをお願いいたします。

続きまして、新型インフルエンザについてお聞きいたします。

神戸や大阪の高校を中心に広がった日本の新型インフルエンザで、1人の感染者からうつる人数は2.3人と推定され、世界保健機関の研究チームによるメキシコでの推定値の1.4から1.6よりも大きく、未成年者間に限ると2.8人と大きくなるそうです。インフルエンザは学校で広がりやすく、今月の1日までの日本の確定患者数371人中、兵庫県と大阪府での感染が濃厚な361人の疫学データを分析した結果、約8割が高校生や10代の若年者であると言われております。

そこでお聞きいたしますが、本市では高齢者の方についてはインフルエンザ予防接種の補助があり大変喜ばれていますが、これから通常の季節性インフルエンザも出てくる中で、少子化時代においてはインフルエンザ予防接種の補助がありませんので、ぜひそういったところも考えるべきではないかと思っておりますが、そのお考えをお聞きいたします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 私からは、まず地上デジタル放送につきましてお答えをさせていただきます。

生活弱者の方々への対応策ということでございました。5月21日付で総務省から情報提供がございました。それによりますと本年秋ごろから生活保護受給者を含めましてNHKの放送受信料を全額免除されている世帯を対象に、国が世帯当たり1台のチューナーを現物支給することにし、総務省から委託を受けました支援実施法人が窓口となり、各世帯へのチューナーの設置、アンテナ等の調整作業を行うとのことでございます。また、高齢者世帯を含む一般世帯への対応でございますが、今月以降総務省による本格的な説明会の開催、全世帯への調査が行われるとのことでございます。これらの内容につきましては本市といたしましてもその周知に努めたいというふうに考えておるところでございます。

次に、市の公共施設を原因とした電波障害地区への対応策でございます。受信障害の原因となっております市の施設は体育館、市営住宅、小中学校など現在7カ所ございます。その影響を受けておりました共同聴取施設、アンテナ等を設置し、それを利用している世帯は500世帯弱という状況でございます。今回の地上デジタル放送によりましては難視聴地域が改善される傾向にございます。そのようなことから全地域の受信状況の調査をしております。現時点ではまだ調査結果がまとまってございませんが、この結果がまとまり次第、共同聴取組合との調整を行った上で共同アンテナの改修、あるいは塩釜ケーブルテレビ株式会社のご協力をいただきながらの対策なども考えてまいりたいと考えております。大体500世帯のうちの3分の1程度の世帯につきましてはこうした対応が必要ではないかというふうにとらえておるところでございます。

次に、市の施設のテレビを買いかえる場合の予算というふうなことでございます。現在私ども関係で市の施設内には約280台のテレビを設置しております。これらの施設につきましては災害発生時における避難所としての活用も想定しておるところでございますし、情報収集や市民サービス維持のために必要というふうにもとらえてございます。地上デジタル放送に対応できるチューナーの設置やアンテナの改修、あるいはケーブルテレビへの切りかえなど、順次必要な対策を講じてまいりたいと考えております。これらにかかる経費といたしましては現在精査中でございますが、単にチューナーを購入したというだけでも少なくとも数百万程度はかかるものと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から太陽光発電システムの学校施設への導入についてお答えいたします。

スクールニューディールの構想は今年度の国の経済危機の一環として学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修、ICT関係環境の整備などを一体的に実施しようとするものであります。

このうち太陽光発電のシステムの学校施設への導入につきましては、教育委員会として仙台市における先行事例の調査なども行いながら導入の検討を行っているところでございます。仙台市では教材的な活用を主眼に設置しているという実情がありますが、本市としての活用方向を含め、今後とも引き続き調査検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） ドクターヘリについてお答えいたします。

ドクターヘリにつきましては議員がおっしゃるとおり、その必要性、あるいはその有効性といえますのは議員がおっしゃるとおりでございますし、その導入が基本的に望まれているという実態はそのとおりだというふうに考えております。

ただ、いろんな問題も実はございますし、経費の問題でありますとか、あるいは現在の宮城県の救急医療整備計画の中での優先性の問題でありますとか、そういった部分を整理しつつもそのドクターヘリの需要をこれから精査するための対応を宮城県の方でしてまいるというお話を先般お聞きをしておりますし、市長が基本的に答弁した内容でございます。具体的には宮城県の救急医療協議会、こういった場の中で議論するということになっておりますので、その辺の推移を十分見守ってまいりたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザの関係については、議員お話しのとおり今回のインフルエンザの大きな特徴といえますのは高齢者の罹患率が確かに低い状況になっておりまして、高校生等の罹患者が非常に多いという実態がありますし、それから弱毒化という傾向があるわけですけれども、罹患はするんですけれども余り重症化しないというような状況等が言われているという状況でございます。具体的にその補助の問題、確かに高齢者の関係については今おっしゃるとおりでありますけれども、この新たな高校生あるいはその若年者への補助の問題につきましてはちょっと検討の課題にさせていただければなというふうに思いますので、その辺ひとつよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。（拍手）

○17番（阿部かほる君）（登壇） 17番、ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。

先輩議員の皆様、同僚議員の皆様、一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

さきに通告いたしました順番に従いまして質問をさせていただきます。市長初め、ご当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、私たちが住む町塩竈市は社と港のまちとして今日まで歴史を重ねてまいりました。しかし、マグロはえ縄漁船の減船を初め、漁獲水揚げ高の減少、原材料の高騰、船舶燃油の乱降下等の影響を受け、港の景気は依然として大変厳しい状況にあります。塩竈市は港あつてのまちであります。港の振興、発展がなければまちの活性化はなかなか難しいものと思えます。

初めに、塩釜港の利用促進対策についてお尋ねいたします。

市独自の塩釜港利用促進対策について。

宮城県では7月1日から仙台港に入港する冷凍魚運搬貨物船を含む水産品ばら積み貨物船が塩釜港にシフトし荷役を実施した場合、岸壁使用料及び入港料を免除する措置を講じました。今回の県の処置が塩釜港の入港実績や貨物量の取り扱いにもたらす効果をどのように分析していますでしょうか。また、期待しているか、お聞かせください。

他方、県では宮城県下の漁港の漁船誘致対策として、水揚げ高に応じて奨励金を支給する制度を導入、塩竈市も今回の補正予算に水揚げ奨励金を計上しております。これで入港船舶や水揚げ漁船の増加が見込まれるのではと期待しております。

さて、ここでは塩釜港で荷役する貨物船についてであります。貨物船の誘導策として塩竈市独自の利用促進策を考えてみる必要があるのではないかと思います。国土交通省はエコシップモーダルシフト事業を実施しております。これは陸上輸送から大量輸送が可能な海運に転換、シフトし、二酸化炭素CO₂の排出量を抑える取り組みです。ちなみに海上で1トンの貨物を1キロメートル輸送したときに排出する量が、トラック輸送に対し20%から30%CO₂を減らすことができると言われております。塩釜港を利用して荷役する船舶に対し、地球温暖化対策の貢献度、積み荷の量と輸送距離に応じて地域振興券を交付する奨励制度を取り入れてはいかがでしょうか。港の振興とまちの活性化を組み合わせた一石二鳥の政策であり、エコポート塩釜としての特色を打ち出し、今後のポートセールスのポイントにもなるのではないかと思います。市長は港の利用促進についてどのような考えをお持ちかお聞かせ願

ます。

2番目は、塩竈市の地球温暖化に伴う高潮対策についてであります。

排水口の逆流海水による道路等冠水対策、高潮対策の再検討について。

高潮は一般的には異常気象が原因の潮位の変動と強風による海水の吹き寄せ、あるいは気圧の降下による海水の引き上げに起因して発生すると言われております。この自然現象と地震による津波から市街地を守るため、現在港内沿岸部において防潮堤などによる高潮対策事業が県の事業として行われているところであります。

他方、地球温暖化による海面の上昇に起因すると思われる海水の浸水や市街地道路の冠水が各地方沿岸都市でも見受けられるようになりました。特に塩竈市では県の高潮対策事業で昭和61年ごろに施工が済んでいる海岸通地区西埠頭付近から築港の道路にかけて、秋の大潮のときに雨水排水の側溝から海水が逆流浸入して一帯が冠水状態になり、交通不能や車、建物など塩害が発生しております。これまで予測できなかった新たな被害が起きております。塩竈市では実態を調査しておりますでしょうか。また、地球環境の変化により多様化する災害に対応した高潮対策の見直しが求められていると思いますが、お伺いいたします。

3番目は、学校周辺地域の環境対策についてであります。

防犯灯の設置、防犯、安全対策について。

塩竈市内のどこの学校もその所在する周辺地域は夜間照明が少なく暗いイメージが強いと不安を感じている住民の方々が多いようです。学校施設の耐震補強も修繕等の工事も進んでおりますが、学校の教育施設を取り巻く周辺地域に目を向け、特に夜間の防犯及び安心安全確保対策の見直しを行い、生徒の下校時の安全確保と周辺住民の不安解消の見地から、暗くて不安な箇所には防犯灯を設置するなどして周辺地域の環境改善を求める市民の声にこたえていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

ちなみに、今回の国の補正予算では、これまで特定財源であった道路財源が一般財源化され、各市町村には地域活力基盤創造交付金の名目で交付されております。この予算は防犯灯、防犯カメラの設置などの治安施設事業にも使えるようになっております。塩竈市では学校周辺地域の安全安心事業に活用することが望ましいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

4番目は、塩竈市立病院の新型インフルエンザ対策についてであります。

市立病院の使命と対策行動計画、治療対策と市民に対する広報について。

未知の感染症である新型インフルエンザは瞬く間に全世界に伝染し、日本でも水際で阻止すべく努力したにもかかわらず、大阪、神戸を中心に数百人の患者が発生したのでありますが、幸い弱毒性であること、既存の薬タミフルなどに効果があることがわかり、一般の流感並みに沈静化しつつあると思います。しかし、身近なところに患者が発生いたしました。まだまだ油断は禁物の状態に置かれております。しかも、この秋口には第2波の流行が予想されております。

対策には行政が行う組織的なものと一人でできる個人的なものがあります。塩竈市も感染確認を想定し準備を進めているところでありますが、市立病院の存在は重要です。その使命、役割、位置づけ、病院としての対策行動計画は策定されているのでしょうか。また、院内の治療体制として医師、病室の確保、治療薬の備蓄等は十分なのでしょうか。市民に対する広報はどうなっているのでしょうか。特に注意が必要な妊婦、乳幼児、そして持病を抱える市民の皆様の知りたいところでもあります。お尋ねいたします。

5番目は、水産加工業の振興についてであります。

水産加工品の販売促進とまちの活性化対策、地産地消の推進について。

特に水産加工品の販売促進とまちの活性化対策に焦点を当ててお聞きいたします。

これは地産地消の推進の問題でもありますが、まちの活性化対策事業はまず市民によく理解されることが必要です。そして市民一人一人の力を生かす市民参加の事業ということになります。地産地消で一例を挙げますと、日本人の生活文化、食文化の習慣を上手に利用した事業、知ってもらい、買ってもらい、味わってもらい、贈ってもらう。特に夏場のお中元、暮れのお歳暮、これは歳時記として私たちの生活の中に溶け込んでいる習慣です。親類縁者や知人の方々にお贈りし、地産の製品のよさを知ってもらうよい機会になります。観光宣伝の効果も期待できるのではないのでしょうか。そのためには行政においては展示、即売する場所の設定、買いやすくするための助成、割り増し商品券の発行等、送料の補助等が考えられます。市民に理解され、協力を得て、無理なく参加できる生活習慣を生かした永続性のある事業となると思います。今回の地域振興交付金もこうした新規の事業にも投資してもよかつたのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

以上をもちまして、第1回目の質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から5点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、塩釜港利用促進対策についてご質問をいただきました。

かつて「港の元気がまちの元気」という言葉がございました。今我々は改めてこの言葉をかみしめております。と申し上げますのは、塩釜港区の取り扱い貨物量は残念ながら年々減少し続け、20年では約234万トンと平成8年の4割の量を切るところまで落ち込み、今後も現在この塩竈に立地をいたしております、例えば飼肥料工場が仙台港区へ移転が進められている等、依然として塩釜の港には大変逆風が吹いている状況であります。

こうした中、昨年末に平成30年を目標年次とした仙台塩釜港港湾計画の改定が行われました。この計画では仙台港区と塩釜港区がそれぞれの特徴を生かした相互連携により、港湾機能の強化という取り組みが初めて導入されたところでもあります。その一つがバースの占有時間の長い冷凍水産貨物船を仙台港区から塩釜港区にシフトし、混雑をしている仙台港区の有効活用を図ろうという中身であります。県はその誘導策として、その種の船舶が塩釜港に入港する際は入港料あるいは岸壁使用料を7月から試験的に大幅に減免するというような内容を打ち出したところでもあります。本市にとりましてもこの取り組みにより塩釜港区の取り扱い貨物量をふやす絶好の機会ではないかというふうに判断し、また、水産加工業が集積をしている本市ならではのことで、この誘導策に呼応して本市としても効果的なインセンティブの活用策を今検討させていただいているところでもあります。

また、議員からモーダルシフトの促進というお話がございました。今日まで陸上は陸上、海上は海上というような物流システムでありましたが、こういった動きを契機に陸プラス海、あるいは海プラス陸といったような総合的な交通体系に転換することによりまして、大幅なCO₂の削減につながるのではないかという大きな期待も持たれているところでもあります。

塩竈市にこれらの冷凍貨物船が新たに入ることによりまして、本市には例えば特別とん譲与税というものが付与されるわけであります。新たな税収等も見込まれますことから、総合的な支援策について検討させていただきたいというふうに考えているところでもあります。今回県が打ち出した塩釜港区への入港料、岸壁使用料の減免は、主には船会社に対する誘導策となっておりますが、本市といたしましては貨物の手配に大きな影響を持つ荷主の方々への一定程度のインセンティブということもぜひ早急に検討していかなければならない課題であるというふうに受けとめているところでもあります。

また、昨年度はポートセールスの一環として冷凍水産貨物船の誘致に向けて塩釜商工会議所の塩釜の港を考える会ともども、関東横浜の荷主10社ほどを訪問させていただいたところでもあります。今後とも県、市のインセンティブを武器に、ぜひこのようなポートセールスを継続し、また塩釜の港に光を当ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地球温暖化に伴う高潮対策についてご質問いただきました。

排水口の逆流海水による道路等の冠水対策についてであります。マリンゲート塩釜から東側の臨港道路、西埠頭6号線は高潮などによる海面の上昇に伴い、港湾の利用や道路交通に支障を来す状況が発生していることにつきましては、本市といたしましても認識をしているところであります。この問題につきましては当然のことながら県も十分に認識をしており、現在臨海部に位置する臨港道路西埠頭4号線、6号線の道路改良工事を施工する時期に合わせて、平成22年度には道路のかさ上げによる冠水対策を講ずる予定であるというふうな計画説明を受けております。

この地域だけではなく、実は北浜四丁目地区におきましても同様に排水側溝からの逆流により海水が年に数回発生をいたしております。現在この地区におきましても県による高潮対策事業として緑地護岸の整備が計画され、工事着手に先立つ用地取得が既に始められておりますが、この護岸が完成することにより高潮からの抜本的な浸水を防止できると判断をいたしております。さらには、この緑地護岸整備と連動した内水排除のための施設が必要となり、県と協議を重ねているところでありますが、この協議の中で北浜四丁目地区の雨水施設は本市が整備を行うことで基本的な同意を得ているところであります。

また、このほか宮町水路の雨水対策事業でも21年、22年度で地下化等が図られる予定であり、このことによりまして高潮等の冠水被害も抜本的に解消されるものと期待をいたしているところであります。

次に、高潮対策の見直しについてご質問いただきました。

地球温暖化によりまして海水が上昇すると言われており、既にこの100年間でも平均海水面が17センチも上昇しております。現在進められている高潮対策事業による防潮堤につきましては、昭和35年に発生をいたしましたチリ地震津波の既往最高潮位3.3メートルに30センチの余裕高を足しまして基準面から3.6メートルの高さで高潮護岸が整備をされておりますので、地球温暖化による海面上昇を想定しても余裕高の部分で十分に対応できるものと判断をいたしているところであります。高潮対策は防潮堤の高さを確保するとともに、水際線を連続し

て防御することにより、初めてその効果が出るものでありますことから、残る千賀の浦緑地公園全面、さらには北浜地区緑地護岸整備の早期完成を引き続き県に強く働きかけをいたしてまいります。

次に、学校周辺地域の環境対策についてお答えをいたします。

防犯灯の設置についてであります。市内には現在約4,600基の防犯灯と約460基の道路照明灯、合わせて5,000基の照明が設置をされております。さらに東北電力等から毎年約10基の寄附を受け、主に学校周辺通路を中心に町内会と各防犯協会が連携をとりながら設置を行っているところであります。

しかしながら、ご指摘のように学校周辺ではいまだ防犯灯が不足している地域もあり、関連して不審者情報等も何件か寄せられたところであります。子供の安心安全を守ることは我々にとりまして大変重要な課題であると認識をいたしております。今議会には防犯灯の管理台帳を電子化する補正予算案を提案し、審議をいただいているところであります。このことにより、町内会ごとの防犯灯の数やワット数、各防犯灯の履歴の検索が容易にできるようになり、防犯の抑止効果を含め、計画的な防犯灯の整備に大いに役立つものと考えておりますが、引き続き明るいまちづくりをなお一層進めてまいりますよう努めてまいります。

次に、地域活力基盤創造交付金を活用した防犯灯の設置についてであります。この交付金は今年度から道路整備特定財源を地域活力の基盤整備に生かすため、道路を中心に関連するインフラ整備やソフト事業を対象にして新たに制度化されたものでございます。多くの事業メニューがありますので、議員提案の防犯灯の設置に関する等の活用につきましてもこの中で検討させていただきたいと考えております。

なお、宮城県防犯協会連合会の事業として、西部地区にあります東玉川町赤坂線の一部塩釜駅前交番から約200メートルの区間を防犯ロードとして高照度防犯灯6基、緊急通報装置2基を設置いただきました。これまでこの区間において不審者情報が寄せられておりましたが、この装置が設置されてから以降、犯罪関係の情報が本当に少なくなったと聞き及んでおります。この防犯ロード事業を引き続き本市の事業として、特に学校周辺を中心に早速導入に向けた検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、塩竈市立病院の新型インフルエンザ対策についてご質問いただきました。

市立病院の新型インフルエンザ対策に果たす使命、役割についてというご質問でありました。こういった事態に適切に対応し、市民の皆様方に安心してお暮らしいただく上で、公的病

院としての市立病院が果たす役割は極めて高いと認識をいたしております。

市全体といたしましては、メキシコなどで発生し、感染拡大が懸念されました4月27日に相談窓口を保健センターに開設をいたしました。30日には危機対策本部を設置して、迅速に各種の取り組みを行ったところであります。

市立病院におきましては、情報の的確な把握を行いながら、県内での新型インフルエンザ発生を想定した対策マニュアルを策定し、その中では発生初期、感染拡大期、蔓延期の各ステージに対応した診療を行うための人員体制、診察場所の確保、一般患者から隔離しての受け入れ方法、従事者の感染予防等についての情報を共有しながら対応をいたしたところであります。また、患者が感染に気づかないままに来院された場合なども想定し、具体的な受け入れの対応を定めております。当面、塩釜保健所ほか県内の各保健所に設置された発熱相談センターで相談受け付けを行い、感染が疑われます場合には県内六つの指定病院の発熱外来で受診いただくことが基本となりますが、感染が拡大した場合は市立病院におきましても発熱外来を早速設置し、診療を行う旨を県医療整備課に申し入れをいたしております。

また、薬品につきましては、今回の新型インフルエンザにはタミフル、リレンザが極めて有効であると言われておりますため、県から提供いただいたものを含めまして合わせて460人分を確保いたしておりますほか、マスク、手袋、消毒薬、検査キット等の診療材料についても一定量を確保し万全を期しているところであります。

また、市民への広報についてのご質問であります、手洗いやマスク着用などの具体的な予防対策や相談窓口などをお知らせするチラシを作成し、各町内会のご協力を得て5月15日に全戸に個別配布をさせていただきましたほか、市内の公共施設やホームページでもお知らせをさせていただいているところであります。

なお、対策の行動計画についてご質問いただきました。先ほど小野議員にもご説明させていただきましたが、本来は22年度の策定の計画でありましたが、このような状況を勘案し前倒しで秋口まで策定し、第2波の到来に備えてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、水産加工業の振興についてご質問いただきました。

水産加工品の販売促進とまちの活性化対策についてでございますが、市内の水産加工の振興策といたしましては、毎年塩釜団地水産加工業協同組合や水産加工開放実験室と連携し、地産地消の意識高揚に努めてまいったところであります。具体的には、塩釜汁やマグロの解体、

手づくり笹カマボコ大会、あるいは活魚を素材にした展示会など塩竈の特色を生かし、魚に対する親しみや魚食に対する知識の向上を促すことで魚食の普及を図ったところであります。小学校や中学校に地元の水産加工品のすばらしさを知ってもらうことで地産地消の環境を高めるような取り組みを教育の面でも行っているところであります。

また、水産加工品の新商品開発の支援事業にも取り組まさせていただいており、昨年度はマグロを使った干物など5品目の新商品が開発され、そのうち既に2品目につきましては店頭で並んでいる状況であります。

また、お歳暮のギフトにというご質問でありました。昨年11月からの期間限定ではありましたが、塩竈の生マグロを郵便局のゆうパックふるさと小包として商品化する企画が大変好評を博し、県内のみならず日本各地に予想を上回る量で配送させていただいたところであります。また、ふるさと納税をしていただいたお礼に地酒やすし優待券のほか、カマボコやマグロのブロックなどの特産品をお送りして、塩竈の水産品の健在ぶりをPRをさせていただいたところであります。今年2月に開催をいたしました塩釜フード見本市も大変好評をいただき、次回開催に向けた議論の中では消費者にも直接販売できるようにすべきではないかといった意見も数多く出されておりますので、地産地消のよさを改めて地元消費者にもご理解をいただくための対策も講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

こうしたさまざまな取り組みに加えまして、議員の方からもご提案いただきました恒例化しているお中元、お歳暮といったチャンスに水産加工品など地場産品を改めて売り込むことにつきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ただいま市長からご丁寧なご答弁ありがとうございます。大変前向きな取り組みをそれぞれになさっていただいているということ、大変うれしく思います。

一番初めの市独自の塩釜港利用促進対策、貨物荷主へのインセンティブ、そういったことも考えてくださっているということ、大変うれしく思います。

今日本経済を立て直すために、1次、2次補正予算を組み、不況からの脱出を図ろうとしております。この中で政府の要点というのは地球温暖化対策と地球経済振興対策を組み合わせた施策が中心であります。地球に優しい車の増加も多く見られるようになりました。また、環境問題に対する市民の意識も大変高まっております。温室効果ガス削減に対する助成効果

も相当大きなものがあると思います。温室効果ガスCO₂の排出量取引、あるいはこのビジネスチャンス、そういったものが大きく注目されております。今度の国の補正予算の中には各地方自治体が自由に使える地域活性化経済危機対策臨時交付金も含まれております。

今回の県の処置にかかわらず、塩竈市としてエコ対策と塩釜港の利用促進、そしてまちの活性化、そういったものを結びつけた地域循環型経済政策として私はとらえておりますけれども、こういった取り組みはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

2番目の高潮対策事業でございますけれども、宮城県沿岸のある都市の住宅地では20年、30年に一度という海水の上昇があったんですが、最近は毎年のように雨水の側溝から海水の逆流現象が見られ、道路や住宅地を浸水して問題になっております。こういった地球温暖化による海面上昇が影響しているのではないかと関係者は見ておりますけれども、私は塩竈市でもこういったことがないだろうか心配になりまして、塩竈市内を見渡しました。大潮のときに同じような海水の逆流現象が起きているということを知りました。そしてまた、ここ数年来海水の冠水の頻度が多くなっていると。これは大変重要なことだと思っております。今市長から高潮対策事業、そういったことも含めて県の方でも検討なさっているということで、大変うれしく思います。ぜひ塩竈市が今海岸高潮対策事業、県とともに行っておりますので、ぜひこの機会にこういったことの手当てをしていただきたいと思いますので、その見直しについてもうちよつとわかればお伺いしたいと思います。

それから、3番目、防犯灯設置ですね。このところ学校からまたたびたび不審者情報が保護者のもとに寄せられております。その不審者情報の中に塩竈神社参道、表参道202段の階段で不審者と遭遇したという情報がありました。通学路の安全確保について行政ではどのような取り組みをしているのでしょうか。また、生徒にはどのような指導をしているのでしょうか。

夜になると学校周辺の通学路は街灯が遠隔であるため暗いということで、保護者の人たちが不安で迎えに出ているという声が寄せられております。家族の大きな負担になっております。私も実は夜間全部歩いてみました。街灯が遠隔のために死角ができるんですね。その死角になっている場所、通学路、通学路の途中にある公園などに犯罪が起きるのではないかと、やはり不審者が出るというような情報もあります。ぜひ防犯カメラの設置についても考慮しなければならぬ時期が来ているのではないかと思います。私もスクールサポーターとして子供たちの帰路に対して見守りをしておりますけれども、夜間暗いということはこれ

スクールサポーターあるいは地域の人の力ではどうにもなりません。明るくしていただくしかありません。それと不審者、子供たちが大変なショックを受けるような出会いがあった場合に、これは防犯カメラで現場をとらえなければ犯人を導くことはできない。こういったこともあわせてお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

市立病院の使命と対策行動計画、大変迅速な対応をしていただいておりますことを心から感謝申し上げます。

このような新型の感染症には冷静な対応が求められます。隣の仙台市ではいち早くその対応方式を確立し、多くの発熱患者が発生した場合は地域の診療所で受診し、軽症者は自宅療養、重症者は入院で対応するというものでした。医師会の協力体制もできているようです。ただし、自宅療養の場合は家族全員が罹患するおそれがあるという指摘もあります。いずれにしても日ごろからの啓蒙活動に力を入れ、予防対策、そして感染拡大の防止対策を広報し、市民の不安と困難を取り除く努力をお願いしておきます。

また、この新型インフルエンザの流行に伴いまして、公立病院、市立病院の存在、使命、役割、いわゆる公立病院の重要性が見直されております。累積赤字のため廃止あるいは診療停止に追い込まれた公立病院をまた復活させようという動きもあります。塩竈市立病院は累積債務の解消に努めながら、市民に最適医療を提供し、市民の健康を守り、市民に安心を与え続けること、その使命に期待しております。よろしく願いいたします。

5番目の水産加工品の販売促進とまちの活性化対策、ただいま市長さんからマグロの全国配送が大変好評だということで、大変うれしく思います。

地産地消の推進は今や全国の市町村でも地域活性化の目標に取り上げ、取り組んでおります。塩竈市においては一昨年、昨年と石巻市とタイアップしたフード見本市が開催されました。私も2年続けて会場に出向き見学いたしました。会場には地元の製品が数多く出品され、塩竈でこんなに多くの製品がつくられているのかと改めて認識いたしました。会場に来た市民の皆さんも一様に製品の多さに驚いた様子で、「でもどこに行ったら買えるの」「塩竈の産物を一堂に並べて買うところがあったらいいですね」という声が多く聞かれました。

暮らしの中の贈答品の調達は仙台市内のデパートや商店を利用される方も多いと思います。しかし、全国区のものばかりで特色のあるものはなく、贈りたいものが少ないという印象があります。私たちは贈るときは塩竈という名前が入ったものを贈りたい。これが本音でございます。水産加工品の振興の観点から地元製品の販売促進を図る創意工夫を施し、市民が手

に入れやすく、またそれが塩竈名物になるような方策、一例を挙げますと松島観光の玄関口であるマリゲートを会場に、夏のお盆、暮れの歳末の時期に塩竈市の全商品を展示し、即注文を受けて発送する形態の催しを設定するなど、市民のニーズにこたえ、観光客へのPRともなるとは思いますが、ご意見をお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 塩釜港区の利用促進についてであります。

ご承知のように、国内の輸入輸出の99%が港を経由するというところであります。物流に果たす港の役割の重要性は改めて申し上げるまでもないところでありますし、実は港は生産の場でもあるわけであります。依然として東北一円の油類は塩竈の港からということでもあります。このような港をぜひ大切に育てながら、かつての塩釜港のにぎわい、活気を取り戻してまいりたいということで、我々も全力を傾けてそういった努力をしてまいりたいと考えているところであります。

また、高潮対策の海面の上昇の問題であります。

これは世界的な問題ではないかなと思っております。単に1地域、一つの国ということだけではなくて、今こそ世界全体としてCO₂の削減に取り組まないと、大切な自然を失ってしまうということがよく言われております。我々も率先してできることからということで、例えば塩竈固有のということでバイオディーゼル燃料化の事業にも取り組まさせていただきましたところでもありますし、また、市内を循環する100円バス、このことがまさにCO₂削減に大変大きな貢献をいたしているのではないかと。また、塩竈市内には公共交通機関の駅もいっぱいございます。その駅についても今回利用勝手がいいようにエレベーター設置等のご提案もさせていただきました。このような公共交通機関、あるいはさまざまな手段を活用して、塩竈全体からCO₂削減に率先して立ち上がり、将来はこれこそが塩竈モデルであると言われるような地域社会をぜひ構築をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

防犯灯、市立病院、水産加工品についてはそれぞれ担当よりご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から通学路の安全対策と防犯カメラの設置についてお答えいたします。

学校における通学路の安全対策としましては、教職員を初め、塩釜警察署員や警察OBのスクールガードリーダー、また交通安全指導隊、また学校教育課所属の青少年相談センターによる交通安全指導や巡回指導を行っておるところです。また、塩竈市婦人会や各学校の学校サポーター約400の方が登録していただいておりますけれども、これらの方々、ボランティアの方々が通学路での声かけを、巡回を日常的に行っていただいておりますし、感謝申し上げているところでございます。

また、防犯対策としましては、平成20年度文部科学省より地域ぐるみの学校安全体制整備事業モデル地域として指定されまして、各学校の教員並びに保護者の協力を得ながら、各小学校区ごとに危険箇所マップを作成し、それらについて防犯、安全のまちづくり、学校周辺ということを考えております。それでその中にもありますけれども、具体的に子供たちへの指導ということに対しては、外出するときにはだれとどこで何時までどういうことをして遊ぶとか、家の人に話をしてから出かけましょうとか、それから、登下校はできるだけ集団で行いましょう。不審な人、不審な車には近づかない。危険を感じたら防犯ブザーを鳴らしたり、大声を出して近くの家や店に駆け込み助けを求める。家の人にすぐ知らせ、間を置かずに警察に連絡、そのような指導を行っているところでございます。

なお、防犯カメラの設置につきましては、運用方法などいろいろな課題もありますので、今後関係機関、関係部署とも十分に協議しながら検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

○市立病院長（伊藤喜和君） 私の方から新型インフルエンザに対する対応のことでお話しさせていただきます。

公的病院としての役割といいますのは、社会的、政策的な医療を行うということやはり大事な役目の一つだと思っております。そういう意味でこういうインフルエンザが発生した場合には、病院としてもできるだけ対応していく必要があると思います。

宮城県内におきましては、初期の段階におきましては六つの病院が対応するというようになっておりまして、まず発熱相談センターに相談して、そこから六つの病院に行く。万が一うちの病院に最初に患者さん来られましても、まず私どもの病院から保健所に相談しまして、そこから入院先を決めていく。第1段階と第2段階におきましては、患者さんはすべて入院隔離するというようになっておりまして、少数時期、それから拡大時期までは入院と

いうことになっています。拡大時期におきまして、うちの病院も宮城県の中の七つの病院に指定されております。仙台市内が二つ、あと五つが地域ごとに一つ指定されておきまして、うちでもそういう時期になった場合にはもう準備は十分マニュアルをつくりまして、もう実際訓練もやっております、できるだけできるように対応するつもりでございますが、そういう段階におきましてはすぐうちでも拡大期の対応に備えていきたいと思っております。

それから、もう一歩進んで蔓延期になった場合は、これはもうすべての医療機関が対応するとなっておりますが、塩釜医師会では37軒の医院も協力すると私聞いております。病院とその37軒の医療施設も一緒に、その蔓延期におきましては逆に軽症者は自宅で診るということに今度はなってきます。重症者だけ入院ということになってきますので、これは季節型等も混在してくるような秋になりますとなってきますので、場合によっては重症者をうちでも診ざるを得なくなってくると。ただ、一般人への感染を防ぎながら十分対応してそういう形になろうかと思っておりますけれども、そういう3段階がありますので、うちの病院としても一生懸命そこは市民のために頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 水産加工の販売促進についてですけれども、議員お話しになりましたフード見本市についても今年2月については来場者が1,100名というふうな形で好評を得まして、商談件数も昨年よりもふえております。今現在では大体18件ぐらいの成立となっております。そのぐらいやはり塩竈の加工品について魅力があるのかなというふうな形で思っております。

具体的に全商品を一堂に会してというような形でのお話もありましたけれども、現在実施している内容をちょっとお話ししますと、マリゲートの方では夏についてはサマーセール、それから冬についてはウインターセールということで実施しているところであります。ただ、全製品なのかというと全製品ではありません。そういったところに我々も今後関係団体にちょっと働きかけていって、何とかこう塩竈の商品が多く集まるように働きかけていきたいと。それからあと、具体的に今もう一つ動いている部分については、観光物産協会が中心となって商品カタログを今作成しているところであります。その使い道にしても先ほど港湾関係の入港船に対してのその商品カタログを配布するとか、そういった形でいろいろな形で検討しております、何とか早くそういったものを見えるように動きたいというような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁、本当にありがとうございます。

私が地域循環型経済対策と申しましたが、大変欲張りなんですけれども、一つの施策が二つ、三つと功を奏してこの塩竈市が豊かになりますように、こういったこともこれからぜひ前向きにとらえて進めていただければというふうに思います。

地域振興券、あるいはこういった県の方で行っておりますいろんな効果、そのことを私たちは上手に利用して、そしてそこから生み出すものを考えていただきたい。ただ、ただ、奨励金を出すとか、いろんなそういったものをあげるんじゃないくて、そこから何がこう生まれてくるかと。そうしますと、差し上げてそれがいろんな効果を持ってまた市民の皆様の豊かさに返ってくるような施策というものを、私たちも知恵を出して一緒に考えてまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

それから、市立病院の方はインフルエンザの件、大変迅速な対応をしていただいております。きょうの院長先生のご答弁をお聞きして、市民の皆さん大変安心したんじゃないかなというふうに私は思います。ぜひよろしく願いいたします。

それから、観光物産品につきましては、今前向きにカタログなどもということですが、どうぞ市民の皆様、一番最初に市民の皆様の手に届くような方法を考えていただきまして、まず地産地消ということで塩竈からたくさんのいい製品が全国に発信されますことを私も願っております。

本当にきょうはありがとうございました。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月15日

塩竈市議会議員 志賀直哉

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 曾我ミヨ

平成21年 6 月 16 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成21年6月16日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	会計管理者兼会計課長	片倉研一君

総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田 克己 君	健康福祉部次長兼 社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部技監兼次長	茂庭 秀久 君	建設部次長兼 下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
水道部長	千葉 伸一 君	水道部次長	黒須 精一 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会 教育部総務課長	佐藤 俊幸 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	白澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係専門主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番中川邦彦君、3番小野絹子君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。13番佐藤英治君。（拍手）

○13番（佐藤英治君）（登壇） チェンジしおがまの佐藤英治です。

この4月、3人の議員で「チェンジしおがま」という新しい会派を結成しました。より議論を深め、議会改革に向けて、その実現に頑張る所存でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、自治基本条例についてでございます。

昨年、総務教育常任委員会7名で愛知県の東海市、人口10万人の東海市に自治基本条例について行政視察しました。内容は、民主主義の確立と地方自治の充実であります。今、民主主義の再認識が世界でも大きく起きております。まず、その内容から問題を提起してまいりたいと思います。

ことし1月、オバマ米大統領が誕生し、世界に衝撃をもたらしました。当初、世論は若さ、未経験、黒人などの点でオバマ氏よりヒラリー・クリントン女史が勝ると見ておりましたが、終盤にかけてオバマ氏の「Change」と「We can」に米国民の心を揺り動かし、政治の信頼と期待が大きくオバマ氏の勝利へ導いたものと思います。全世界注目の就任あいさつにリンカーンの「人民による人民のための人民の政治」を引用しました。この言葉は、民主主義のかなめであり、多くの人がいろいろな場面で活用しておりますが、この言葉こそリンカーンの精神を世界へ実現しようという若き指導者オバマの政治理念だと思っております。いわば、南北戦争は黒人へ

の人種差別の問題、戦争のおろかさを背景にリンカーンが「人民による人民のための人民の政治」という理念が生まれ、民主主義の基礎となりました。それ以後200年以上かけても、今なお人民による人民の政治は定着せず、戦争はやむことがありません。オバマ大統領は、これまでのアメリカの一国主義、力政策から転換するため、核の軍縮と地球温暖化へのチェンジ、また、世界各国との対話、協調をもたらしました。しかも、これまで反米の指導者や火種の中東訪問は、そのあらわれであります。私は、アメリカは民主主義の再認識からスタートしたと考えております。

さて、民主主義は日本憲法でもうたわれ、その基本は憲法92条から94条の地方自治にあるのではないのでしょうか。地方自治の基本は、住民を中心としたまちづくりであります。地方分権社会が推進され、地方の自主自立の確立が一層求められております。よって、全国の自治体においても、住民の参画や協働や情報公開など条例の制定が整備されてきました。このように、全国の自治体においても個別の枝葉的条例はつくられておりますが、住民を中心とした、いわば民主主義を定着すべき根本的・基本的条例がありませんでした。

2001年、自治基本条例が北海道のニセコ町で施行されました。現在、100以上の市町村で制定され、検討や準備を進めている数は、その2倍から3倍とも言われるようになりました。我が市においては、今、進めようとしている第5次長期総合計画を策定する中で、住民の声の反映こそ本市の生きた長期総合計画がつけられるのではないかと思います。よって、行政と議会と市民が情報を共有し、お互いが役割を分担し合う自治基本条例について、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、新たな庁舎建設についてお尋ねします。

庁舎建設については、8年前質問しました。前三升市長からは、財政的に厳しい中で前向きな意欲も感じられない回答であったと記憶しております。その後、庁舎問題は平成の大合併の中で対応すべきと考えて、合併推進の立場で再三質問いたしました。この間、この地域での合併の機運は高まりませんでした。今、そういう流れの中で、塩竈市として新たな庁舎建設をすべきではないかと考えて4点質問いたします。

まず、現在、宮町分庁舎、壺番館、上下水道庁舎、そして本町公民館のある教育庁舎、そして今、ここにありますが本庁舎と五つの行政庁舎が分散しております。行財政改革を推進する観点から、効率や経費において、私は矛盾すると考えるがいかがでありますでしょうか。

第2に、市長も宮城県沖地震はいつ来てもおかしくない、確率が95%から99%とか言われて

おります。これらの庁舎の耐震問題や公共建造物の環境的配慮等考えると、建てかえる時期が、今、到来していると思います。分散庁舎は市民にとってわかりにくく、困惑しております。利便性ある庁舎にすべきではないでしょうか。

第3点といたしましては、スクラップ・アンド・ビルドの考えやPFI方式による建設が自治体でも進んでいる状況であります。この点についての考えはどうか伺います。

最後に、市民が安心し、利便で通いたくなる庁舎、また、行政の事務所という従来の発想から、市民の憩い、市の文化、環境面など集合した庁舎としての市民の夢と誇りのある庁舎建設のため、専門委員会の設置などの考えはあるのか伺います。

次に、雇用対策です。新聞報道によりますと、経済情勢は深刻であります。この間も、新聞では前年比15.2%減で、この1月から3月の、この比率は戦後最悪のマイナス成長とのことあります。雇用については、完全失業率は再び5%と深刻な事態が長期化の様相であります。また、一部では、最近では株価の上昇など国の政策が景気の底を打った明るい内容もあります。しかし、本市では依然として厳しい状況で、アルバイトやパートさえない事態で、あすの住むところや食べ物にも影響する人がふえているのではないのでしょうか。住民の雇用対策は重要かつ喫緊の課題であります。政党や政治をする人は、生活が第一と掲げていますが、なかなか進展しておりません。

さて、国の補正予算における雇用対策もさまざまに出され、6月議会でも多様な政策が示されました。これにより、一定の景気や雇用対策としての効果は望めるものと思いますが、あくまでも一時的なもので、継続性まで至らないと考えます。よって、国の政策とあわせて、本市の現状に合った市独自の21年度補正予算の対応はあるのかどうか、市長にお伺います。

浦戸振興について伺います。

国内の離島における共通課題は、社会生活の基盤整備のおくれや経済活動上の不利な条件から、生活向上、経済発展において相対的に立ちおくれた状態が続いております。この状況に対して、離島振興法や離島航路整備法などが制定され、基盤整備の推進や産業立地の促進、交通手段の確保などが図られてきております。しかしながら、人口減少や高齢化が、本土の条件不利地域と比べても急速に進み、生活基盤や就業機会など定住条件の維持に強い不安が持たれています。こうした数多くの離島では、古くから農業、漁業や特産生産を主な生業としつつ、多様な伝統文化を形成してきております。本市浦戸地区においても、人口減少や高

齢化が進み、生活基盤や就業機会など、定住条件の維持に強い不安が持たれております。このような状況でも、ノリやカキなどの浅海養殖漁業等を中心として、一次産業より本市を代表する特産品を生産しております。昨年度は、大型のノリの育苗のための共同施設整備により、他地域でノリのできが思わしくない中、順調な滑り出しをするなど、整備効果が見られました。

しかし、この整備に関しては、県の補助打ち切りにより本市も補助を打ち切り、国の補助金と受益者負担により整備されました。昨年からは、桂島地区では育苗のための共同施設が続いて、これまで各従事者で持っていた冷蔵施設が老朽化のため使用できない状況も出てきたことから、ノリの冷蔵施設を共同施設として整備することになりました。国の経済対策などにより、補助の拡充など期待していたのですが、なかなか時間的制約などで期待どおり進んでいないと聞いております。私は、受益者負担の軽減と離島の経済活動の支援という観点から、本市単独でもしかるべき事業費補助を打ち出すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

最後の質問になります。

地上デジタル放送移行問題について伺います。

昨日、小野幸男議員から同様の質問がありました。いわゆる地上デジタル放送移行に伴う本市の公共施設の対応について。二つ目としては、低所得、生活保護世帯の高齢者及び高齢者に対する対応について。3番目には、難視聴区域及び電波障害区域についての質問があり、私が通告していました質問と重複いたしますので、この回答にはきのうの時点で一定の理解を、わかりました。その上に立って、3点ほど質問したいと思います。

まず一つは、国の公共施設の対応計画作成を求めています。これらについて、所管委員会への提案はいつごろになるのでしょうか、お伺いします。

第2に、市民、特に高齢者にとって地上デジタル対応といっても、なかなか理解されない点もあります。情報提供も大切だと思いますし、また、このような移行に伴う詐欺商法への被害に遭わない対応なり、指導はどのように考えておりますか、お伺いします。

また、市内の電波障害区域において、地上デジタルまで責任を持つべきなのかどうか、この3点についてお伺いしまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤英治議員から、5項目にわたるご質問をいただき

ました。

初めに、自治基本条例についてご質問いただきました。地方分権時代に対応した市民主体の自治体づくりをどう進めるかというような内容であったかと思います。

自治基本条例は、市民との協働のまちづくりを進めるため、自治のあり方や地域課題への対応の仕方、あるいはまちづくりに対する市民、議会、行政それぞれの役割を明らかにする条例ではないかと理解をいたしております。

本市では、これまでも市民主体の自治体を目指して市民活動促進指針を策定をさせていただきますとともに、市民協働推進室を設置して市民と行政、パートナーシップの構築、あるいは市政への市民参画の推進、また、市民と行政の協働のまちづくりといった内容を進めてまいったところであります。

最近では、福祉や教育部門のボランティアに加え、青年4団体や観光ボランティア、あるいは市立病院のサポーターなど、さまざまな方々がさまざまなまちづくりの分野において数多くご参加をいただいているということは、大変うれしく感じているところであります。

また、本年度より本格的に進めております第5次長期総合計画の策定におきましても、その政策過程で市民協働社会の構築を課題といたしており、現在、市民の皆様と協働での計画策定を目的として公募委員も参画する市民懇談会の設置を進めさせていただいております。この懇談会は、目指すべき将来像と、その実現方策を初め、多様な主体による協働のまちづくりに向けたそれぞれの役割についてもご提言をいただきたいと考えております。今後、より多くの市民の皆様の、このふるさと塩竈再生にかけるさまざまな思いをしっかりと受けとめ、本市の新たな長期総合計画そのものが住民自治基本条例を具現化したものであるというような評価をいただけますよう努力をいたしてまいります。

次に、新庁舎建設構想についてお答えをいたします。

なかなか積極的な答弁がないのではないかとご質問でありました。残念ながら、この問題を進めますときに、やはり財政抜きには語れないという現実、ぜひご理解をいただきたいと思っております。そういった中で、老朽化した各分庁舎は行財政改革に矛盾をしないかというご質問でありました。市庁舎、ご案内のとおり、昭和35年の建築でありますので、既に50年を経過し、老朽化の一途をたどっております。また、行政の守備範囲の広がりによりまして、本庁舎だけでは手狭となり、宮町や水道庁舎など4カ所に分散をしていることも事実であります。このため、効率性に欠け、また市民の方々にご迷惑をおかけいたしております。

ますが、次善の策として、でき得るだけ本庁舎で用事が済むことができますよう、さまざまな工夫をさせていただいたところでもあります。

具体的には、各種の申請や届け出等の事務を総点検し、平成17年度より従来壱番館の福祉事務所で行っておりました児童手当などの業務を本庁の保険年金課に移し、また、教育委員会所管の小中学校の入学手続を市民課で行うなど、でき得る限り本庁舎で用が足せるような改善にも取り組ませていただいたところでもあります。

さらに、住民票などのファクスや電話による予約発行システムや、窓口業務の毎週火曜日の6時半までの延長、あるいは繁忙期におきます土日開庁、さらには自動交付機の設置といったようなさまざまな取り組みを行わせていただいたところでもあります。

今後とも、担当職員の資質向上、あるいは窓口間の連携などハード、ソフトのさらなる充実強化を図り、物理的な制約を極力補えますよう取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

行政の拠点は、耐震と環境に配慮した市民の利便性の高い庁舎であるべきというご質問でありました。平成9年の耐震診断では、補強が必要との結果が出ております。さらに、優先すべき課題がありましたため、見送られたというふうに理解いたしておりますが、市庁舎はやはり市民サービスのために日常的に使われる施設でありますこと、あるいは懸念される宮城県沖地震を含めまして、総合的な対応が必要であるという考え方には全く変わっておりません。また、環境に配慮した利便性の高い庁舎であるべきというようなご質問でありましたが、やはり、市民の多様な行政需要にしっかりとたえられるような庁舎であるべきだろうということにつきましても、同様の認識であります。今、第5次長期総合計画策定中であります。そういった中で、庁舎の建てかえ問題等につきましても、しっかりと方向性を明確にさせていただきたいと考えているところでもあります。

また、こういった庁舎建てかえにPFI等の検討はいかがかというご質問でありました。私見になるかもしれませんが、PFIの導入につきましても、我が国の場合はプライオリティーが違ったのではないだろうかというような反省をいたしております。具体的に申し上げます。今、我が国ではPFIを活用すると建設費が安価にできるというような意識が定着しておりますが、しからば、その差額をだれが負担するかということでもあります。そういった部分が、実は明確にされておらないということでもあります。振り返りますと、この制度が、たしかイギリスのサッチャー政権の時代に導入されたという認識であります。その際には、

行政が対応するよりも、よりよいサービスが提供できるという、そういった分野に光が当たっていたのではないかとこのように考えております。我々、今後の庁舎建てかえにPFIも大変有力な手法の一つであろうという認識ではあります。しかしながら、建設費そのものの縮減ということにはなかなかつなげていかないのではないかとこのように認識をいたしておりまして、さまざまな手法を、建設に向けましては検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

雇用対策についてご質問いただきました。

今回、国の補正予算によりまして、本市には新たに緊急雇用創出事業臨時特例交付金として9,483万円が配分される予定であります。本市といたしましては、この補正予算による交付金によりまして、既に21年度当初予算に議決をいただいている緊急雇用創出の事業を拡充し、離職を余儀なくされた非正規労働者や、次の雇用への一時的な雇用、あるいは就業機会の創出等を行ってまいりたいと考えているところであります。

この交付金9,483万円のうち、この6月議会に提案している雇用対策の補正予算3,718万円には、公園遊具の安全管理、小中学校特別支援教育への支援員の配置など14の事務事業に充てることによりまして、新たに約40人雇用を生み出し、当初予算計上分を含めまして、約90人の雇用を創出してまいりたいと考えております。

なお、本市が雇用創出に取り組むための予算を活用して創出を期待する雇用予定人員は、21年度からの3年間で、ふるさと雇用再生特別交付金9,304万円で約30人、緊急雇用創出事業臨時特例交付金1億5,103万円で約200人となり、合わせて230人の雇用を予定をいたしているところであります。

一昨日、ハローワーク塩釜の所長にご訪問いただきました。私の方から昨今の雇用情勢について、ぜひご教授をいただきたいというお願いをいたしたところでありましたが、その際、4月現在の有効求人倍率であります、県全体で0.39、塩釜管内であります、二市三町プラス大郷であります、0.33と依然として全体としては厳しい状況にある中で、本市におきましては0.59の高い数字を教えてくださいました。これは、これまでの各種の取り組みの成果ということだけではなく、本市が持つ底力ではないかということでもありますし、雇用の創出のために各事業主の方々が大変汗を流していただいた成果ではないかと思っております。心より感謝を申し上げます。我々は、引き続き、就労の場の確保を希望される市民の皆様、でき得る限り就労機会を提供できますよう、速やかな予算の執行に努めてまい

りたいと考えているところであります。

次に、浦戸振興の一環といたしまして、ノリの冷蔵施設への整備補助についてご質問いただきました。

ノリの冷蔵施設への整備補助についてであります。議員の方からもご質問いただきましたとおり、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸支所は、平成19年度、良好な種苗生産ができるノリの陸上採苗施設を、宮城県強い水産業づくり交付金事業等の制度を活用して生業されました。このたびは、採苗した種苗網を全量冷凍保管するための種苗網冷凍保管施設を増築して、ノリ養殖の安定した生産を図るための事業計画とお伺いをいたしております。

市といたしましては、この事業に対する支援のあり方を県の指導を得ながら協議をしてまいりました。折しも、国の2次補正予算が1月に成立をいたしましたので、この制度を活用できないかということを検討させていただきましたが、事業計画の提出に必要な諸条件整備が間に合わないということで、地元の方々には、これらの提案を断念された経過がございます。次善の策といたしまして、平成21年度、当初予算の活用をご検討されてはというご提案を申し上げましたが、漁協側の意向といたしましては、ぜひ今年の8月までに施設を完成させて利活用したいという強い希望がありましたため、国の補助なしでもやむを得ないという判断を最終的にされ、事業に着手されたという経過がございました。

5月後半に工事契約を締結し、冷凍保管施設の工期は6月1日から8月20日という予定で行われるそうであります。5月に入りましてからも、何らかの市の支援が得られないかということで、たびたびご相談をいただいております。しかしながら、既に事業に着手されておりますことから、施設整備の面ではなかなか支援ができにくいというような環境でありました。このような経過をたどり、今回は国の補助を受けることはできませんでしたが、市といたしましては、浦戸地区の浅海漁業の振興に資するためのソフト事業を計画されるということであれば、あらゆる支援策を検討させていただきたいというご回答を申し上げているところであります。まさに本市、第1次産業、大変大切な基幹産業でありますので、なお、関係者と話し合いを重ねさせていただきたいと考えているところであります。

最後に、地上デジタル放送についてご質問いただきました。

通告の内容と重複しない範囲ということで、今後の計画の策定のスケジュール、あるいは多くの市民の方々の不安解消のための情報の提供、さらには電波障害にどのように対応していくかということでありましたので、後ほど、担当部長から詳細ご答弁をさせていただきます。

すが、今現在、既に電波障害の影響を受けている皆様方には、デジタル化までの間、しっかりと今までのようなサービスが提供できますように対応させていただきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 地上デジタル放送について具体的な内容につきまして、私からご説明をさせていただきます。

まず、全体のスケジュールでございますが、地上デジタル放送に対する本市の対応につきましては、昨年7月に国より示されました「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」に基づきまして、平成22年12月末までに対応を完了すべく現在作業を進めさせていただいております。

本市のデジタル化等への対応の計画の策定状況というご質問でございました。

現在、計画策定のための基礎調査を行い、その調査結果等の分析等に入っております。具体的な内容でございますが、昨日もご質問ちょうだいいたしました、大きくは二つあるかととらえております。

一つは、公共施設に設置しておりますテレビをデジタル化するというところでございます。二つ目はただいまのご質問にもございました受信障害地区への対応ということだというふうに現時点で把握をしております。これらの調査結果を取りまとめ、そしてまた市としての方針を策定し、その結果につきましてはできる限り早く所管の協議会等の方に情報提供をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。またあわせて、ホームページ等にも公開をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、高齢者を含む市民の皆様への情報提供等でございます。

ただいま申し上げましたように、この事業は国策として行われるものでございまして、国といたしましても悪徳商法等の対策ということが既に対策の中に盛り込まれております。総務省、内閣府、警察庁、経済産業省によって悪徳商法関係省庁連絡会議が設けられまして、テレビ等のマスコミなども活用しながら注意喚起に努めていくというふうなことになってございます。

また、今後、総務省によりまして関係者向けの説明会なども開催されるという情報も得てございます。本市といたしましても、市民の皆様方がこうした被害に遭うことのないように、

国・県によるPRに加え、市のホームページ、広報紙等を活用しながら、さらなる周知広報に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、市の施設を原因とした電波障害地区への対応でございますが、今回のデジタル化によりまして、受信障害地区は一定程度解消されるのではないかとというふうに予想がされております。しかしながら、デジタル化後も継続して受信障害が生じる地区も残るというふうにも考えられます。これらの方々への対応につきましては、原因施設の所有者という立場でございますので、対応策を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） いろいろ説明、るるありがとうございました。

地デジは、きのうに引き続きまして詳しくお話しいただきまして、よろしく、総務省の国の一大改革というか、放送の改革でもありますし、国の動向を踏まえながら、先ほど申しました高齢者への対応なども、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きのうも、夕方帰ったら、何か、地デジの問題で町内会長さんとか住民に説明会している団体がありましたけれども、そういうようなところとの関係も、今後、答弁要りませんけれども、やはり、そういう市民に説明する部分というところもふえてくると思ひますけれども、そういう方向の対応も、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、雇用対策について、市長から大変詳しくお話しいただきまして、やはり、国も、あるいはまた、その国のいろいろな補正によって230人ほどの雇用をされたというふうにありますし、また、塩竈市が求人倍率0.59というのは他市町村と比べたら、極めてやはり底力というか、それだけのやはり産業構造があるのかなというふうに、私も改めて思ひ知らされましたけれども。私が、やはり今までの国の補正にかかわって、緊急雇用対策は、いろいろ一定のレベルの人というか、あるいはまた、若い人とか、そういう人がいわゆる雇用のチャンスを与えられたのかなというように思ひております。

問題は、私のところにも、今は非常に、もう55を過ぎても仕事がない、生活保護へ、ちょっと窓口に行ってくれないかということで、最近出てまいりました。そして、それらの人は、一応働きたいんだと、仕事あれば生活保護も受けなくて、何とか自立したんだと。ところが、やはりなかなか、ハローワークへ行ってもないし、そして自分もそんなにそういう技術的な、あるいはまた学歴などもない。こういう人たちの分を、やはりどうするのかというのが、や

やはりこれからの雇用の大きな問題かなというように思っております。特に、この半年、いわゆる来年、国の施策もそんなに長期でもないんですけれども、やはりここら辺も冬に向けて大変な事態がまた起こるやもしれませんので、ここら辺の人たちに対する、市の雇用対策というか、何らかのあれが補正的に認めてすべきではないかなということをお願いしたいし、また、そういうところの考えはいかがなものかということをお話しします。

あと、次に、庁舎問題なんです。市長も、やはり財政面も厳しいし、いろいろ努力して、そしてやっているとおっしゃっているわけでありましてけれども、ただやはり、今の現状で、私も何点か行革的な面、あるいはまた市民の立場とか何点かお話ししましたけれども、やはりお金がないというものもありますけれども、ただ、この庁舎はやはり耐震に問題があれば、それなりの対応をしておかないと、ここが市民の生活の基盤の中心なんですね。ここがやはり崩壊すれば、これから耐震でも地震があった場合にどこを拠点としてやるのか。ここがやはり頭脳でもあるんですね。だから、やはりそこら辺は住民6万人を守る拠点でもあるし、その耐震面にしても、僕は一つはやはり、大きな決断をしなければいけないのかなというように思っております。市長のお話の中で、住民の声を聞きながら長期総合の中で考えるというお話もありましたけれども、それはそれとしてありますけれども、やはり、内部的にもっともっと検討すべきかなというふうに思っております。

それで、やはり今、庁舎は、もう一回言うと、こういう分散化すれば、一つにしたらやはりコスト的にも、すごく僕は助かるのではないかということと、先ほどスクラップ・アンド・ビルドという話もありましたけれども、いろいろな分庁舎が、やはり市の中心部に位置しているわけですから、そこら辺を整理しながらやられたら、新しく建てるという、そういうことも、逆に経費は今かかっている分と同じぐらいで済むような方向も考えるべきだと思っております。

あとやはり、今、環境政策、庁舎、塩竈の庁舎を見てもそうだけれども、これ、何十年前の庁舎ですから、あくまであの当時の行政の事務的な、行政事務に対応する目的であったんだと思いますけれども、やはり今、環境へ国も相当お金を投資していますから、やはり何か庁舎に補助金が出ないというお話、以前に聞いたことあるんですけれども、やはり、環境面から国に求めるということも、僕は今の時代はできるのではないかなというように思うんですね。

そういう、従来はだめだったけれども、これからはこういう国の方策とかあわせて、やはり

地方から国に提言していく。そして、新しい税を求めていくというスタイルというのも、僕はある意味では大事なことではないかなと思っております。やはり、単に行政事務のためではなく、今はやはり市民が、ここに来ると何でもできるという利便性とか、もう一つは行きたくなるような庁舎、そして役所はこれから、次の話にも出ますけれども、住民主体のまちづくりをするに当たっては、やはり、その情報源は行政が持っていますから、住民がここにどンドンどンドン、何か戸籍ばかりのために来るのではなく、ここに集うという、そういう側面も、複合的な面も、今、どこの自治体でもつくっているのではないかなと思っております。特に、塩竈の、この議会もそうですけれども、市民のための議会なんですけれども、市民はだれも来てないんですね。これはなぜかという、やはりこういう施設も僕は相当あるのではないかなと思っています。

もう一つは、やはり庁舎を新しくするという事は、職員にとっても違ってきますし、やはり仕事の意欲、統合すれば横断的な政策もできます。いろいろなものがありますので、そこら辺はやはりもう一回、どうあるべきかということをお前は近々の問題かなと思っております。

あと、最後に、そこら辺、いろいろな立場でお話ししましたがけれども、それでも市長の庁舎への考え方は変わらないのかどうか、お伺いします。

あと、次に、自治基本条例ですけれども、先ほどの私の話の中でも、いろいろな自治体でいろいろな条例をつくってきております。協働とか参画とか、あるいは情報公開の問題とかつくっているんですけども、結局、それは、条例はつくってありますというけれども、やはり、一番大事なのは、住民が、今まで行政主導だったんですけども、住民が主体だよという、はっきりとした、いわゆる、これ地方自治の憲法と言われているんですね、自治基本条例というのは。いわゆる、今まで60年も地方自治をやってきたけれども、大きな転換がなかった。それで、何が問題かという、やはり憲法による住民自治の問題が非常に欠如したんだと。住民の視点をもう少し中心に置かない限りは地方自治は成熟しないんだということで、基本条例は住民の役割も大きく置いております。

あるいはまた、行政の役割、議会の役割というふうに、すべてお互いが責任を持っていこうという、それによって今まで行政が全部やってくれる、いわゆるお任せではなく、住民が中心の自治をつくろうという大きな転換なんですね。

それで、その中で、自治基本条例を読むと、何といっても一番ポイントは情報なんですね。それで、私もある人から、これもらったのかな、これ。もらったものがあるんですね。そこ

に、自治のいわゆる改革者といわれる北川正恭、三重県の元知事さんの記事がちょっと載ってるんですね。その中で見ると、我々もうんと勉強になる内容が書かれていますし、行政の人は本当に、これがポイントだということをよくわかるということで、若干ちょっと読ませていただきます。

公務員がつくり上げた文化の中で、知らしむべからずという態度では通用しないでしょうと。今までこれは文化だったらしいんですね、知らしめないというのが。しかし、こういう態度ではこれからは通用しませんよと。そして、情報公開は行政にとってつらいことかという、情報公開は全く反対で、楽になるんですよというんですね。つらいのは住民です。これからは住民がいかに参加するかで、その自治体のレベルは決まります。今では、行政が守秘義務で情報を隠していたから、住民は支配してもよかったと。行政が政策決定の前に情報を出すようになれば、住民も自己責任が問われますということを言っているんですね。そういう意味から、私はこの間も臨時議会のときに、そういう情報を求めたけれども、なかなかその情報が伝わらなかった。だから、そういう意味で、こういう情報を出すということは、住民に考えてもらう、議員に考えてもらって、そしていい決定していただきたいというのが行政の役割に大きく転換したんですね。だから、そこら辺も踏まえて、私はもう一回、改めて市長の情報への考え方というものを、どういうふうに、本当に我々から言えば市の職員がそういうことをするというは、そういう政策なのかというふうに思ってしまうんですね。そういう意味では、情報公開は、やはり地方自治の根本的な問題なので、改めて情報に対する市長の考え方ということをお伺いして、第2回の質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、庁舎の建てかえ問題について、私のというお話でありました。我々も建てたくないということではなくて、むしろ、できるだけ早い時期に、素晴らしい庁舎を建てたいという思いは、恐らく職員すべてが持っていると思いますし、多くの市民の方々もそういう期待をされている。一方では、行政課題というのがいっぱいあるわけでありまして。こういったことに対して、我々は、例えばそういう庁舎建てかえの前に学校の耐震補強をやらなければならないのではないかと。あるいは、市民の方々の足をしっかりと確保しなければならないのではないかと。福祉も、今後大変大きな問題になるわけでありまして。そういったことを総合的に判断した上で、長期総合計画の中の実施計画というものをお示しをさせていただいているわけでありまして。決して、私も、今でも建てたいという気持ちであり

ます。でも、財源をどうするのかということ抜きに、このことを議論するというのは暴論だと私は思います。しっかりと財政の見通しを明らかにした上で、これこれこういうことですから、例えば来年建てますよということを、我々は、そういう責任を負っておるとっております。

残念ながら、本当に多くの市民の方々に大変なご負担、あるいはサービスの、もしかしたら低下といったようなこともお願いしながら、何とか、少なくともこの5年先に、この塩竈のまちがどうなるかという財政の見通しはご報告させていただいたところであります。恐らく、これから先5年間というのは、そういったものをしっかりとお返しをしていくということが、我々にとりましても大きな役割になるわけであります。

そういうものが一定程度見通しが立った段階で、改めて、この庁舎の問題についてはしっかりと議論をさせていただきたい。もちろん、議会に真っ先にご相談をし、市民の方々のご意見を拝聴するということではありますが、その前段として、いよいよ23年度からスタートいたします長期総合計画の中にも、庁舎のあり方についてしっかりと方向性を明示させていただきたいということをお話をさせていただいたところであります。

また、住民自治基本条例についてであります。

情報公開イコール住民自治では、私はないと思っています。もちろん、それも大切な一つの要件ではあります。しかしながら、住民自治という以上は、それぞれの義務、それぞれの責任、そういったものを一つ一つ明確にしながら、例えば情報公開でこういう住民自治を目指していく。あるいは福祉、環境、学校教育、さまざまな分野がすべて住民自治基本条例という中にうたわれていくものだと思います。

そういうことを、先ほど申し上げたわけでありまして、情報公開は情報公開として、当然のことではありますが、本市、既に情報公開条例を制定させていただいているわけでありますので、そういったことについてもしっかりと役割を果たしていくということでもあります。

今後も、さまざまな機会に、こういったことを市民の方々に呼びかけさせていただきたいというふうに考えておりますが、一方では、実は一昨年でありましたが、それぞれのテーマでタウンミーティングというものを開催させていただきました。また、去年からことしにかけて、市立病院の改革プランについて、どのような形で進めさせていただくか。各広報紙、あるいは町内会、さまざまな団体にそういうことをお願いをさせていただいております。残念ながら、まだまだ参加いただく方が非常に少ないというのも一方ではあるということ

ご認識いただきたいと思いますし、我々の努力が、そういった分野でもまだまだ足りないというふうに私も反省をいたしておりますが、ぜひ、市民の方々一人一人ができる限りそういった行事に積極的にご参加いただくようなまちづくりが進むときに、初めて住民自治基本条例といったようなものの意義が発揮されるのではないかなと思っております。もっともっと頑張ってもらいたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 庁舎の問題、市長も考え方は早くつくりたいと。だけれども、非常に財政の計画の中で、なかなかそうはできないと。暴言という言葉がありましたけれども、私はそう思わないので、この庁舎が、やはり住民のすべての生活の基盤だという、私は何も職員のためとか市長とか議員のためにつくるなんていうのではなく、やはり、ここが行政をするすべての心臓部なんですよ。だから、絶えず、そっち5年後になったら、またでは考えますではなく、やはり今から、すぐ僕はできるとは思っておりません。だから、国の環境政策とか、あるいはまた国の考え方だって、今まではだめだだめだと言っていたのが、今、住民の声を聞く時代が変わってきました。首長の視点が国を変えるんです。そういうところがいろいろ出てきています。国土省の問題にしたって、橋本さんから何から。やはり、そういうような住民自治の重さが、やはり今ようやく地方分権の中で認識されていますので、やはり、そこら辺、私はいろいろな角度から、あした、来年つくれとかと言うものではないですけども、やはりそういう時期にも来ていますし、いろいろ、職員の方をいろいろ調査させて、そしてやり方が単発ではないんです。いろいろな角度から、僕はやるべきだなというように思っております。

あと、長期総合計画の中で、自治基本条例の中でも、こういうピラというかチラシが出ました。やはり、住民にこういうふうに参加させるという呼びかけ、どんどん、多くの人が集うように、やはり市民自体も、本当にまちのために、市のために参加していただきたいなということを思っておりますし、何分、さっき市長が、自治基本条例は確かに役割を、住民なり、あるいはまた市民なり、行政、議会に対してきっちり役割を決めました。しかし、その役割の住民が動こうとする、あるいはまた議員が動こうとする背景には、情報というものが常に前向きに出す、生きた条例にするということが、僕は大事だということを申し上げているんです。

そういうことで、改めて、私はきょうつくるとかつくらないかの問題ではないんです。これ

は、本当にこれからの塩竈の将来にとって大事なことだということで、基本的な問題だということで、2点、中心的に出しておりますけれども、一層、いろいろな角度から、僕は研究していただきたいなということを要望して終わりたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変恐縮です。誤解を招いたようであります。私が、今ここで、来年から庁舎を建てかえするというのは暴言ではないかと。例えば、そういう財政的な裏づけのないものを、そういう提案するということは非常に問題であるという意味で申し上げたわけでありまして、佐藤議員の発言についてということではないので、私の言葉が足らなかった部分についてはおわびを申し上げます。

それから、庁舎建てかえ問題についても、決してやらないということではなくて、今の行財政の置かれた環境を考えますと、まずは優先すべき課題に全力を挙げて取り組ませていただきたいというお話であります。

それから、住民自治基本条例につきましても、当然、多くの皆様がこれから先、この国を支えるのは、まさに地方自立が日本を支えるということについては、私も全く異論がないところでありますので、そのときに、それぞれの一つの市町村が、自分たちのまちをどのようにしっかりと取りかかっているかということの取りかかり役も住民の方々がなされるというのが、本来の意味での地方自治ではないかというふうに考えておりますので、なお、気を引き締めまして行政運営に当たってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 9番浅野敏江君。（拍手）

○9番（浅野敏江君）（登壇） 平成21年度6月議会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き、公明党を代表いたしまして一般質問させていただきます浅野敏江です。佐藤市長並びにご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

昨年からの経済危機以来、政府与党は切れ間のない経済対策を打ち出し、本市におきましても不況、雇用の不安の中、定額給付金の支給、どっと商品券の活用、高速道路料金の大幅引き下げなど市民の皆様にも少し明るさが見えてきています。そのような中、時を逃さないよう21年度補正予算で、さらに地方の景気が回復できるよう、しっかりと手を打つことが重要であることを申し上げて、通告に従い質問いたします。

1点目は、女性の健康、女性特有のがん検診強化対策についてであります。

日本は今、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代に入っています。さ

らに、がんによる死亡率も年々増加し、世界一のがん王国と言っても過言ではないといわれています。公明党は、この現状を変えるべく、平成18年、がん対策基本法の制定に先導的役割を果たし、日本ががん医療先進国にする道筋をつけました。基本法に基づくがん対策基本法では、10年以内のがんによる死亡者を20%減らすなどの目標が掲げられ、政府のがん対策予算も大幅にふえました。本市におきましても、平成17年4月から、それまで視触診のみの検査だった乳がん検診にマンモグラフィーを導入。また、新たに前立腺がんの検診を住民検診として加えていただきました。その結果、確実に早期発見早期治療の効果を上げております。特に、乳がん検診については、現在、全国のほとんどの自治体でマンモグラフィー検診が可能になりましたが、残念ながら受診率が約20.3%と、欧米諸国の70%から80%に比べますと、まだまだ低いのが現状です。また、20代から80代の幅広い年齢層に発症する子宮頸がんは、近年、特に20歳代後半から30歳代の若い女性に急増しています。進行がんになるまで自覚症状がないため、発見がおくれ、国内では年間約1万500人以上の方が発症し、約3,000人近い方が亡くなっています。

しかし、このがんは、原因が判明しております。ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染の持続によって組織の一部のがんに進行しますが、感染した細胞ががん細胞になるまで5年から10年以上かかります。がん細胞になる手前で発見し、治療を行えばがんにはなりません。ですから、定期検診が大変大切なのです。万一発見されても、小さな手術でほぼ100%治すことができるがんなのです。検診が最大の予防ですが、若い女性の受診率は20%にも満たないのが現状です。

本市におきましては、妊婦健診の際、検診を行っているとのことですが、未婚の女性の検診を促すことに苦慮しているとも伺っております。私たち、東北6県の公明党女性局は、各地でこの春、女性のがん対策強化を求めて活発に署名運動を行いました。その結果、102万名の署名簿を添えて各県知事に対し、乳がん、子宮頸がんの検診の受診料の軽減、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認と公的助成の促進、がんの医療体制の整備拡充など、要望書として提出いたしました。宮城県におきましても、去る5月22日、約19万5,000名の署名簿を添えて要望書を村井宮城県知事に手渡してまいりました。

また、5月25日、27日にわたり、本市3カ所で女性の健康についてのセミナーを開催し、女性の健康を守る運動を展開してまいりました。去る5月28日、衆議院において平成21年度補正予算が成立したことに伴い、15の基金事業が地方自治体でも取り組みが開始されることに

なり、特に公明党が強力に推進してきました女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢の方を対象に検診手帳と無料クーポン券の配布などが開始されるものと期待されますが、5月29日、全国がん対策担当者会議での通知された内容について、本市ではどのように把握されているのでしょうか。また、この事業に対する市長のご見解をお伺いいたします。

この事業は、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診無料クーポンをともに送付いたします。女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康増進を目的として216億円の予算が組まれました。ちなみに、子宮頸がんにおいては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がん検診におきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の該当者に無料のクーポンつき健康手帳が送付されます。各自治体では、該当者の人数と名簿の作成が必要となります。いわゆるがん検診台帳の整備が必要です。村井知事によりますと、既に宮城県には事業の概要と具体的な予算が示されているようですが、本市への通知の状況を重ねてお尋ねいたします。

次に、次世代育成青年交流事業についてお伺いいたします。

本年、市長の施政方針に新たに加えられた新事業であります。この事業の目的と具体的な内容、スケジュールについてお聞きいたします。

先日、2008年の合計特殊出生率が発表され、3年連続上昇したとうれしい記事が紙面に掲載されました。児童手当、出産育児一時金の拡充、幼児教育の無料化に向けての動き、子ども基金の創設等々、子育て支援は子育て真っ最中の世代から高い評価を受けております。しかし、出産年齢を見ますと、20歳から34歳の女性では減り、35歳以上の女性で子供を産む人がふえています。平均初婚年齢は男性で30.2歳、女性で28.5歳と、それぞれ0.2歳、0.1歳遅くなり、晩婚化、高齢出産がますます増加しています。

一方、死亡数はふえ続け、人口の減少ペースは前年の3倍のスピードです。本市においても、高齢化は急速に進み、30歳以上の未婚率は、男女とも松島町とともに高い数字が出ております。少子化の要因として、未婚率が高いことが挙げられています。本市の結婚活動への支援を伺います。

次に、子供を育てやすい環境の整備として、子育て応援情報マップの配布をお考えいただけないでしょうか。平成19年に民生常任委員会で訪問視察させていただきました静岡県長泉町では、子育て支援策として子育てマップを発行しております。表側には長泉町全体の地図に

公園、児童館を初め各種施設、小児科、耳鼻科、産院などの医療機関等を明記、裏側には施設の住所、電話番号、保育所、幼稚園の内容、公園などの情報としてトイレ、ベンチ、遊具、水道、日陰の有無さえも記載し、予防接種の情報も掲載され、まさに小さなお子さんを持っている家庭には必要な情報が一枚のマップに網羅されております。本市は、これまでも子育て支援センター、集いの広場の各施設、マタニティマークのストラップ配布、ファミリーサポート事業の実施など子育ての環境の整備を整えていただきました。それらの情報をまとめ上げ、よりよい情報を発信することにより、安心してゆとりを持った子育てができる環境が整備されると思われませんが、市長のご見解をお伺いいたします。

福祉に関する質問の最後に、成年後見制度についてお伺いいたします。

この制度につきましては、平成15年に一度質問をさせていただきました。本市におきましては、成年後見制度は要綱としてあり、その相談窓口は社会福祉協議会であるとのことでした。近年、認知症の高齢者の方の財産管理や精神障害の方の地域社会での生活における資産管理、契約の判断などに支障がある場合、成年後見制度の利用がよいとの声が聞こえてきます。しかし、実際、成年後見制度についてわかりやすく周知されているのでしょうか。介護の包括支援センターの窓口には、パンフレットも置かれてはいますが、果たしてそれを受け取って何人の方が中身を理解できるのでしょうか。

この制度は、ご自身で契約の判断や財産の管理が困難な人が、家族または弁護士、司法書士、社会福祉士等の人を後見人と定め、家庭裁判所の認定を受け、本人にかかわって管理、契約できる制度のことです。その申請手続の仕方、後見人の選定、申請費用などの具体的な相談は、ぜひ、包括支援の一環として取り扱っていただき、後見人制度についてのわかりやすいセミナー等周知を図り、利用されやすい制度にさせていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、防災対策として、市内に点在する急傾斜地等の土砂の災害対策についてお伺いいたします。

近年、温暖化に伴う異常気象が原因と思われるゲリラ豪雨、洪水など夏から秋にかけて世界各地で大きな災害を呼び起こしています。また、一昨日で満1年となりました岩手・宮城内陸地震も記憶に新しい災害です。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

振り返って、本市を見た場合、宮城県沖地震の際の津波の不安とともに、市内浦戸諸島など

に見られる急傾斜地の土砂災害、落石が大変心配されます。平成15年の宮城北部地震のときも、市内の何カ所かががけ崩れを起こし、また、直径30センチから50センチの岩が裏庭に落ちてきたなどという報告もされました。本市のこのような急傾斜地の防災対策はどのようになっているのでしょうか。具体的に市内急傾斜地、崩落危険区域の箇所数を教えてください。また、急傾斜地、崩落の防止事業制度の内容と、関連して土砂災害防止法の内容をお聞かせください。

以上をもちまして、私の第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野敏江議員から、福祉に関しまして4点、防災・災害対策について1件、ご質問いただきました。

初めに、女性の健康、がん検診強化等についてのご質問であります。

定期検診の重要性は改めて申し上げるまでもないところでありますが、特に女性の健康、女性特有のがん検診強化対策についてお答えをさせていただきます。

女性特有のがん検診に限らず、全般的にがん検診の受診率が残念ながら減少傾向にありますことから、今年度はがん検診受診率向上を重点項目に位置づけ、検診が始まります前の5月30日に、がん予防講演会を軸とした健康フェスタ in 塩竈を開催をさせていただきました。当日は雨という悪天候にもかかわらず、226名という大変大勢の市民の方々にご参加をいただき、心より感謝を申し上げたところでありますが、やはり自覚症状が出る前の検診の果たす役割について、わかりやすくお話をいただいたところであります。また、出前健康講座や健康推進委員と連携して、検診のPR活動等についても積極的に、今、取り組んでいるところであります。

このような中、女性特有のがん対策事業が今回の国の補正予算に盛り込まれました。この事業は、受診率向上のため一定年齢の女性を対象に、がんについての正しい知識と受診行動を促すことを盛り込んだ検診手帳とあわせて子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券を配布するものであります。

今年度のがん検診は、既に年間計画に沿って実施をされており、特に乳がん検診に欠かせないマンモグラフィーの撮影医療機関が限定されていること等もありますが、問題は、この事業が今年度限りであることを踏まえ、混乱が生じないように関係機関と密接な調整を行うとともに、無料クーポン券発行に必要となる電算システムの改修について、今、検討を始めたところであ

ります。

私のというお話でありましたが、やはり、この塩竈の地域の方々の健康づくりを考えますときに、1回限りということではなくて継続して取り組むべき課題ではないかというふうな理解をいたしているところでもあります。また、本市への通知の状況につきましては、後ほど担当部長よりご答弁を申し上げさせていただきます。

次に、少子化対策の一環として次世代育成青年交流事業についてお答えいたします。

この次世代育成青年交流事業の具体的な取り組みについてであります。最近、よく婚活という言葉が耳にするようになりました。結婚活動ということであり、就職するために行う活動、就活と同様に男性、女性とも積極的に動かないと、なかなか結婚できにくい時代になったという印象であります。

平成17年の国勢調査結果で見た本市の特徴的なことではありますが、結婚適齢期であります30歳代の未婚率が男性で45.2%、女性で27.4%と県平均と比較いたしまして男性で7.2ポイント、女性で2.3ポイント高くなっております。こうしたことも、本市の人口が減少している要因の一つであると判断をいたしております。このため、青年が交流できる場を設けて独身の方々に結婚というものを改めて考えていただき、塩竈のまちに結婚後も定住し、子育てをしていただくということが定住人口の増加に向けた有効な取り組みになるのではないかとということで、このような次世代育成青年交流事業を立ち上げたところでもあります。

この事業の内容といたしましては、結婚を希望される方々をご支援させていただくために、一つは結婚に関する市民意識調査であります。二つ目といたしましては、結婚相談会の開催。また、三つ目ではありますが、男女の出会いのためのさまざまなイベントを行ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、福祉の中で子育て応援情報マップの配布についてご質問いただきました。

本市における子育て支援策につきましては、のびのび塩竈っ子プラン（塩竈市次世代育成支援行動計画）に基づき、さまざまな事業を展開をさせていただいております。また、子育て支援センターにつきましては、このプランの前期計画で目標といたしておりました2カ所を上回り、現在は壺番館、藤倉保育所、あゆみ保育園の3カ所に設置し、子育ての悩みを相談いただくなど、子育て支援事業に一定の貢献をさせていただいているところでもあります。

ご質問の、幅広い子育て支援策の一つとして、情報マップを作成して配布してはというご提案でありました。静岡県長泉町などで実施したものを、私も拝見をさせていただきました。そ

の内容は、保育所や幼稚園、保健センター等の施設の位置や年間行事予定等を記載したカラーマップの大変すばらしいものでありました。本市でも、実は、このような他市のマップ等を参考にして保育所や幼稚園等の位置を記載した白黒の簡易版ではありますが、塩竈子育て情報マップを作成し、主な公共機関等の窓口に配置をさせていただいているところであります。今後は、やはり子供が遊べる公園等も含めた諸施設の位置、年間行事や子育て支援の制度等を記載し、内容をさらに充実した塩竈子育て情報マップづくりに取り組む必要を痛感いたしているところでございます。より多くの子育て世代の方々に参考となるようなものにしてまいりたいと考えているところであります。

次に、地域包括センターが成年後見制度の窓口というようなお質問でありました。

成年後見制度の周知と利活用推進についてであります。この制度は、例えば認知症や精神障害、あるいは知的障害などによって適切に判断をすることが難しくなられた方々の日ごろの財産管理や日常生活を保護、支援する内容であります。これまで本市では、高齢者の権利を守るための取り組みといたしまして、毎年講演会を開催し、成年後見制度についてお知らせをさせていただいておりますが、さらに今年5月には、介護保険高齢者支援ガイドブックを全戸に配布し、この制度を含めたサービスのあらましをお知らせをさせていただいたところであります。

また、成年後見制度を初め、高齢者の権利擁護についての相談につきましては、市内3カ所の地域包括支援センターが窓口となりまして、これまでの実績としては、いまだ1件ではあります。現在、4件の審判申し立ての支援を行わせていただいているところであります。高齢化の進行に伴い、認知症などによって判断能力をご心配される高齢者がさらに増加することも見込まれますことから、老いてもなお安心して、この地域社会で生活をしていただきますよう、制度の周知を図るとともに、相談窓口の強化になお一層努めてまいりたいというふうに考えているところであります。なお、具体的な相談等につきましては、後ほど担当部長よりご説明をいたします。

次に、防災・災害対策についてご質問いただきました。

初めに、急傾斜地の危険箇所はというご質問でありました。

宮城県の急傾斜地崩壊危険箇所調査書によりますと、浦戸の18カ所を含め市内には85カ所の急傾斜地崩壊危険箇所がございます。この調査は、がけの傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の急傾斜地で被害想定人家が5戸以上ある場合を対象といたしておりますが、5戸未満

であっても、例えば官公庁や学校、病院、駅等がある場合には対象といたしております。これらの危険箇所につきましては、毎年6月の土砂災害防止月間に、県、市、地域の方々と合同で順次パトロールを行い、点検を重ねているところがございます。なお、本市におきましては85カ所の危険箇所のうち、これまでに尾島町集会所付近や小松崎の福定寺付近など5カ所で急傾斜地崩壊防止工事が行われたところであります。

次に、急傾斜地崩壊防止事業についてであります。

斜面の維持管理は、土地の所有者が基本的に行うこととなっております。また、斜面崩壊により被害を受ける恐れのある方は、被害の除去・軽減に必要な措置を講じなければなりません。これらの対策工事には多額の費用と高度の技術力を必要とするため、土地の所有者などに対応を求めることが困難な場合がございます。このような場合に、県が実施できる事業として急傾斜地崩壊対策事業があり、国庫補助で行うケースと県単独事業で行うケースの二通りがあります。国庫補助事業としての採択基準は、事業費が7,000万円以上、急傾斜地の高さが10メートル以上、移転適地がないこと、被害を及ぼす恐れのある人家が10戸以上であることとなっております。その実施に伴う受益者負担といたしましては、国・県道、幹線市町村道路、鉄道施設等がある公共施設に関連する事業の場合、あるいは児童福祉施設、老人福祉施設、幼稚園、病院等の災害弱者関連施設等のある場合におきましては受益者が10%を負担することとなっております。

また、県単独事業の採択基準につきましては、がけの勾配が30度以上で、急傾斜地の高さが5メートル以上10メートル未満ということになります。被害を受ける恐れのある人家が5戸以上となっており、この場合の受益者負担は10%となっているところであります。

最後に、急傾斜地に関連する土砂災害防止法の内容についてご質問いただきました。この法律は、平成13年4月に施行され、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などを推進しようとするものであります。法に基づく区域指定がなされた場合には、土砂災害から生命を守るための災害情報の伝達や警戒避難体制をより一層確保することや、区域内で開発行為を行う際や建物を建築する際には、より一層の安全性が求められることとなります。

宮城県では、県内市町村において、順次、法に基づく基礎的調査並びに区域指定を行っているところであります。本市におきましては、これまでに30カ所の調査を行っており、その調査結果につきましては、関係する地元地権者の方々に対し、今月下旬から7月上旬にかけて

説明会が開催される予定でございます。

区域指定までには、本市から県に対しまして意見書を提出することとなっておりますので、市民の方々のご意見を集約の上、県に提出をさせていただくものというふうに理解をいたしているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から女性特有のがん検診のご質問の中で、補足をする部分がありましたので、ご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、5月29日、あるいは宮城県からの情報、あるいはそういったものを把握しているか、あるいはその通知文、こういったものの把握をしているかというご質問でございました。

基本的に、5月29日の課長会議以降、国の方から関係文書が送付されてきておりまして、具体的に検診の実施の概要でありますとか、あるいは具体的な要項、それから実施計画、その提出が求められておりますので、こういったものの情報、それから、今、議員がお話いただきました検診手帳、あるいはそのクーポン券の取り扱い、こういったものについて国・県の方から通知がなされておりまして、現在、これを把握をして具体的な作業を進めようという状況でございます。

具体的な作業の中で、特に申し上げておきたい部分につきましては実施計画、この実施計画は、費用の算定になるというものでございますけれども、この様式の中では具体的に対象者、対象者につきましては、先ほど言いましたように年齢別のそれぞれの対象者についての実施計画が求められているということが一つ、それから具体的な検診の費用の算出につきまして、例えば基本検診の単価が幾らで、検診率が幾らで、具体的に検診費の費用というのがどのくらいかかるのかと、こういったもの、それから具体的な事務費、こういったものについて現在実施計画を求められておりますので、それに基づいて国・県の方に提出するという状況になりますので、その後に具体的な数字が上がってくるのかなという感じがしておりますが、なお、遺漏のないように作業を進めていきたい、そういうように思っております。

それから、成年後見制度の部分でございました。市長が申し上げましたように、基本的には成年後見制度の実績というのは、まだ1件という状況でございます。ご質問がありました包括センターにおける成年後見人の取り扱いということについてでございましたので、1件ということで市長の方からご報告申し上げておりますが、センター以外でもう1件、実は出ており

まして、これを含めると2件という状況になりますが、包括センターは市長が申しあげましたように1件ということでございます。

そのうち、申立人になっておりますのが、基本的には配偶者でありますとか、その4等親以内の親族ということになりますけれども、実績としては、そういった対象がおらない場合は市長が申立人になることができるということでございますので、1件は市長が申立人になっておりました、成年後見の対象者が弁護士になっている例が1件、それからもう1件は親族の方が申し立てを行いまして、具体的な後見の方は専門の社会福祉士だったと思いますが、その方が後見になっているという状況でございます。周知の部分につきましては、ご指摘のとおり、センターの窓口には置いておりますけれども、なお、いろいろな機会を通じて、今後周知に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ご答弁大変ありがとうございます。

まず、一つは女性の健康、女性特有のがん検診の強化策、今、市長、また部長からもお話伺いまして、しっかりと塩竈市の方にもその通達が来ているということを確認させていただきました。

その上で、今回、市長がおっしゃったように、今回の補正予算の中で一回限りかという部分があります。私たちも、それは随時続けていただきたいと思いますが、今回、この事業の大きなねらいは、今、このように全世界において70%から80%の女性は検診しているけれども、日本の女性はなぜこんなに検診率が低いのかという時点をしっかりと私たちはとらえていかなければならないと思っております。いわば、この日本における受診率が高まらないのは、受診する人の立場に立って事業が行われていないのではないかということに、私たち着目しております。そういった意味で、まず費用のこともございます。それから、さまざまな時間的な制約とか、それからがんについての正しい知識がまだまだ不足しているという部分もあると思います。そういった意味で、今回、多分要項の中にも細々とは書かれてきていると思いますが、この女性の該当者の人数がおおよそどのぐらいになるのかということまでちょっとお知らせしていただきたいし、今、スケジュールの分にはこれからだというようなお話もありました。その中で検討していただきたいのは、受診の利便性を図るために、例えば関係機関との話し合いにもよりますが、夜間、休日、それから早朝の検診は可能なかどうか。それから現在は塩竈市にお住まいはあるけれども、仕事で仙台に行っているとか、ほかの他市町村、また県外に

行っている方がそこでも受けられるのか。そういった場合のクーポンとのやりとりはどういったことなのかということなどもしっかりと検討していただきたいし、また、検診手帳はおおよそのモデルは国から来ていると思いますが、市で独自にプラスできる部分もあるということで、ぜひ、この辺は型どおりの検診手帳ではなくて、塩竈市の女性の健康についての今の現状を把握していただいた上での中身を考えていただきたいと思っています。また、もう一個気になりますのは、今、妊婦健診、14回助成されましたが、その中で子宮頸がんの検診も行っていると聞いております。その場合の該当者の年齢の方たちとの無料クーポンの該当者の取り扱い、どのようなふうになっていくのかというような、さまざま細かい点が考えられていきますので、まだ5月29日からきょうまでまだ半月でございますので、これからだと思いますが、中には早くも人数確認して印刷に回ったという、取り扱っている市もございます。決してこれは今年度だけだからという部分ではなくて、今年度こういった事業をとらえて、いかに私たちががんに対する認識を高めていくかという事業をとらえていただきまして、早急に具体的なスケジュールを決めていただければと思っております。

それから、次世代育成青年交流事業、市長が、婚活に力を入れているということをお聞きしまして、本当にうれしく思っております。実は、このことを市長の立候補するときの言葉にしている市長さんもいるそうなんです。マニフェストではないんですけども、自分の公約の中に婚活を入れて頑張っているという市長さんもいらっしゃるからお話を聞きましたけれども、今回、相談、それから意識調査、それからイベントと、この三つがなっているようなんですけれども、このイベントの持ち方が大変大切だと思っております。といいますのは、先日、ブライダルコンサルタントという方とお会いしてお話を伺ったんですが、どこのイベント、会場でも、ほとんどがパーティー形式をやっていると。そのために、かえって打ち解けずに義理で出席する場合もあるという声も聞いております。石川県の輪島で行われましたイベントでは、とにかく一緒に物事に取り組む、そうやってお互いに理解を深めてもらう体験型の要素を取り組んだり、また、事前に男性の方にはスタッフとして企画から参加してもらい、自然の姿を女性に知ってもらうところが大切だとも言っておりました。各市町村、またこれ市町村における出会い事業をやっているところの実施状況でも、一組でも結婚に結びついたケースというのは講座型が23.2%、体験型が40.7%、レジャー型が38.6%という結果が出ているそうです。また、ネーミング、出会い系の交流事業というのは役所側の名前だと思いますが、具体的なネーミングというのは大変大事だと思っております。ぜひ、夢のある、参加したくなるようなネーミングで広

報、または情報発信していただきたいと思っております。

もう1点、これはご当人同士というだけではなかなか難しい、今、むしろお母様とかご両親が悩んでいる方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方たちのお話も聞いていただくことも大事なんです、昔は地域の若者を結びつける仲人さんという方がたくさんいらっしゃったんですが、最近の大人の方たちはなかなか仲人にはなっていない方が多いので、ぜひ、仲人の養成講座なども第2段としてお考えいただければいいのではないかなと思っております。

それから、子育て情報マップにつきましては、市の方でも考えていらっしゃるということで、大変心強く思っております。ぜひ、集いの広場とか子育て支援センターに集まっているお母さんたち、それから各育児グループのお母様たちから、今、まさに子育て真っ最中の方、それから妊娠中の方とか、そういった方たちのご意見を拾い上げて聞いていただいて、本当に価値的なものをつくっていただきたいと思っております。

また、成年後見制度につきましては、今、市長がおっしゃったように、身寄りのない方もこの制度を申請するという、市長が申請人になるということで予算も組んでおられるということは存じております。ぜひ、周知するという、フォーラムとかセミナーも大変大切なんです、ぜひ、ちょっと範囲は違うかもしれませんが、健康推進委員の方とか、民生委員の方にも学習していただき、この制度そのもの自体をより市民の方に接する方たちにも知っていただくことが大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、防災急傾斜地の部分については、85カ所急傾斜地崩壊危険箇所があると。それ以外、それにも満たない箇所というのは恐らく無数にあると思います。私の知人も、やはりそういった部分で、今現在、個人で擁壁を直しておりますが、金額を聞きましたけれども、なかなか教えていただけないということは、教えられないくらい高い金額で、今、直しているのかなとも思っております。今、耐震診断とか、それから耐震建築に対してさまざまな助成が、今、やっと始まり出しまして、市長がおっしゃるとおり、こういった急傾斜地に対する防止事業の費用というのは莫大な費用がかかってまいります。しかし、まだ国の方でもその部分に対する助成金という形もどこもございません。でも、間違いなくそれは個人で直していかなければならないという義務があるのであれば、確かに災害のときのお金を貸していただけるという制度はありますけれども、個人の財産となれば建物と同様に土地・山・がけ、そういったものも財産の一部でありますので、市独自というのはなかなか難しい中身かとも思いますので、ぜひ、

県の方にも働きかけ、また二市三町の方々ともお話しいただきながら、こういった部分についてお考えを進めていただければ幸いです。

これで2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 何点かご質問ございましたので、お答えをいたします。

まず、検診の関係でご質問ございました。

今回の子宮頸がんあるいは乳がんの対象と思われる方は何人ぐらいいるのかというご質問でございますが、現段階では子宮頸がんの対象者が約1,700名ぐらいというふうに考えております。乳がんにつきましては対象者が約2,100名という程度ということでとらえているところでございます。

2番目の具体的な検診向上のための自治体の配慮をすべき事項ということで、ご質問ございました。

おっしゃるとおりだというふうに思っております。今回の実施要項の中で、具体的な留意事項が示されております。議員が、今、お話をされました検診受診の利便性の向上、こういった部分では、特に休日でありますとか早朝、夜間を含めた検診の検討を考えてはどうか。あるいは特定健診等との同時実施、こういったものを考えてはどうか。そういった意味で対象者の利便性に十分配慮することという事項がありますので、この辺も踏まえて十分利便性の向上に努めたいというふうに思っております。

それから2番目、検診に関する情報提供と、こういったものも非常に重要な要素ということになっております。直接検診に、あるいは受診に結びつく取り組み、あるいは情報提供の媒体、こういったものについても十分配慮しなさいという状況になっております。

それから、他の市町村での受診ができるように近隣市町村、あるいは県域を超えた市町村と連携を密にするというような配慮を行うようにということ等が要項の中に示されておりますので、こういったことを十分踏まえながら、受診者の利便性、受けやすい状況を私どももつくっていきたいというふうに考えております。

3番目ですが、検診手帳につきましては、先般、国の方からサンプルといったもの、実は示されているところであります。具体的に出されておりますのが、こういったサンプルが、実は示されておりますので、統一サンプルということでもありますので、議員がおっしゃったように、特にこれに加えられる部分、そういったものがあれば、この辺も含めてちょっと検討してみた

いというふうと考えております。

それから、クーポン券の取り扱いとか早急な対応、これについては、そのように事務的に、ちょっといろんな課題が実はありますけれども、期間が6カ月という状況の中で、なるべく早急な対応をして、受診者の利便性に寄与するようにしたいというふうと考えております。

それから、マップの関係でご質問ありました。

私どもの方も、いろいろな先進地の事例を把握しております。長泉町も含めまして。そういった意味では、このマップに限らず、例えばお母さん方、妊娠され、あるいは出産、それからいろいろな健康面での支援でありますとか、あるいは経済面での支援、教育施設、あるいは保育施設、そういった母子家庭等の施設、あるいは具体的なガイドマップ、こういったものを冊子にしてまとめている先進地の事例もありますので、こういったものを参考にしながら、なお、使いやすい、お母さん方のためになる、子供たちのためになる、そういったマップをつくってきたいというふうと考えております。

成年後見人の委員の方々の周知につきましては、健康推進委員ということでございますけれども、そういった方々も含めまして対象者の選定を含めまして周知をしていきたいというふうと考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 大浦市民生活部長。

○市民生活部長（大浦 満君） 私の方からは、婚活、出会いイベントの内容等について、イベントの持ち方が大切だというお話でしたので、今回のイベントの内容等についてお知らせ申し上げたいと思います。

開催予定につきましては、ことしの8月9日ということで予定しております。対象者については25歳から45歳の独身の男女各20名ということで考えております。場所等については、浦戸地区ということで、その内容につきましては、まず、チャーター船で浦戸を行っていただくと。それから小型船を使って島めぐりをしていただく。それから地元食材を生かした昼食バーベキューなどを企画しております。それから、ネーミングが大切だということでしたので、ネーミングとしましては、「特別名勝松島に浮かぶ浦戸諸島、この風光明媚な地で新しい男女の出会いが待っています」と。「婚活・出会いは浦戸で」ということで考えております。そういう形で実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私から、急傾斜地、がけ地対策での支援策ということについてお答

え申し上げます。

本市におきまして、急傾斜地対策事業が行われる場合がございますが、先ほど市長答弁でありましたように、受益者の方が10%を負担するということになっておりますが、これまでの実例で申し上げますと、その受益者負担の10%のうち2分の1の5%相当を市で負担しまして、残りの5%を住民の方が負担するというふうな、さらに住民の方の負担を引き下げるような仕組みにもしておりますので、今後、行われる場合につきましても、そのような方策がとれるかどうか、軽減策が図られるように検討してまいりたいと思います。

また、災害の融資制度もございますので、そのようなご活用もいただきたいと思っております。

また、議員ご指摘の点につきまして、念頭に置きながら、県の担当部局ともお話しする際には、それを念頭に置きながら当たってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番小野絹子君。（拍手）

○3番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして中川議員に続いて一般質問を行います。

最初に、東塩釜駅、西塩釜駅へのエレベーター設置についてお伺いします。

念願の駅へのエレベーター設置は、2001年3月に本塩釜駅に、2008年3月に塩釜駅に実現し、市民を初め乗降客に大変喜ばれております。市は、二つの駅に続いて、このたび東塩釜駅へのエレベーター設置について明らかにしました。市は、国の補正予算を活用し、東日本旅客鉄道株式会社が行う仙石線東塩釜駅エレベーターの整備に対して、県の補助金1,500万円を入れて3,000万円を補助する議案を、この6月議会に提案しております。私は、最初に当局の提案に心から感謝申し上げます。また、2006年12月議会でエレベーター設置の会が提出しました塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅へのエレベーターの設置を求める請願が全会一致で採択されましたの

も、大きな力になったと感謝申し上げます。

当市議団が2006年5月16日にJR東日本(株)仙台支社に出向いて、各駅へのエレベーター設置の要望を行いましたところ、JR仙台支社は東塩釜駅へのエレベーター設置はバリアフリー法の最終年度の平成22年度までに設置したいと述べていました。このことは、一般質問の中で何度か述べさせていただきました。東塩釜駅へのエレベーター設置については3基のエレベーターが必要で、総事業費は、概算で2億8,100万円と説明されております。JR側のエレベーター設置の基本的な考え方は、国・自治体の補助金は3分の1ずつとのことでしたが、今回は国と自治体で6,000万円の補助金で、残りはJRの負担のようですので、東塩釜駅へのエレベーター設置についてはJRの並々ならぬ決意がうかがわれます。

質問は、今回の補助金の予算化に伴って東塩釜駅のエレベーター設置のスケジュールと設置の時期についてお伺いします。

さらに、当市議団が2008年9月4日に国土交通省に西塩釜駅へのエレベーター設置の要望をしましたところ、国土交通省ではバリアフリー法が平成22年度までとなっているが、これからも5年ごとに見直しをする。西塩釜駅は地元関係者との協議が必要と述べておりましたので、西塩釜駅へのエレベーター設置について市の今後の考え方と対応についてお伺いします。

第2に、利府中インター線、越の浦線の整備について3点お伺いします。

県道利府中インター線、越の浦春日線の国道45号までの未整備部分の約2キロ区間は、県事業で整備することになっていますが、県は第1期と第2期に分けて整備をすることは既に明らかになりました。第1工区の460メートルは21年度から25年度までの整備と聞いております。国の補助についても決まったと思いますので、この区間の事業計画について、まずお伺いします。

次に、21年度のスケジュールと地域住民、地権者への説明はいつごろ行うのかお伺いします。

さらに、議会で、この路線に接続する東塩竈吉津線の調査費として200万円組まれましたが、さきの議会です、調査状況についてお伺いしておきます。

第3に、国保税の税率改定、値上げの凍結について2点お伺いします。

市は、2008年12月議会において、21年度から23年度までの3カ年間の国保税を平均13.76%、1世帯平均2万6,384円の値上げを議会に提案し、議会では12対8の賛成多数で議決されたので、値上げされた国保税の割賦が7月に発送されます。多くの市民は、国保の納税割賦が届いて初めて負担の大きい値上げに驚くことと思います。市は、値上げ案を示したとき、20年

度の国保会計の収支見通しを8月の時点で試算して6,400万円の赤字になり、国保の基金1億400万円を入れると4,000万円の黒字になるが、21年度以降については基金の4,000万円を入れても大幅な財源不足が見込まれるので、税率の改定を行うとして値上げ案を示したのであります。

ところが、値上げが決定した後の21年1月の時点での収支見通しについて、市は単年度で1億9,500万円の赤字と試算し、国保の基金1億400万円を入れても9,100万円の赤字になると試算したのです。ところが、たった3カ月後の21年4月の時点の試算では、単年度収支は2,500万円の黒字となり、さらに国保の基金1億400万円を活用するなら1億2,900万円の黒字の収支になると試算しています。

そこで、質問の第1点は、5月末までの20年度の収支決算の見通しについてお伺いします。あわせて、国保税の収納状況や収納率について、短期保険証や資格証の発行について、また、収納率悪化に対する国のペナルティーについてもお答え願います。

次に、市は国保会計に県から1億2,100万円の無利子貸付を受けるとも報告しています。20年度で2,500万円の黒字の見通しの上、国保に1億400万円の基金があり、さらに県から1億2,100万円を借りますと、20年度の決算時には国保会計に2億5,000万円の財源があることとなります。少なくとも、21年度の値上げの根拠はなくなったのではないのでしょうか。21年度分の値上げは凍結すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

第4に、国の補正予算で自治体に対する関連予算の実行についてお伺いします。

市は、国の補正予算を受けて地域活性化、経済危機対策交付金の2億1,810万7,000円の交付金のうち、6月議会で1億円を計上し、教育福祉の充実で、小中学校で洋式トイレのない学校に洋式トイレを階ごと1カ所ずつ改造するなどの小中学校の施設整備と、エアコンやストーブの更新など各保育所の環境整備に、また安心の実現で玉川利府線の幹線道路の整備や東塩釜駅エレベーターなど補助事業に、まちづくりや地域住宅の交付金事業などに、地域活性化対策では水揚げ漁船緊急支援事業などを計画し、残りの1億1,810万7,000円は国・県の補助事業の動向を踏まえて今後の充当事業を精査すると報告しています。

さらに、地域活性化・公共投資臨時交付金事業は塩竈市の交付金額は未定ですが、まちづくり交付金事業で北浜の水路に面した市道の整備や、フェンスの改修など道路の整備、さらに地域住宅交付金事業で市営住宅の外壁改修工事、都市水環境整備下水道事業で宅内貯留施設整備、都市区画整理事業で建物の移転など2億400万円の事業を計画し、今後は緊急性の高い事業を実

施すると述べております。

さらに、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業では、3,670万円の交付金で小中学校特別支援教育支援配置事業など、14の事業で40人以上の雇用が計画され、当初計画と合わせると、21年度で、先ほどの市長の答弁に出ていましたように、90人を超す雇用になると述べております。

そこで質問であります、国の補正予算によって市に交付される三つの交付金の活用で、市の経済対策や波及効果、実効性について当局はどのように考えて事業計画を立てたのかお伺いします。

あわせて、雇用や生活支援について、どのような留意をしたのか。小中学校や保育所の改修、修繕、耐震化対策などについてどのように留意して対応しているのかお伺いします。

さらに、今後の補正分の考え方や取り組みについてお伺いします。

当局の誠意あるご答弁をお願いしまして、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、4項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、東塩釜駅、西塩釜駅に対するエレベーター設置のご質問をいただきました。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、ご高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリア新法により、平成22年度までに原則として1日当たりの利用者数が5,000人以上で、かつ高低差が5メートル以上の鉄道駅をエレベーターの設置等によりバリアフリー化する計画内容となっております。エレベーター設置事業は、JRが実施主体となり、国と地方公共団体からの3分の1ずつの補助金を活用し実施されるものであります。

こうした制度を活用して、本市におきましては議員の方からもご紹介をいただきましたとおり、既に本塩釜駅と塩釜駅に平成12年度と平成19年度に設置をされております。残る2駅のうち東塩釜駅につきましては、1日当たりの利用者数が平成19年度で4,976名と基準の5,000名を若干下回ってはおりますが、周辺の高齢化率等を考慮に入れ、JR東日本から平成22年度の整備スケジュールが示されたところであり、その際、3基のエレベーターを設置するという事で、2億8,000万円余の事業費がかかるというようなお話をちょうだいいたしました。結果といたしましては、国、自治体、JRがそれぞれ9,000万強の負担をとというような大変厳しい内容でありました。本市の厳しい財政状況から、全体額の3分の1を負担することについて

は大変困難であるというようなお話をさせていただきながら、負担が軽減されるような措置が講じられれば、ぜひ、本市としても、このようなエレベーターを設置をいただきたいということで申し上げてまいったところでもあります。このたびの国の1次補正を活用することによりまして、宮城県におきましても、旧来の1,500万円を限度に塩竈市と同額の負担ができるというような話も受け、JR、県、市の3者間で話し合いを行いました結果、平成22年度事業を前倒しをして今年度事業として取り組むことで協議が整い、今回の補正予算計上に至ったものであります。この過程でJR東日本さんに大変ご配慮をいただいたということにつきましては、心より感謝を申し上げます。

現在、詳細設計に入っておりますが、東塩釜駅構造上、3基が必要であること、また、地形の関係で通常より長い工期を要すること、線路をまたいで工事をしなければならないというようなことであります。供用開始の時期は、今のところJR東日本さんから22年度の後半になるのではないかとこのふうにお伺いをいたしているところでもあります。

また、西塩釜駅へのエレベーター設置についてであります。乗降客数の点で、現時点で整備の基準を満たしていないというよう話をされておりますが、仙石線を横断する自由通路としても多くの市民が利活用している状況でもございますので、今後、国のさまざまな制度の活用ということを検討し、その可能性を模索してまいりたいというふうを考えているところでもあります。

次に、利府中インター線の整備状況についてご質問いただきました。

1点目の県道利府中インター線の整備についてであります。宮城県は昨年5月に公表いたしました土木行政推進計画におきまして、庚塚地区から市道藤倉庚塚線との交差点までの460メートルの区間を今年度に事業着手し、残る国道45号までの1,380メートルの区間は後期事業として着手するというを明らかにいたしました。庚塚地区から石田地区までの延長460メートルの区間は、幅員12メートルの暫定2車線で整備し、今年度から事業に着手し、平成25年度の供用を目指してまいるという予定であります。

全体事業費についてご質問いただきましたが、県におきましては、まだ土地家屋等の移転の詳細の調査等を行っておりませんので、現段階におきましては、詳細の数字については後ほどという説明であります。

また、整備のスケジュールと住民への説明についてご質問いただきました。

今年度は、県が当初予算に2,000万円調査事業費を計上し、詳細設計と用地測量に着手する

こととなっております。近々中に地元説明会の開催が予定されており、その後に路線測量や詳細設計に入り、実施計画をまとめ、その段階で全体事業費も明確になるものと理解をいたしております。

本市の東塩竈吉津線の調査についてであります。今年度の当初予算に利府中インター線関連の予備調査費として200万円を計上させていただいておりますが、今後、県の詳細設計が固まった後に接続する市道への影響等を整理しながら東塩竈吉津線の今後の整備のあり方等を検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、国保税の税率改定の凍結についてご質問いただきました。

初めに、平成20年度の国保会計の決算の見通しについてであります。

昨年4月からの後期高齢者医療制度の開始や前期高齢者財政調整制度の創設によりまして、国保会計を取り巻く情勢が大きく変化をいたしました。こうした中で、平成20年度の医療給付費の推移を見ますと、9月から12月にかけては年平均を大幅に上回り、例えば12月の一般被保険者に対する療養給付は3億2,000万円、月間の給付費としては過去最高額に達したところがあります。

このような状況で推移をすれば、財政調整基金1億400万円全額を投入しても、なお財源不足となり、国保運営に支障を来すことが懸念をされましたため、宮城県から約1億2,000万円を借り入れ、不測の事態に備えたところではありますが、この予測に反し、今年1月以降の医療給付費は例年並みの減少傾向に転じたところがあります。

加えまして、国の特別調整交付金等が交付をされ、県の貸付金に手をつける必要がなくなり、借入金全額を財政調整基金に積み立てることができるようになってきているとの認識であります。決算に向けて、現在取りまとめを行っておりますが、今後療養給付費の交付金等については精算返還が見込まれますので、実質的な単年度収支はほぼ均衡になるのではと見込んでいるところであります。

税率改定についてであります。国保税の税率の改定に当たりましては、市民の皆様方に安心して医療保険をお使いいただけますよう、安定的な運営を目標に、平成21年度から3カ年間を算定期間とした収支の均衡案をお示しをさせていただいたところがあります。医療給付費につきましては、過去の伸び率から、今後も毎年約3%程度ふえるものではと予想いたしております。仮に、改定を凍結した場合、単年度当たり、やはり1億から3億円ぐらいの財源不足が見込まれる状況にあります。また、一般被保険者の療養給付費は、平成20年度には月間最大値と

最小値では5,000万円の変動幅が1カ月でございましたが、同じように21年度も同様の変動が発生するとすれば、やはり年間ベースは前年に比較し1億円を超える給付費の増加といったようなものを見込まざるを得ないという状況にあります。

このようなことから、医療保険としてのこの事業は、単年度単位ということで判断をさせていただくことではなく、23年度までの3カ年間、健全運営ができるような取り組みをさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

なお、収納状況、収納率、さらには国のペナルティー等々についてのご質問につきましては、後ほど担当部長からご説明をいたさせます。

次に、国の補正予算についての関連予算の実効性についてご質問いただきました。

まず、経済対策についてであります。ご存じのとおり、近年発生をいたしました世界同時不況により、日本経済も急落し、経済の底割れという危機が懸念をされております。このような中、本年4月に本年度の成長率2%程度の押し上げなどを目指し、国費総額で15兆4,000億円の財政出動を行う補正予算が国会に提出され、去る5月29日に成立をいたしましたところであります。国の補正予算に伴い、地方公共団体に関連する予算といたしましては、昨年度に引き続き県が基金を造成して市町村に交付する事業である緊急雇用創出事業などのほか、安全・安心の実現や地域の実情に応じた事業が取り組むことができます地域活性化経済危機対策臨時交付金として1兆円、公共事業等の追加負担の軽減を図り、国の施策と歩調を合わせて公共事業が実施できる地域活性化・公共投資臨時交付金として1兆4,000億円、合わせて2兆4,000億円の財政支援が盛り込まれております。

今回の補正予算では、経済危機対策の効果をこの地域からも生み出すという視点から、厳選した事業予算を計上させていただいた上、できるだけ早期に効果が発現できますような事業を厳選させていただいたところであります。

次に、雇用生活支援の効果についてであります。全国的にも深刻化をしております雇用対策としては、当初予算で計上いたしました緊急雇用創出事業費2,683万6,000円ではありますが、に加え、ふるさと雇用再生特別基金事業3,279万3,000円の事業費に今回の緊急雇用創出事業の補助金3,718万5,000円を積み増しし、本年度の雇用創出分として総額9,681万4,000円の雇用確保対策費を確保をさせていただいたところであります。積み増し補助の事業といたしましては、観光案内や催事の開催などの産業観光振興のほか、治安、防災、環境保全、教育文化、介護福

社など幅広い分野での雇用創出を図り、活力を生み出してまいりたいと考えているところであります。

また、昨年度の第2次補正にかかわります定額給付金、子育て応援特別手当の支給が4月から始まり、給付が順調に進んでおり、1割のプレミアムがついたどっと商品券の販売とあわせ、市民の皆様の生活支援に資するものとなっていると判断をいたしているところであります。

続きまして、小中学校、保育所の福祉施設、公共施設の改修、修繕、耐震化についてご質問いただきました。このことにつきましては、国から示されました交付限度見込額2億1,800万円のうち1億円を活用して、市内の保育所や小中学校の施設の整備、あるいは市内各所の市道整備を初め東塩釜駅のエレベーターを設置補助、水揚げ漁船への緊急支援などを行うため、総額約1億1,500万円を計上させていただいたところであります。また、国の補正予算に伴う建設事業といたしまして、まちづくり交付金事業、地域住宅交付金事業、下水道事業や土地区画整理事業の予算を計上いたしましたほか、国・県の増額補助に伴います貞山大橋整備事業の前倒しなど、市民の安全・安心確保のための事業費を中心に補正計上させていただいたところであります。これらの予算執行に当たりましては、できるだけ地元で早期発注することによりまして、地域経済の活性化と振興につなげてまいりたいと考えているところであります。

なお、未計上項目の取り扱いにつきましても、国の補正予算に計上された内容に沿って、その事業内容が順次明らかになるものと思っておりますので、このような状況が明確化されましたら、地域経済への波及効果なども加味した優先順位の高い事業を予算に順次計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 国民健康保険事業につきまして、私から2点につきましてご説明を申し上げます。

20年度国保税の収納率でございます。現時点では、確定はしてございませんが、約80%の見込みでございます。

短期被保険者証及び資格証明書の発行状況でございますが、6月現在で短期証が949世帯、資格証が145世帯となっております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から普通調整交付金のペナルティーの関係に

つきましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

国の普通調整交付金の算定に当たりましては、収納率に応じまして減額措置があるところは議員ご承知のとおりだというふうに思っております。平成20年度の交付金算定に当たりましては、平成19年度の収納率が算定の基本になるところであります。19年度収納率が80.76ということでございます。減額率が78%以上81%未満に該当する場合につきましては、減額率が13%ということになっております。したがって、20年度の減額額につきましては、5,150万2,000円というふうに試算しております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） ご答弁ありがとうございました。

東塩釜駅、それから西塩釜駅へのエレベーター設置についてはわかりました。鋭意さらにご努力をお願いしておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

第2問の利府中インター線の分野でございますが、21年度、いよいよことしから事業が始まるということで、今まで国の方の補助の見通しがどうなるのかということも一つ心配ではありました。しかし、国の方の補助のかかわりもきちんと利府中インター線に出されるということになったと思いますので、そういう点で一つは安心しているというところでございます。

そういう点で、21年度中に、間もなく住民への、あるいは地権者への説明会もされるだろうというふうに思いますので、そうなりますと、いよいよこの路線の動きが見えてくるというふうになると思うんですね。非常に長かったという感じがしますけれども、これからまだまだ長い状況だとは思いますが、しかし、いずれにしてもここまできたということについては安堵しているというところですよ。

調査費のかかわりで、接続する東塩竈吉津線のかかわりについてはわかりました。県の詳細な設計が出たところということでございますので、それを待ちたいというふうに思います。

第3の国民健康保険のかかわりでございますが、はっきりさせておきたいのは、そういう意味で21年度の、幸いにして医療費が減少したということですね、思っていたより。そういうことで、今回、とにかく20年度の決算においては、先ほど申し上げました収支単年度で2,500万の黒字の見通しということですね。それから、基金に1億400万があると。さらには県の1億2,100万の無利子の貸し付けも基金に繰り入れられるというふうになりますと、先ほど申し上げましたように、2億5,000万からの財政がそこにあるということなんです。そういう中で、21年度の値上げについて市民は納得できるでしょうかということ、私は今、質問しているわ

けなんですね。

実は、私も会派で、この国保の問題で国分寺さんの方に視察に行きました。そこは、東京というのは、また都の補助も多いですし、それからこの自治体での一般会計からの繰り入れも大きいんですね。ですから基金というのは持たないんですね。赤字になりそうだったら一般会計から繰り入れるというような仕組みをつくっておられるようで、そういう点で、どれくらい入っているかといいますと、都ですね、東京ですから、都では予算総額の6.9%入っているという状況なんですね。それから繰入金については8.8%。そのうち法定繰入金と、それからその他の法定外の繰入金があるわけですが、法定外の繰り入れだけでも7.5%入れているという状態がわかりました。要するに、そういう点では市民の負担が多くなるということを考えて、こういう繰り入れをしていると、繰り入れは十分、その自治体によって抑えるではなくて、財政事情にもよるでしょうけれども、しかし、繰り入れればできるんですよということが明らかになったと思います。

それとあわせて、この自治体では21年度で値上げしようと思ったようです。しかし、20年度の決算を見ますと、1億371万9,000円の黒字になりそうだとということになりまして、こういう時点で値上げをするというのは、ここで言いますと国分寺市の市民の皆さんに納得されないのではないかとということで、ここでは税率改定ではなくて徴収の仕方、所得割と均等割だけにするとか、そういうふうな法改正だけやろうというふうなことでこらえたようです。ですから、そういう点で私は全体をあれされても、今、そういう点で20年度でこれくらいの財源がありながら、21年度上げなくてはいけないということは、こういう今の経済状況の中で大変なことなので、凍結はできないかということで申し上げているわけです。その状況を見ながら、やはり年度ごとに見ていく必要があるのではないかとこのように思いますので、改めてそのところについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、値上げされる、そしてそのことで収納率が低下する、そしてそのことでまた国からペナルティーが来ると。この悪循環をどう断ち切るかということが、今、重要だと思うんですね。佐藤市長になって、16年から国保の値上げというのが出てきたわけですが、16年、17年と値上げされて21年というふうになったわけですがけれども、15年のときと比べても、やはり収納率は下がっているんですね。15年は87.8%でした。16年、値上げしたことによって86.7%になりました。その後86.31%ということで、20年の段階で80%というような状況ですね。ですから、これは紛れもなく国保税の高さが市民の負担の限度を超えているといえますか、

やはり収納が落ちる、そういう状況がこの中にあらわれていると思います。

したがって、未納額もどんどんふえていくというのがありますし、当然、不納欠損額も5年ごとで落とされていくというのもあるわけですね。あわせて、16年から短期保険証、資格証の問題が出てきました。今、部長から答弁いただきましたけれども、20年度の分野でいけば11月の時点と今の時点では若干よくはなって、数としては、若干減っているのかなという感じはしますけれども、しかし、依然として短期保険証は949世帯にあり、そしてまた資格証は145世帯だということですね。非常に、そういう点では保険証を持っていない人も実際生まれてきている、そういう状態の中で、やはり本当に国保というものを、国民皆保険というものがどうあるべきなのかということで、その役割を本当に果たしているのかということをも改めて考えていく必要があるのではないかというふうに思うわけですが、さっきお聞きしました収納率との関係でペナルティーが、去年は4,000万と言っていましたけれども、今回は5,150万になるということですね。4,000万なり5,000万なりの税収というのは、やはりそれなりに大変だと思いますね。この分が国から入るか入らないかでは随分違ってくるというふうに思います。

そういう点で、やはりこういう今の国保の状況について、十分ここで考えなくてはならないのではないかということ、私は提起しているわけですが、そういう点で、こういう今のお話を含めながら、ぜひ、再度この分野について、21年度について、7月になったら割賦が届くわけですから、郵送されるわけですからね、今、皆さんよくわからないでいる方も多いかと思いますけれども、しかし、自分の割賦が来て初めて「ああ、こうか」ということがわかるわけですので、そういう点で、21年度の凍結をということで質問しているんですが、再度、ありましたらお答え願いたいというふうに思います、これについては。

それから、補正予算との関係ですが、いろいろとそれなりに頑張ってくださいとは思いますが、しかし、今後の1億1,800万からの補正を組むに当たって、そういう点では、ぜひ、今の、例えば保育所もいろいろやってもらったでしょうけれども、しかし、何度か言っていますように、香津町保育所では、例えば厨房が県の監査で指摘されているにもかかわらず、依然として直ってないという問題。これは一体どうするのか。本当にそういう点では、こういうところにお金を使うとか、それから地震対策の関係で、学校関係の問題で、おかげさまで4校については、今、調査が終わって詳細設計に入っているとお聞きしましたが、4月末に設計を出したということですので、入札ということですので、でき上がるのが11月末ぐらいとかというふうにお聞きしたと思いますけれども、そういう点で、やはり地震の改修工事を、やはり年度

内でやれる見通しが出ているのではないかというふうに思いますので、そういった予算のつけ方なども、どういうふうに考えているのかお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、やはり雇用の問題では働く場所が必要だということになりますよね。そうするには、事業所が必要だということにもなります。どういうふうに企業を、こういう状態の中で、経済対策の中でも誘致するのかということが非常に重要になってくるというふうに思うんですね。そういう対策をどう立てるのかと。そこで、ちょっと手にしたのがあるわけですけれども、石巻で充実した優遇制度をごらんくださいということで、市長の名前でアンケート調査をしながらやっているというのがあるようですけれども、この中に、非常に塩竈と似たところは企業立地助成金というのが、これは固定資産税同額を5年間助成すると。これは、塩竈も同じだと思います。ところが、二つ目に上水道料金助成金というのがあるんですね。事業所の新設などに対し、納付した上下水道料金の30%の額を5年間交付するというんですよ。年間500万で5年間で2,500万だと。工業専用地域に限るというふうになっているようですけれども、塩竈は去年から下水道料金23.6%と上げてしまったというのがあるんで、こういう点でも石巻との開きが出てきているのではないかと。

さらに、雇用奨励助成金というのがありまして、これは常用従業員として1年以上雇用した場合、新規雇用者1人当たり20万円を交付するということとか、それから緑化助成金、そういうものもあります。それから、環境対策整備助成金、太陽光熱、きのうからずっと取り上げられていますけれども、こういった太陽光熱発電の新エネルギー設備とか、公害防止及びそれに属する設備並びに空気調和設備などの設備に関する経費に対して交付すると。これは、新たに太陽光熱などを設置した場合ということになると思いますけれども、そういうことで3,000万円を1回限り出すとか、それから驚いたのは、電源地域の助成制度というのがあるんですね。これは、宮城県では石巻エリアだけだそうです。原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金という形で、これは事業所の新設に伴って雇用人数が3人以上増加した企業の電気料金に対して、延長8年間まで給付金を交付するというんですよ。支払い電気料の2分の1相当が補助されると。そういうことが、最大で支払い電気料金の4分の3相当が補助されますということで、新たなビジネス展開をお考えの方、助成金などのお問い合わせはということで石巻市産業部の企業立地推進課で出しているということです。

当然、塩竈もそれなりには頑張っているというふうには思いますけれども、もう既に、こういう、今、読み上げた状況の中で、やはり、向こうに、石巻の方に、取り合いではないですけ

れども、しかし、条件がよければそこに行ってしまう、そういうことが十分考えられるわけですね。そういった点で、こういうものを含めながら、当局の方はご存じだと思いますけれども、今後、どういう対策を市としてやろうとしているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、利府中インター線についてご質問いただきました。

補助事業に平成21年度新規採択になっております。本当に多くの議員の皆様方に、このために国・県にさまざまな要望活動を行っていただいたおかげであると、私は思っております。県の方には、できる限り早くこういった物流の基幹道路となります道路整備を急いでいただくようお願いをしまいたいと思っております。

また、計画諸元がまだ固まっておりません。例えば、道路の縦断勾配がどうなるであるとか、あるいは交差点の形状をどうするかでありますとか、さまざまな部分がまだ固まっていないわけであります。特に、東塩竈吉津線の交差点については、高さがどれぐらい上がるかとか、かつては6メートルぐらいある場所では上がるというような話でありましたが、その後、大分計画の内容等も見直しをされておりますので、そういった計画諸元が明らかになった段階で東塩竈吉津線への影響調査をさせていただくということで200万円を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

国保税であります。おかげさまで、これも県から1億2,000万円、無利子で借り入れることができました。しかしながら、このお金は当然のことながら返さなければならないお金であります。一時的に基金に積み立てているというだけでありまして、基金の実額というのは、あくまでも2億数千万ではなくて、今現在では1億400万プラスかマイナスかは別にいたしまして、そのような状況であるということをご説明をさせていただきました。

今、単年度の給付総額が44億円であります。そういたしますと、1億円という基金は約2%に相当するわけであります。先ほど来、年度年度で大体3%ずつぐらいの変動があったということをお話をさせていただいてまいったわけであります。結果といたしまして、1年、1年でこういったものを精算するということは、なかなか困難な状況については十分ご理解をいただけると思いますし、そういったことを考慮し、21年度から21、22、23年の3カ年間で国保会計が何とか収支均衡を図れないかということで、大変恐縮なお願いではございましたが、このたび値上げをさせていただくことになったわけであります。このように、市民の方々の大変貴重な財源であります。しっかりと活用しながら、3年間の成果を出していきたいというふうに考

えているところであります。

議員から国分寺のご紹介いただきました。大変うらやましいなと思って聞いておりましたが、やはり、国民皆保険制度というのは、それぞれの制度が自立して運営ができるということが基本ではないかと思っております。本市におきましても、国保にご加入の方々、あるいは後期高齢者医療制度にご加入の方々、我々のように共済に加入している者等、さまざまであります。たしか、今、国保加入者30%強であったかと思えます。そういった方々に、どのようなご支援ができるかということについては、議会の皆様方としっかりとした議論を重ねてまいりたいと思っておりますが、あくまでも特別会計でありますので、収支均衡というところを目指してまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

また、補正予算、保健所等についてどうかということでもあります。今回、緊急的にということで、まず1億円を活用させていただきました。残余の部分につきましては、しっかりとしたヒアリングを行いながら、市民の皆様方、あるいは児童生徒、高齢者の皆様方の地域生活をしっかりと支えられるような内容にいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。そういった中で、雇用の創出のためには企業誘致というお話でありました。先ほども申し上げましたように、塩竈市の雇用率、0.59ということでもあります。企業の皆様方、大変頑張っているというのが正直な感想であります。また、新しい企業の誘致ということについても、今、私どもさまざまな取り組みをさせていただいております。既に立地していただいている企業の皆様方には、引き続き塩竈でしっかりと経営を持続していただくためにどのようなことを希望されるかというようなアンケート調査も既に取り組んでいるところでありますし、雇用助成金等につきましても、本市でも活用させていただいております。さまざまな制度をスタートをさせていただいておりますので、ぜひ、議員の皆様方にもそのような制度をPRしていただければ大変ありがたいというふうに考えているところであります。

原発交付金については、残念ながら本市は対象にはなっておりません。ただ、そういったものではなくて、今、申し上げましたように、本市固有の財源というものをしっかりと発掘しますよう、なお努力を傾けてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） それでは、最後の質問になりますが、一つは国保の関係ですけれども、宮城県、やはり、自治体では一般会計から繰り入れるというのも当然あります、これは。施策的には入れようと思えばできるということはあると思うんですね。あわせて、県の方の補助

金をもっと出してもらおうということも必要です。それは、県は貸し付けで、無利子の貸し付けという形をとっていますけれども、先ほど国分寺市さんの状況を話し申し上げましたけれども、やはり、塩竈、宮城県が県の補助として出しているよりは、都で出している分は多いというのがあります。それから、一番は、さらに国の問題ですね。国の、やはり58年、1984年から国庫補助率を医療費の、国保の場合には総医療費の45%だったものを7割負担の45%にしたということで、結局38.5%になったわけですね。その分が、45%来ていたのが38.5%になったということが大きく自治体に対して国保会計が大変になってきている。

だから、そういった面で、そういうところを一つ一つやっていくのはあります。しかし、私は、ここで問題にしているのは、なかなかかみ合わないとは思いますが、20年度の決算について、これは当然、決算委員会でも、またはっきりさせていくようになろうと思いますが、やはり、国保というのは単年ごとに見ていかないと、本当になかなか見通しが、当局にすれば3年ごとの方が見やすいのかもしれない、安心料かもしれないですけれども、しかし、市民にしてみたら、やはり1年ごとにきちんと見てもらうということが一番妥当なのではないかというふうに思っているというところです。

それから、企業立地の関係で、雇用関係で企業立地のところを申し上げさせていただきましたが、やはり、それぞれの自治体の努力というのはあるんでしょうけれども、やはり、今、企業が上下水道の助成が、例えば5年間30%減額されるということは、非常に塩竈と違って、ここは大きく違うところだなというふうにも思いますので、そういう点では、また別な機会にまたいろいろ要請する機会もあろうかと思っておりますけれども、そのことをまず申し上げておきたいというふうに思います。

答弁が何かありましたら、いただいて終わりたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 県の補助金ということでありまして。これは、今後ともさまざまな機会にお話をさせていただくことになるのかなと思っておりますが、やはり、大前提は社会保障のあり方についてということではないかなと思っております。そのことに尽きるのではないかと。そういったことを、やはりしっかりとした方向性を定めていくということが、今、国・県、そして塩竈市にも求められている大きな課題ではないかなと思っております。そういったことについて、さまざまな機会に意見交換をさせていただければと思っております。

また、企業誘致につきましても、方法はさまざまあるかと思っております。例えば、石巻市

のように工業団地の用意がしてあって、すぐにでも企業が誘致できるような場所もございますし、本市の場合は、残念ながら塩竈市固有の工業団地というものを持たない中で、それぞれの企業の跡地等を活用させていただきながら、そういったところにどうでしょうかというような企業誘致活動ということに限定せざるを得ないという中で、さまざまな知恵と工夫は絞ってきたつもりであります。今、下水道、水道ということについても、ある面から見れば、そういう支援もあるのかなとは思いますが、しかしながら、我が塩竈市で、今まで取り組ませていただきました内容についても、一定程度のご理解はいただけるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。（拍手）

○14番（伊藤栄一君）（登壇） ニュー市民クラブの伊藤栄一でございます。

通告に従い、質問をいたします。

今回の最後の質問者となりました。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願いを申し上げます。

質問の前に、新しい議長さんにお祝いと激励を述べさせていただきます。

志賀議長さん、おめでとうございます。塩竈市も大変厳しい中、市議会のかじ取り役に挑戦、見事当選されましたことは、大変な決意に敬意を表する次第でございます。ともに、激励を送るものでございます。

あなたは、水産業関係の振興をマニフェストに、平成3年、市議会に初当選されて以来、塩竈市の基幹産業である水産業に力を入れ頑張ってまいりました。しかし、環境や市場の変化、200海里問題など、悪い条件が重なる中、それでも平成3年には魚市場水揚げ高は316億円もありました。その後、年々下降をたどり、昨年は100億を切ることになりました。6月9日の河北新報に掲載によれば、議長さんは「漁業には詳しい。責任を持って対応する」と力強く述べております。さらに、議長さんは町のにぎわいを取り戻すため、何度もJRA場外馬券売り場の本社に陳情、また、ボート舟券売り場などにもご尽力されております。

今回、新聞掲載のとおり、共産党、公明党、さらに2会派を含め大応援団が誕生いたしました。今後は、活気のある水産業、またにぎわいのあるまちづくりのため、場外馬券場売り場の誘致、ボート舟券売り場など、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。よろしく願いを申し上げます。

さて、質問に入ります。

世界同時不況の中、日本国経済も落ちるところまで落ちたという感があります。このような時期、塩竈市も原点に戻り、未来に向かって邁進してもらいたいと思います。

昭和16年、塩竈町が市制施行になり、人口3万1,286人、世帯数が5,717世帯、1家族平均が6人というにぎやかな家庭でありました。当時、市制施行をお祝い、全市民が旗行列行進に参加した思い出があります。時事としては、太平洋戦争が始まった年です。昭和20年、第二次大戦が終戦、この年、市立病院が開院されております。昭和20年を挟み人口が急増、昭和22年の国勢調査では4万2,430人、昭和25年には浦戸村が合併、人口も4万5,820人となりました。昭和35年、5万5,325人、この年には皆さんご承知のように、チリ地震津波が押し寄せてあります。

このころまで、人口も急増いたしました。要因としては、貞山1丁目、2丁目地域に航空機部品工場とか、肥料会社、セメント会社、専売公社など働く場所がたくさんありました。さらに、口コミの中で「塩竈市に行けば食べることには心配ない」などの要素があり、塩竈市にたくさんの人が移り住むようになり、人口増の要因ともなりました。昭和55年には6万1,040人、平成に入り平成2年の国勢調査では6万2,025人、そして一番人口増のピーク時、平成7年国勢調査では6万3,566人となりました。以後、だんだん当市の人口が減少傾向となり、平成17年調査では6万を切りました。ことしの初めには5万8,097人となり、そこで質問いたします。人口減少の歯どめ策や企業誘致、休眠企業の復活など、さらに不況の影響などを踏まえ、行財政対策をどのように考えているかお尋ねをいたします。

第2問目ですが、限界集落について伺います。

私は、所用のため町や住宅地域を訪ね歩くことがあります。子供がいない、孫もいない家にはかぎがかかり、老夫婦だけの生活者が多く見受けられます。また、町内会行事にも限られた人しか参加しておりません。このような現況を踏まえて、私は、西部町内会の一部6町内会の会長さんに集ってもらい、6町内会行事を、検討合意の上、共同で解決してはどうかと相談しましたところ、会長さん全員二つ返事で賛成いただきました。仮称西部泉沢地区町内連絡会を設立いたしました。

まず初めに、一部子供会の合併、それからシルバーの行事には連絡会から多くの参加が見られるようになりました。私は、限界集落を出さないように大きな輪を広げたいと思っておりますが、そこでお伺いいたします。町内会は任意団体であります、町内会合併等に当局はどのように考えているかお伺いいたします。

次に、第3番目ですが、私は、前にも述べておりますが、なぜ大型船が塩竈に入港を嫌うのか。老船長の話ですと、昔から航路が変わらない。危険である。昔は地蔵島沖、高遠島付近で3,000トン、5,000トン、また漁船が何そうも座礁しておる。船舶はどんどん大きくなるし、航路の拡張もなし、しゅんせつも間に合わないとの話でした。

ご承知のとおり、塩釜港に出入航路は入り口が幅員250メートル、中間代ヶ崎が150メートル、内港路が幅250メートルの現況です。しかし、実航路幅員は100メートルであります。もとは馬放島灯台に人がおり、出入港についてはコントロールをしておりました。今では、どこでコントロールしておるのかわかりません。私は、出入港船が少なくなったからかとひがんでおります。

昨日、我が会派の阿部かほる議員がすばらしい質問をいたしました。塩竈のにぎわいは港から。そのとおりです。漁船も貨物船も少なくなり、まちは元気ありません。このたび、県議会議員柏 祐整先生の一般質問に村井宮城県知事が答弁、塩釜港に入港する船舶の入港料と岸壁使用料を100%減免し、インセンティブを導入すると村井知事のご答弁です。私は、さらに船舶の出入港が一緒にできる航路の拡幅も考えてもらいたいと思います。天然の良港とあぐらをかいているうち、気仙沼港、石巻港、女川港にも負けるようになりました。確かに、塩釜港はすばらしい港です。しかし、他の港も安心・安全に出入港できる港となりました。ぜひ、塩釜港も出入港を安心・安全に通過できる内外港路の整備をお願いするものであります。ご当局の考えをお尋ねいたします。

次に、第4問目に入りますが、越の浦春日線は、スタートは利府町と塩竈市で施工、市内伊保石、老人保健施設ももせ塩竈付近まで完了いたしました。今後は、宮城県が施工することになりました。今年度は東塩竈吉津線交差点付近まで施工とのこと、交差点の取り付け構造について伺いたいと思います。さらに、終点45号線取り付け道の考え方と、その先、新浜町までの計画についてお尋ねいたします。先ほど、小野議員の質問で県も市も調査中ということではございますが、市道の東塩竈吉津線の平面交差とか、あの市道のトンネル、オープン工法とか、トンネル工法とか、その辺の打ち合わせはやっているのではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第5問目の質問に入りますが、ここ数年、何度となく道徳、きずな、体験教育について質問してまいりました。答弁では、浦戸の日帰りとか他校との交流を実施しておると聞いております。通常日課において、カリキュラムに組み入れが困難なのか、何が原因か私にはわか

りません。しかし、5月12日新聞で報じられたこと、「小学生農山漁村交流プロジェクト民泊施設確保が課題」と題して、その中に、「民間だけでは受け入れ組織づくりが難しい場合が多い。地域一体で取り組むには行政が先導的な役割が不可欠」と書いてあります。さらに、小学生に1週間程度の農山漁村に滞在してもらい、体験活動を通じて生きる力をはぐくむねらいとあります。国は、全国の小学生が在校中1回は体験できるよう、毎年120万人が参加できる体制を12年度まで整備する方針で、モデル地区への支援などを進めておるとのことです。このことで、期待する効果では、住民の所得の増加が最も多く、2番目には訪問校との継続的交流、3番目には住民の地域づくり、4番目には意識の向上と続いております。私が何回も質問しておるのが、そのとおりだと思います。その上、最も浦戸が条件的に向いておると思います。ご当局の見解をお尋ねし、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政対策の中で特に今後の人口増加策、あるいは雇用の場の確保についてというご質問であります。

本市の人口、昭和16年市制施行のときは3万人台でありましたが、都市化の進展や仙塩地区の経済発展とともに昭和40年代には全国平均を大幅に上回る勢いで増加し、ほぼ現在と同様の5万8,000人に達したところであります。その後、近隣市町の開発が進行する中で、転出人口の増加や少子化の進行などにより、平成7年の6万3,750人をピークに減少に転じ、本年3月末の人口は5万8,097人という状況であります。

我が国全体の人口も平成16年をピークに人口減少社会に転じておりますが、県内でもいち早く都市化が進み、土地利用が飽和状態に達している本市は、人口減少の到来が予想以上の早さで進展をいたしております。

人口減少対策としては、特に、若年層の雇用の場の確保が最重要課題でありますので、恒久的な雇用対策として、やはり魅力のある企業の誘致に努めることが肝要ではないかというふうに判断をいたしておりますが、また、新たな産業の創出といったような分野についても積極的な取り組みが必要であるものと認識をいたしております。

さらに、本市の成人男女未婚率の高さも、先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、一因として減少要因に考えられるのではないかということから、意識調査の実施や次世代育成青年交

流事業として結婚相談会の開催、あるいは自然豊かな浦戸での青少年交流事業などのイベントの開催を行い、その後の本市への定住人口の拡大につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

一方、全国的な人口減少社会への移行を踏まえ、交流人口の増加策も重要な課題ではないかと判断をいたしております。昨年秋のデスティネーションキャンペーンでは、塩竈神社はもとより、食のまち塩竈を生かした各種イベントを通じて多くの観光客の方々にお出ましをいただきましたほか、古都京都との交流も年次深まっているところであります。今年度も、ポストDCとして歴史や文化などの塩竈ならではの資源を生かして観光客誘致を継続し、交流人口の拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。人口減少は、経済社会や地域コミュニティーなどへの影響が懸念されますことから、現在策定中の長期総合計画の中でも、最重点課題として魅力あるまちづくり、住環境の整備、子育て支援、教育の充実、福祉の向上などについて市民の方々のご意見をちょうだいしながら、総合的な見地から取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

次に、町内会の合併等に関するご質問でありました。

市内には、現在、167の町内会があり、600世帯以上の大規模な町内会から小規模な町内会は20世帯程度と規模の大小はそれぞれ異なるところであります。町内会役員の高齢化が進んでいるとともに、後継者がなかなか育たないという状況は共通した課題であり、平成20年3月をもって解散をいたしました町内会もございます。また、小規模な町内会におきましては、担い手や参加者の不足から町内会のレクリエーション行事などを単独で実施できなくなっている町内会もございます。こうしたことは、高齢化に加え、核家族化の進行により、近隣とおつき合いが希薄になっておりますことや、60歳以下の現役世代が残念ながら町内会行事に積極的に参加できにくい環境にあること、あるいは少子化による町内の児童数減少などが主なる要因になっているものと判断をいたしております。

そうした地域の状況を踏まえ、泉沢地区の6町内会が地域活動のための連合組織を創設されましたことは、地域社会を維持する手法を見出したという点で大変意義があるものと受けとめております。今後とも、高齢化や住民意識の変化により、町内会組織の存続に向けた模索は今後も続くものと判断をいたしておりますが、本市といたしましては、町内会の自主性を尊重する立場で、相談に応じ、支援をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、塩釜港の振興活性化策についてご質問いただきました。

議員には、塩釜港のあり方につきまして、これまでもさまざまな視点、観点からご提言をいただいております。心より感謝を申し上げますところであります。塩釜港の振興策についてであります。県は昨年11月、仙台塩釜港湾計画を改定し、新計画では本航路の基本的な幅員を250メートルとしつつ、往復航路が狭く、屈曲している地蔵島付近では160メートルといたしております。現状は100メートル余りしかなく、航行船舶の安全を確保する上でも、また、将来において入港船舶数が大幅に伸びた場合には、やはり大きな課題になるというふうに認識をいたしております。

ただいま、将来的においてと申し上げましたのは、実は、塩釜港の取り扱い貨物量が、平成8年の680万トン进行ピークに下降線をたどり、平成20年には230万トン余と、残念ながら減少している現状を踏まえての見解であります。貨物の取り扱いが最大でありました平成8年に、地蔵島付近で出入港の信号管制の対象となった船の数は6,477隻でございます。500トン以上の船舶であります。1日当たりでは18隻となりますが、今、塩釜港では出船優先という原則で運行いたしております。港から出る船については、常に青信号であります。それに対しまして、入ってくる船舶について出船がある場合に限りまして沖合で船待ちをしていただくという形態であります。したがって、1日当たりに換算いたしますと、出入港船隻が18隻でありますので、最大でも9隻の出会いということになるわけですが、午前8時から日の入りまでというのが船舶の運行時間ありますので、出会いの頻度というものは、そう大きな数字にならないものではないかと判断をいたしております。これに対して、平成20年度、1,978隻であります。1日当たり5.4隻でありますので、先ほど申し上げましたように、入り船で船待ちというのは最大でも3隻程度となるわけですが、このような状況を反映し、かつては馬放灯台で地蔵島の管制を行ってございましたが、今は第二管区海上保安本部の方で、この操作を行っているというふうにお伺いをいたしておりますが、今、ご説明をさせていただきましたとおり、待機、信号待ちの頻度はそんなに高いものではないという状況でございます。

このような状況で、地蔵島付近の航路を拡幅する、またはそれを港湾計画に反映させる必要性を港湾管理者であります県に訴えていくには、やはり、一にかかって実績を重ねることこそが、計画促進の最大の契機になるのではないかとというふうに判断をいたしております。

そういった観点から、差し迫って取り組むべき課題は航路水深の確保ではないかというふうに考えております。港湾計画にうたわれておりますように、まずはマイナス9メートルの水深の船がしっかりと出入港できるような環境づくりというものが求められる課題ではないかと、

このようなことを重ねることによりまして、取り扱い貨物量の実績を上げ、ひいては航路拡幅の必要を訴えていくというようなことになるものと考えております。

現在、国は、平成19年度から22年度までの計画で5,000トンクラスの海上輸送革新に対応した船舶や、冷凍船が就航できる幅員130メートルの計画で、内港航路と外港航路の一部しゅんせつを始めているところであります。議員にご指摘をいただきました、さらなる幅員の確保が必要だとの思いは全く同様であります。この必要性を、やはり強く国・県に訴えられますように、まずは取り扱い貨物の増加に向けて産業界ともどもポートセールス活動にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、道路計画についてご質問いただきました。

先ほどご説明をさせていただきましたとおり、市道藤倉庚塚線の交差点までの460メートルにつきましては、おかげをもちまして21年度の新規事業に採択をされたところであります。25年度供用を目途に暫定2車で、今後整備が図られる予定であります。今現在、東塩竈吉津線との交差点付近の縦断高等については、今後の調査結果を待つという状況であります。繰り返し申し上げますが、当初、県から示された案では、交差点付近で約6メートルぐらいの地盛りをするというような計画内容でありましたが、その後は周辺に対する影響を最小限に抑えるために、1メートルから2メートルぐらいの程度の盛り土で何とか抑えていきたいというような概略のお話をいただいております。このことによりまして、東塩竈吉津線の交差点への取りつけも、6メートルの場合に比べてかなり形状が違ってまいります。議員の方から、先ほど発言がございましたトンネルを開削するという案につきましては、6メートルの高さまですりつけとするとすれば、現状のトンネルのくり穴高さが4メートル50確保できなくなる。そういったことで、開削を余儀なくされるというような計画も一時ございましたが、昨今は高さを極力抑えて、でき得る限り早く、この道路の開通にこぎつけるというような方針とお伺いをいたしておりますので、したがって、先ほど小野議員にも東塩竈吉津線等の計画については、この後明らかにされるというようなお話をさせていただいたところであります。

また、先線の計画等についてもご質問いただきました。当然のことではありますが、全線が開通すれば、国道45号線に利府中インターから直接タッチすることができるわけでありますので、例えば、水産物の輸送でありますとか、あるいは観光人口の交流等に多面的な活用が期待できるものと考えております。一日も早く、こういったことが実現できますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

最後に、学校教育について、農山漁村交流とともに浦戸振興を図ってはいかがかというご質問でありました。浦戸の島々、昨年度のDCキャンペーンでも、県内外から訪れていただきました交流客の皆様方に大変高い評価をいただいたところであります。浦戸における体験活動についてのお尋ねであります。浦戸の島々では、例えば自然体験や地場産業でありますノリ、カキを中心とする勤労体験は、日常の学習では得られないものを学べるのではないかとということでは、私も大いに期待をいたしているところであります。特に、子供の人間性や社会性を豊かにはぐくむかけがえのない学習機会になるのではと考えております。幸い、本市には、このようにすばらしい浦戸の島々が、わずか30分程度の時間で行けるという環境がございます。事実、今年度も菜の花まつりやカキむき、ノリづくりなど、親子で体験していただくイベントを開催いたしましたところ、参加希望者が予定数を大幅に超え、お断りをさせていただいているという実情であります。

こうした場を生かしての浦戸での体験活動のご提案でありましたが、この後、教育長からご答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から学校教育で浦戸の活用についてお答えいたします。

まず、浦戸における体験活動の状況ですけれども、教育委員会としましては、これまで市内の学校や家庭に対して浦戸での体験活動のよさと実施について指導し、また働きかけてまいりました。昨年度の浦戸での体験活動は、小学1、2年生の生活科で約100名、小中学校の総合的な学習で約700名、PTA等の活動で約100名、家族や友人で約400名、合わせて約1,300名の子供や保護者が浦戸を訪れているようでございます。

その体験活動の中身としましては、島体験、自然観察、釣り大会、浦戸の歴史の学習などでございます。また、生涯学習課で企画しております「しおがま何でも体感団」、それから「浦戸を味わおう」においても、多数の参加がありました。このように、学校教育、社会教育において浦戸での体験活動が盛んに行われ、子供たちにとって豊かで夢の持てる体験となっております。今年度も、生活科や総合的な学習を初め、市内の多くの学校が浦戸での体験活動を計画しているところです。

次に、浦戸で宿泊を伴った体験活動も、今年度、教育委員会といたしまして7月23、24日、

ブルーセンターを会場に、市内4年生を対象にして一泊二日のサマースクールを実施する予定であります。人数は30名を予定しております、算数や国語などの学習に加えて自然散策、浦戸の人との触れ合い、浦戸中での天体望遠鏡を活用した星の観察などを計画しております。今後、やはり漁業体験になりますと島内の漁業をされている方、それから民宿などをされている方との協議を進めながら、また、市全体として関係部局との連携をとりながら子供たちの活動が浦戸振興に役立てるよう、今後とも教育委員会として、このような機会をふやしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

第1番目の塩竈のにぎわいということの、今までの人口の推移、いろいろ市長よりご答弁いただいております。ご承知のように、塩竈は奥州一宮塩竈神社、202段の表坂、あそこの西町から仁井町、釜の前、それから本町、海岸、稲荷下と、この辺の通りがだんだん寂れてきたと申しますか、そういうもので、以上、私は町のにぎわいも202段も表にして、一応、今申し上げた西町からのにぎわいをずっと戻りに戻るような、いろいろなアイデアを、ひとつ、ご当局でも考えているのではないかなというふうに思っております。ご存じのとおり、塩竈は海を埋め立てて、結局は海岸前から稲荷下方面、港町と、あちらの方へずっとにぎわってきおるんですけれども、やはり、ほかの市町村から見ても、今の表坂というのは、もう全国に知れ渡っている202段の表坂ですから、あれを核として、ひとつ、何かいいアイデアを出すように、ひとつ、考えていただきたいと、かように思っている次第でございます。

次に、限界集落なんです、やはり、高齢化が進み、住民同士の助け合いが難しくなっているというのが一番ではなかろうかと思えます。そういう面から、隣近所の連絡が十分必要ではないかということで、私は共同というようなことを考え出し、会長さんたちをお願いしたということでございます。伊藤栄一後援会であったのでは困るので、会長さんが表でとにかくやれということで、会長さんに1年交代でいろいろとやっていただくように決まりました。その裏方さんには、私はいつでもお手伝いすると。ほかの市議会の方々にも、みんなお願いするようにするというのでございますので、ぜひ、先ほど市長さんがご答弁いただいた、当局でも相談があればということですが、小さな、やはり町内会は、そういう先頭に立つ人がいないのではないかなというふうに思いますので、積極的にご当局の方のアプローチもお願いしたい

なというふうに考えております。

次に、港なんです、これは、市長、本当によくわかりました。しかし、鶏が先か卵が先かというようなこともあるんですが、私は、議員になる前、関東・関西方面を転勤で歩きましたけれども、向こうは岸壁ができる前から、とにかくいろいろな企業が立地、くっついてくるといような現況でありました。そういう面から、今、逆に塩竈は、ご承知のように仙台やら住み分けで貨物が搬入するということもなっているんですが、全然貨物がふえることなし、逆に企業が仙台港へ皆出ていくと。今回も、仙台港と小名浜港ですか、第2改革ということで港が増築されるようですが、やはり、仙台港もそうですが、小名浜の方が先に手をつけるのではないかなというふうに思っております。仙台港も、今、満杯になり、もう少し塩竈を考えてくれれば、やはりもう一つの入港できる埠頭が、高砂埠頭の方になると思うんですが、それよりも塩竈をもう少し考えてもらいたいと。今、しゅんせつだけ今年度ついておるようですけども、もう少し、その辺を考えていただき、企業が安心して船が来るんだということで、企業がここに塩竈に居すわっていただけるような方法を、ひとつ、考えていただきたいというふうに要望するものでございます。

それから、4番目の東塩竈吉津線ですが、市長さんから先ほど、1メートルか2メートルくらいの高さということで、今のトンネルをオープン工法にされますと、結局、あそこでは楓町と松陽台が二分されるようになるということで、その辺もあるんでしょうし、工事費の関係もあると思います。今、道路勾配を、あそこを下げ、今のトンネル、市道となるべく取りつけるようにすれば、用地買収も半分で済むのではなかろうかなと。それよりも、逆に3分の1くらいになるのではないかなというふうにも、私の想像で考えられます。そんなことから、今、当局といろいろ県も打ち合わせしながら、一、二メートルの差で取りつけるということになれば、塩竈の方も余金をかけないで済むのではないかなというふうに思っております。さらなる努力を、市としてもしていただきたい。そうすると、もう一つは、県施工になりますと、私は、あっちもこっちもと両方二またかけるわけにいかないんでしょうが、終点の45号線取りつけから先、やはりせつかくあのようなすばらしい道路なんですから、新浜町まで延長するように、これから県の方にしっかりアプローチをひとつ、ぜひ、お願いしたい。ああいうものは、計画を立ててから、やはり5年、10年たつものですから、県が今度着手したと同時に、あの先についても計画変更なり何なりしていただき、新浜町までぜひ延長していただくことを要望するものでございます。

それから、5番目、学校問題ですが、教育長さんにはいろいろと何度も質問して、そのたびに市内の学校教育ではいろいろとご面倒をかけておるようですが、やはり、前から新聞に何度もこういうものが出ております。それで、今度の、今回の新聞で、学校生徒のそういう宿泊で期待する効果の一番目が、住民所得の増加が最も多いということで、やはり、浦戸の住民、それからそういう宿泊で、この間、教育長さんのところかな、ちょっとお伺いしたら泊まるところが困っているというような話が聞いたんですけれども、そういう面があれば、早く、何度も私が質問しているんですから、それにこたえていただければ、やはり私らは県なり国の方へ、こういう授業が国の方で率先しているので、そういう宿泊とか、また今、休校か、それとも廃止になった学校跡を整備する方法もあるのではないかなと、私は思っております。それで、浦戸の住民だけで足りなければ、塩竈からも、そういうものに働ける婦人の方々とか、そういう方々、応援も行けるし、これには本当に、塩竈の学校として、ひとつ、モデルとして、これに力を入れていただきたいというふうに思っております。前にお話ししましたように、あそこの休耕地、今、田んぼや畑が減反で休んでおりますが、そういうものも、こちらの当局からの応援で、少し重機を入れれば、すぐにまたもとのように使えるようになるのではないかと。子供たちに、種をまき、それを芽生えさせ、刈り取りまで、やはり体験させるというのが、いろいろの、これが本当に体験活動に一番実のある学校教育ではないかなというふうに思っております。ぜひ、これらに教育委員会として力を入れていただきたいということでございます。

これで第2回目の質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 第2回の質問にお答えをいたします。

人口増加策、決め手というものはないのかと思います。恐らくは、その地域力といいますか、その地域が持っている潜在力をしっかりと活用していくということが人口増加策の最大の決め手になるのではないかなと思っております。塩竈の市民の方々、それぞれすばらしい知恵、工夫を持っていただいております。そういった方々のお力をおかりしながら、人口減少にまずは歯どめをかけ、できますれば人口増加というようなことを視野に入れていきたいと思っております。

また、町内会活動であります。連絡協議会的なものを設置されている町内会、既に三、四を数えるような状況になってきております。例えば、自主防災組織を合同で、あるいはレクリエーション活動、そして春、秋の清掃活動等につきましても、四つなり五つの町内会が一緒にな

って、さまざまな活動を展開していただいているという状況が既に発生いたしておりますが、今後も、そういった輪が広がっていくのではないかと期待をいたしているところがありますし、また、先ほど議員の方からもお話しいただきましたように、向こう三軒両隣ともなかなかおつき合いが進まないという昨今の状況が、そういった大きな輪に広がることによりまして、また、その地域の方々の交流の輪というものも拡大ができるのではないかと期待をいたしているところであります。

港湾の整備、本当に思いは同じであります。例えば、貞山の石油基地も空きスペースがふえてきております。また、飼肥料関係の企業も近々仙台港の方に移転というような話も、もう伝わってきております。我々は、こういった土地をいかに有効活用し、新たな塩竈の産業というものを立ち上げていけるかということで、今、産業部を中心にさまざまな取り組みをさせていただいているところであります。一部形になったもの、なかなか形が見えないというようなものもございますが、なお一層頑張ってください。

東塩竈吉津線であります。先ほどご説明したとおりであります。1点であります。終点の45号から先線、引き続き新浜町までというお話でありましたが、実は、今後の課題であります、45号線にタッチする部分に特別名勝松島の特別保護地区というのが入っております。今の都市計画の中でも、既にこの部分に一部触れるような状況になっております。当然のことではありますが、この第2期工事を立ち上げる際には、そういった文化財保護との調整も必要になってまいります。もし、この路線をさらに真つすぐ伸ばしていくということになりますと、かなり大規模に、そういった区域に入っていくこととなりますので、なかなか大変な状況になるかとは思っております。でありますので、当面は、45号から先につきましては45号を活用いただいて新浜町の方に進入していただく。あるいは、新浜町から45号線の一部利用いただきまして、この越の浦春日線をご活用いただくというようなことをご活用いただければという考えであります。

最後に、浦戸の活用であります。本当にグリーンツーリズムが今またにぎやかになってきております。浦戸ならではの味わえないような、さまざまな体験を、ぜひ児童生徒のみならず、塩竈市民の多くの方々にご体験いただきたいと思っております。また、児童生徒の活用を見越しまして、どこでもパスポート、全国に広げさせていただきました。ぜひ、全国各地から親子連れで、また夏休み、春休み、あるいは冬休みに、この浦戸の島々をご訪問いただければ大変幸いです。なお一層頑張ってください。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 3回目の質問をさせていただきます。

今、道路問題で45号線のやつ、話出たんですが、文化財ということで、これは文化財がひっかかるようであると、なかなか前に進みもできない、それは私も十分知っております。しかし、今、45号線おりるとすぐに、前の旧国道が走っております。あの辺も利用して、どうしても必要であるということで、新浜町へ抜ける、これも一つの方策ではないかなというふうにも思っておりますので、ぜひ、その辺を踏まえ、これから5年、10年かかると思いますが、当局の、ひとつ、力強い県に対するアプローチをお願いしたいというふうに思っております。

それから、5番目の浦戸への学生の体験教育なんですが、教育長さんも見ていると思う、新聞、こんな大きく載っているんですね、新聞は。だから、これが前にもまた同じように載っているんですよ。そういう面で、先ほどの答弁では1,300人くらいの、いろいろ子供たちが行っておるが、本当に体験教育の、全然ではないんですが、やはり、国で申し上げるように、1週間くらい泊まりがけで、やはり、その中には子供たち同士のきずな、いろいろな道德に関することとか、体に触れて感ずるところが出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、ひとつ、教育委員会として、塩竈からこういうモデル地区になるように考えていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明17日を休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日を休会とし、18日定刻再開とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月16日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 中川邦彦

塩竈市議会議員 小野絹子

平成21年6月18日（木曜日）

塩竈市議会6月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成21年6月18日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 請願第8号撤回の件

第3 議案第53号ないし第64号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第4 請願第9号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 長	三 浦 一 泰 君	市 民 生 活 部 長	大 浦 満 君
健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君	産 業 部 長	荒 川 和 浩 君

建設部長	菅原靖彦君	会計管理者 兼会計課長	片倉研一君
総務部政策調整監	小山田幸雄君	総務部次長 兼行政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田克己君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田文弘君
産業部技監兼次長	茂庭秀久君	建設部次長兼 下水道事業所長	金子信也君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君
市立病院長	伊藤喜和君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	水道部長	千葉伸一君
水道部次長	黒須精一君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤俊幸君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	臼澤巖君

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤喜昭君	事務局次長兼 議事調査係長	相澤勝君
議事調査係専門主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番吉川 弘君、5番伊勢由典君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時00分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第2 請願第8号撤回の件

○議長（志賀直哉君） 日程第2、請願第8号撤回の件を議題といたします。

平成20年11月28日付で、国土交通省全建設労働組合東北地方本部多賀城支部の代表者より提出されました「防災・生活関連整備の地域間格差をなくし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願」については、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりますが、請願者より請願を取り下げの旨の申し出があったものです。

お諮りいたします。

14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 請願第8号の撤回の件ですが、前議会から本会議で一応議論していただきました。今回も産業建設常任委員会に、一応開いていろいろと議論しております。ただ、請願者から撤回の旨で「これを撤回したい」ということなんですが、本来ならいろいろ紹介議員もおるんですから、どんな理由で撤回するのか、その紹介議員にひとつ意見を述べさせてもらうようお諮りいたします。

○議長（志賀直哉君） ただいま、14番議員伊藤栄一さんから今の発言がございましたけれども、

これは議会運営委員会において承認されておりますので、その旨お願いいたします。

請願第8号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、請願第8号撤回の件については、これを承認することに決しました。



日程第3 議案第53号ないし第64号

○議長（志賀直哉君） 日程第3、議案第53号ないし第64号を一括議題といたします。

去る6月8日の本会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成21年6月定例会総務教育常任委員会のご報告をいたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第53号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部改正に伴い、所得税の住宅ローン控除の適用者に対し、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、9万7,500円を限度に翌年度の個人住民税から控除する制度を創設するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、コミュニティ助成事業に伴う自主防災組織育成助成金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に伴う小中学校施設整備事業、栄養教諭を中核とした食育推進事業に伴う講師等謝金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、小中学校施設整備事業については、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じ、きめ細かな事業を積極的に実施できるよう、国から交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金に基づき

実施されるものであるが、事業実施に当たっては、本市小中学校における教育環境の充実とあわせ、厳しい経済情勢の影響を受けている本市商工業の活性化を図るため、地元業者への積極的な発注について鋭意努められたい。

次に、議案第62号「宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」は、宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体のうち、気仙沼市と本吉町が平成21年9月1日をもって合併し、本吉町が平成21年8月31日限りで同センターから脱退することとなり、これに伴い同センターを組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、気仙沼市と本吉町が合併することにより、本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が宮城県市町村職員退職手当組合から脱退することになり、これに伴い同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 佐藤英治

○議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第54号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険運営協議会の委員から「被用者保険等保険者を代表とする委員」を除くものであり、また緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月末日までの間に出生した被保険者に係る出生育児一時金を4万円引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第55号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、介護保険の被保険者がいる世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担合計額が著しく高額となった場合、一定の上限額を超えた部分を高額介護合算療養費として支給する制度が創設され、これに伴い「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」と、関連する3件の条例について、助成額から高額介護合算療養費を控除するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、地域新エネルギービジョン推進事業におけるバイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業費、財団法人自治総合センターの交付金を受けて行う藤倉親交会、松陽台町内会及び浦戸桂島区会の行事用備品整備に対するコミュニティ助成金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した東塩釜駅エレベーター整備事業費補助金、保育所の備品購入費、放課後児童クラブの施設用備品購入費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、コミュニティ助成金については、住民の自主的なコミュニティ活動の促進と住民の連帯意識を向上させる観点から、住民自治の中核となる町内会等に対し、コミュニティ助成金の活用のさらなる周知に努められたい。

次に、議案第60号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」は、34カ所の集会所を管理する指定管理者として、申請のありました管理運営委員会を適任と判断し、各集会所の指定管理者として指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、集会所の運営管理については、これまで指定管理者である管理運営委員会により効率的かつ適正に行われてきたところであるが、今後も安全で安心な運営管理が行われるよう、管理運営委員会の実情を踏まえながら、より一層の支援を努められたい。

次に、議案第64号「宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体のうち、気仙沼市と本吉町が平成21年9月1日をもって合併し、本吉町が平成21年8月31日限りで同広域連合から脱退することとなり、これに伴い同広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第56号「平成21年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、まちづくり交付金事業、市営清水沢住宅外壁改修事業、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業、貞山大橋整備事業等が計上され、また地方債補正において都市計画街路事業、公営住宅整備事業、橋梁整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成21年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、国の補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、本市魚市場に水揚げする漁船に補助するため、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、総額を1億4,940万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、当該予算は、マグロはえ縄船の「国際減船」の問題で水揚げ量の減少が懸念されるため、さらなる水揚げ漁船の誘致策として、水揚げ金額の1000分の3相当額を補助しようとするものであり、昨年実施した燃油高騰対策緊急支援事業に引き続き大いに評価するものである。

今後も新たな発想のもと本市独自の施策を講じるとともに、関係機関との連携を深めながら、本市水産業及び関連産業の振興になお一層努められたい。

次に、議案第58号「平成21年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、国の補正予算に伴う宅内貯留施設整備事業のため、歳入歳出にそれぞれ3,000万円を追加し、総額を48億6,860万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成21年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」については、国の補正予算に伴う海辺の賑わい地区土地区画整理事業の建物移転補償のため、歳入歳出それぞれ2,640万円を追加し、総額を4億1,390万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「市道路線の認定及び廃止について」は、都市計画法第29条に基づく開発行為の完了による公共施設（道路）の市への帰属に伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道南錦町5号線について認定及び廃止をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（志賀直哉君） 以上で、各常任委員会委員長の報告を終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号ないし第64号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第53号ないし第64号については原案のとおり可決されました。



日程第4 請願第9号

○議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第9号を議題といたします。

去る6月8日の本会議において、産業建設常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました請願第9号については、6月12日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第9号『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』の提出に関する請願については、今後の国の動向を見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（志賀直哉君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第9号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、請願第9号については委員長報告のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたしたいと思えます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。閉会いたします。

午後3時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月18日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 吉川弘

塩竈市議会議員 伊勢由典